

東京大会



会長挨拶

第71回（租研70周年）研究大会東京大会開催にあたり

公益社団法人日本租税研究協会会長

佃 和夫

（三菱重工業株式会社特別顧問）

開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

おかげさまで、当租研も記念すべき創立70周年を迎えることができ、本日は第71回租税研究大会開催の運びとなりました。これもひとえに会員の皆さま並びに関係各位のご支援、ご協力の賜物でございます。また、本日も多数の皆さまにご参加いただき、心から御礼申し上げます。

特に財務省矢野主税局長、総務省開出自治税務局長には、公務ご多忙な中、パネリストとしてご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、ご出席の皆さま方には常日ごろ、租研の事業活動にご支援・ご協力を賜っておりまして、この場をお借りいたしまして改めて厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の経済状況は、雇用、所得の面で改善がみられるものの、一方で、世界経済は不透明さが見受けられます。こうした中、今後とも持続的な成長を実現するためには思い切った成長戦略の実施とともに、財政健全化を進め、社会保障制度等を持続可能なものにすることが欠かせません。

わが国の長期債務残高は令和元年度末には1,100兆円を超えると見込まれ、GDPのほぼ2倍という、歴史的、国際的に最悪の水準が続いております。

そのような中、本年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2019」、いわゆる骨太方針においては、2025年度の基礎的財政収支



の黒字化達成を目指す「骨太方針2018」を着実に推進することとしておりますが、これは先送りが許されない喫緊の重要課題であります。長期債務残高の増加に歯止めがかからなければ、国際的な信認を得られず、わが国財政は持続不可能な不測の事態に陥る懸念がございます。

今後の人口減少社会では、高い経済成長を実現させることは決して容易なことではございません。経済成長だけに頼ることなく、社会保障費等の歳出改革を含む、思い切った財政健全化策を早急に展開しなければなりません。

次に税制についてですが、政府は経済社会の構造が大きく変化する中、税体系全般にわたるオーバーホールを進めております。

所得税制については、所得再配分はどうあるべきなのか。その中で税収の調達機能や所得再配分機能を有する基幹税である所得税はどのよ



うな役割を果たすべきかについて十分な検討を積み重ねる必要があると考えております。

法人税改革は「日本企業の国際競争力を高めること」と「日本の立地競争力の強化」を目指すものであり、そのためには少なくとも国際的に調和のとれた税制とすることが重要であります。

国際課税の分野におきましては、BEPS 最終報告書に沿って、国際的二重課税と課税逃れの問題に対し国際的に協調した取り組みが進められております。今後の税制改正においては、国際的合意に基づき、企業の経済活動や競争力を阻害することのないように、予測可能で、法的に安定した制度とすることが重要でございます。

消費税につきましては、本年10月の税率引き上げにとどまらず、超高齢化社会の財政を支える基幹税として、今後さらに消費税率を引き上げていく必要があると考えております。

私ども租研は民間研究団体として中立の立場から、税・財政の問題を調査・研究し、毎年、中長期的な課題を含め、あるべき税制改革について提言を行っております。

私どもはこれまでと同様に成長戦略と財政の健全化、社会保障制度改革を一体的に推進する

ためには、「経済活力の強化」と「安定財源の確保」を基本として、経済社会の実態の変化に即した税制改革への取り組みが必要であると考えております。

本日の東京大会におきましては、まず午前の部において一橋大学の佐藤先生から「消費税増税後の税制改革」と題してご報告をいただきました。この後、開催いたします「税制改革を巡る現状と課題」や、明日の「財政のフューチャー・デザイン 最後の機会」、「国際課税を巡る現状と課題」と、今大会では3つの討論会を予定しております。ご参加いただく皆さまは税制・財政に精通された方々ばかりでございます。大変有意義なお話を伺えるものと思います。皆さまとともに大きな期待を込めて拝聴したいと存じます。

最後になりましたが、ご出席の皆さま方の今後のますますのご発展をお祈り申し上げますとともに、当協会の活動につきましても今後ともご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。私の租税研究大会開催にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

消費税増税後の税制改革

一橋大学大学院経済学研究科教授

佐藤 主光

1. はじめに

よろしくお願いいたします。

本日の講演タイトルは、演題は、消費税増税後の税制改革ということで、内容を見ていただければおわかりのとおり、包括的に、所得税から、法人税を含めて、税制改革の全体像について、今後のあるべき姿についてお話しさせていただきますと思います。

よって、令和2年度の税制改正に向けてとかという話ではなくて、もう少し中長期的な視点、具体的には2040年に向けて日本の税制はどうあるべきなのかということを、私なりの考えということになってしまいますが、お話しさせていただきますと思うわけです。

2. 消費税増税

2-1. 消費税率引き上げ

この消費税増税を巡っては、やはり大きな誤解があります。世の中は、よく原因と結果を混乱させることがあるのです。多分、世間的には、消費税増税が原因となって、デフレに逆戻りするのではないか、不景気になるのではないかと



いう、そういう結果をもたらす、そういう懸念があるわけです。

そういう懸念を払拭するように、こちらもご案内のとおり、今年の政府は予算で大盤振る舞いをしているわけでありまして、よく国民の負担は消費税増税で大体5兆円分増えるだろうといわれています。軽減税率を加味して、大体5兆円増えるだろうということです。そのうち、3兆円程度は、幼児教育の無償化といった、いわゆる全世代型社会保障への転換によって緩和されるだろう。

5兆から3兆を引くと2兆が残るわけでありまして、この2兆円分の負担を軽減するように、例えばポイント還元とか、プレミアム付き商品

券とか、それから税制の世界でいきますと、ご案内のとおり、住宅ローン減税の拡充、それから車体課税の見直しといったものが行われたということになるわけです。

ということで、理屈上、今年は国民全体で見れば負担が発生しない。正確に言えば、増税期間は半年でありますので、実は、今年度に関して言えば、国民的に見れば負担の軽減になると、そういう計算になっているということになるわけです。

2-2. 社会保障と消費税

ただ、消費税の増税は問題の結果であって、実は原因ではないのです。では何が原因かといえば、これもご案内のとおり、日本の財政状況が著しく悪化している。

なぜ悪化しているかといいますと、もちろん政府が無駄遣いしているだろうという話もあるし、否定はしないのですが、主たる要因は、やはり社会保障、高齢化に伴う社会保障の増加、これをどう賄うのかというところで消費税増税が結果として出てきたということになるわけです。

社会保障につきましては、お手元の資料6ぐらいを見ていただきますと、何となくイメージで結構だと思うのですが、高齢化に伴い、増加の一途をたどっているわけでありまして、これは内閣府の試算によりますと、大体2040年には医療、介護、年金を合わせた社会保障給付が190兆円に達するだろうということになります。

それに見合うGDPの伸びがあればよいのですが、そうでもないものですから、経済全体にとってみて、この社会保障というのが大きな負担になってきます。

さて、この社会保障費をどう賄うのかというのが喫緊の課題ということになるわけです。当面は赤字で賄うとしても、いずれ赤字は解消しなければならぬわけですので、そのときに、どこかに、国民に対して負担増を求めなければならない。だから、問われてくるのは、負担増

をするかしないか、増税するかしないかではなくて、何を増税するか、どこに負担増を求めるかということになるわけです。

社会保障費というのは、大きく2つから賄われるわけでありまして、1つが保険料、そして残りが公費。あと自己負担というものもあるのですが、それは医療に関しては自己負担が1割程度ありますが、全体で見ると、ざっくり言えば、公費か保険料かということになるわけです。

基礎年金に関していえば、2分の1は公費が充てられているわけです。公費という言葉を使うと、少し曖昧になるのですが、要するにこれは税金ですので、要は税金で賄うか、保険料で賄うかという話になってくるわけです。

では、保険料はどうか？社会保険料といいますけれども、これは事実上の税金です。何が違うかということ、管轄が厚労省だというだけです。日本国においては、管轄が財務省だと税金と呼び、管轄が厚労省だと保険料と呼んでいる。ただそれだけです。

保険料というのは、昔は確かに受益と負担の対応関係うんぬんといわれていたかもしれませんが、実態は、今の若い人が払う保険料の多くは現在の高齢世代に回っているわけです。医療などは、集めた保険料の4割が、実は高齢者の医療費に充てられているという現実があります。極めて再分配的です。

つまり、自分たちの老後のため、自分たちが病気になったときのために保険料を払っているというよりは、今のお年寄りを支えるため、今の社会保障費を支えるために保険料を払っているということになりますので、その点でいくと、ほとんど税金と変わらないわけです。

この保険料はもちろん国民年金のように自営業の方が払う保険料と、会社に勤めている方々が払う厚生年金のような保険料がありますが、ことこの雇用に係る保険料、つまり厚生年金とか組合健保とか、こういう保険料というのは、ご案内のとおり事業主負担があるものですから、雇用する側から見れば、人件費増の要因

になっているわけです。

昨今、最低賃金が東京でも1,000円を超えるというので、中小企業の負担が大変ではないかという懸念がありますが、元々、保険料という人件費増があるのです。これは実は特に中小企業にとってみると大きな負担増になっております。

企業にとって一番大きな負担は、法人税ではありません。法人税はもうけたときに払えばいい税金なのです。ところが、社会保険料は、人を雇っている限り払わなければならない保険、つまり、あなたがもうけているかどうかは関係ないわけです。

ということになりますと、やはり雇う側から見れば、保険料によって人件費が上がるわけです。となれば、ある意味、雇用を抑えようという方向に働くわけです。或いは、事業主負担が発生しない形で人を雇う。具体的には、それが非正規雇用であったりするわけですし、短時間労働者だったりするわけです。

つまり、この社会保険料という、もう1つの社会保障の財源というのは、極めて雇用に対して悪影響ということになりますし、実は極めて逆進的でもあるわけです。逆進的というのは、つまり、所得があるかないかに関わらず、例えば国民年金の保険料を払わなければいけないし、市町村国保の保険料を払わなければいけないので、所得の低い方にとって大きな負担になっているのは、所得税でも消費税でもなくて、保険料なのです。

若い人に負担が多く、雇用に悪影響、かつ、所得の低い方々にも大きなしわ寄せになる。これが社会保険料です。

しかも、国際競争力上も望ましくない。人件費が高くなれば、その分だけ売る製品価格も高くなります。結果的に海外での競争力が阻害されるということになるわけです。したがって、国際競争力上もよくないということになります。

とすれば、今度は二者択一みたいになりますけれども、社会保険料で賄わないとしたら、で

はやはり税金のところが重要になってくるわけです。

では、その税金の中で何を使うか。もちろん税金にもいろいろあるわけです。所得税もあれば、消費税もあれば、法人税もあるわけですので、それは別に消費税でなくてもいいではないかという議論はありますけれど、ただ、これからの高齢社会、それから低成長の時代において、長い目で見て成長と親和性が高い税金はどれか。

税というのはどれでも、経済成長・経済活動にはマイナスなのですが、そのマイナスがより少ない税金は何かと考えてきたときに、やはり出てくるのが消費税ということになるわけです。

これももう釈迦に説法ですが、消費税というのは、多段階流通税です。いわゆる流通過程においては、仕入れ税額控除がありますので、税負担が累積しないようになっている。結果として消費者が負担する。消費者が課税事業者ではありませんので、課税事業者に関しては、仕入れ税額控除があるので負担がたまらない。非課税事業者、つまり消費者も含めた非課税事業者のところに負担が行くような立て付けになっているわけです。

結果としてそれは、国際競争力上も悪くない。例えば、仕入れ税額控除は輸出企業にも適用されますから、当然、海外に輸出した分についても仕入れ税額控除は適用される。もちろん、消費税ですから、海外に売った分については税金がかからない。これをわれわれは仕向け地主義とか、最終消費地課税という言い方をするわけです。そこを考えると、国際競争力上も、実は消費税というのはニュートラルということになるわけです。

実際、私たちは、例えば消費税を上げるときに、景気の腰折れをするのではないかと、所得の低い人たちに負担増ではないかということは言いますが、日本の企業の国際競争力や日本の立地競争力が阻害されるという議論はしないわけです。

つまり、国内での税負担の増加と、国際競争

力というのが、ある程度遮断されるというのが消費税のいいところなのです。つまり、消費税というのは、名前のとおり、消費段階における課税であるが故に、生産活動、それから国際競争力に対して、少なくとも直接にはマイナス影響を与えない。だからこそ長い目で見れば、成長或いは経済の活性化と親和性が高いというふうにいわれるということになるわけです。

なぜ消費税かということをもとめると、仕入れ税額控除がありますので、経済活動を損なわない。仕向け地主義なので、国際競争力とも遮断できるということになるわけです。これがまさに消費税が経済活動に与えるゆがみが小さいという理由になるわけです。

もちろん、公平という観点から見ても、よく消費税のことを不公平だと言う方もいますけれど、実は、消費税は案外公平かもしれないというのは、世代間で公平。どういう意味かということ、社会保険料は基本的には若い人、勤労世代が払っている。高齢者の方も介護保険料を払っていますとか、後期高齢者の医療保険を払っていますとおっしゃるかもしれないが、基本的には勤労世帯が多く負担をするというのが社会保険料ですが、消費税であれば、どなたでも消費はするわけですので、全ての世代が負担を分かち合えるという点では、世代間で見れば公平という部分もあるわけです。

それから、私たち経済学者は生涯所得という考え方をするわけで、今日稼いだ所得の全てを、別に今日消費に回さなくても、いずれ消費に充てると考えると、消費税というのは、生涯所得に応じた課税。なぜかという、生涯稼いだ所得が多い人は、生涯にたくさん消費をするからです。

今日は消費しなくても、将来は消費するかもしれないわけですから、生涯ベースで考えれば、そこまで逆進的とか不公平とはいえないかもしれない。つまり、所得の高い方々も、長い目で見れば、いずれ消費税をたくさん納めることになるからなのです。

2-3. 消費課税の国際的な流れ

これは、世界のトレンドでもあるわけでありまして、これもご案内のとおり、日本は10%など、まだかわいい方でありまして、ヨーロッパに行けば、普通旅行をすればびっくりするぐらいで、20%とか、デンマークは25%とか、そういった数字が出てくるわけです。

もちろん、軽減税率を入れているというご指摘もあるかもしれませんが、ニュージーランドなどは15%で一律です。

カナダが、よく5%で少ないと言うかもしれませんが、この5%は連邦の消費税でありまして、各州で消費税をかけているので、州の消費税を入れれば12%とか13%になるので、日本より高いのです。というわけで、世界的に見ても、実は消費税へのシフトが生じているということになります。これはこの後繰り返し強調します。

実は、消費課税というのが、これからの税体系を考える上での軸になります。つまり、世界的なトレンドは、所得課税から消費課税へとということになります。これは、昨今話題のBEPSでも同じことがいえます。

今、OECDでは、彼らはノンルーティングプロフィット（残余利益）と言いますが、要するに、ある種利益ですね、GAFAとかデジタル企業が稼いでいる超過利益、それに対する課税の在り方として、世界的にその利益を合算して、いったんアメリカの利益とか日本の利益とかヨーロッパの利益とか、会計基準が違うのでどうするのかと思うのですが、プラクティカルな話は横に置いておいて、概念的にはそれを全部合算して、それを、例えばユーザーパーティシペーションとか、マーケットインテンジブルとかという言い方をしますけれども、基本的には消費の行われている地域に応じて按分するということです。

だから、生産活動は、アメリカかもしれないけれども、消費活動がヨーロッパであれば、ヨーロッパがその利益の一部に対して課税ができるという、そういう立て付け、そういう改革

を提言しているわけです。

ここでも出てくるのは、やはり消費なのです。つまり、いわゆるGAFAとか、PE（恒久的施設）がない場合、どうやって課税権を認めるかという、それは消費地、市場があって消費が行われた場所に課税権を認めようということをしているわけですから、やはり消費地課税、消費課税という言葉を使うよりは消費地課税へのシフトということになるわけです。

したがって、国際課税の文脈を考えて、この後、今日紹介する仕向け地主義のキャッシュフロー課税というのが、実は最近、経済学者の間で流行しているのですが、これも含めて実は、法人課税の枠の中でも、この消費課税の考え方、アイデアというものを取り入れていこうという、そういう動きがあるということになります。

恐らく今世紀、少なくとも今世紀前半の世界の税体系は、いわゆる消費課税シフトになってくるし、ヨーロッパはもう結構高いので、彼らはこれ以上上げようがないかもしれませんが、日本の場合はまだまだ余地があるので、恐らくそちらの方に動くでしょう。

特に、高齢化を抱えた、しかも成長の低いわが国において、やはり消費税を軸とした、正確には消費課税を軸とした税体系の再構築というのが恐らく不可避になってくるだろうということになるわけです。

とは言いながら、消費税というのは、どうも嫌われっ子になってしまったのです。嫌われっ子になっている理由は、1つは、もちろん世の中的には景気に悪影響だとか、或いは不公平だという話もありますが、こういった批判に応える形で、例えば軽減税率を入れてみたり、プレミアム商品券やポイント還元を含めたさまざまな経済対策を講じてみたりすると、かえって制度が複雑になる。或いは、ばらまきという批判が生まれて、ますます消費税が嫌われっ子になっていくわけなのです。

これはある種の悪循環に、この国はちょっと陥っているところがあって、批判に応えるべく、

いろいろな対策を打つと、ますますそれが批判の対象になっていくという、そういう悪循環に陥っているのが今の消費税の現状かなと思うわけです。

今回、私は、消費税については成長と親和性があるうんぬんと言いましたが、もちろん消費税を上げる段階においては、駆け込み需要とか反動減という心配がある。だからこそその2兆円規模の景気対策だったわけです。

ただ、長い目で見れば、成長とは比較的親和性があるのだと思います。ただ、今回の消費税増税で、恐らく懸念すべきは、むしろ軽減税率の方でありまして、やはり現場で混乱すると思うのです。

テイクアウトとイートインの世界です。何をもって持ち帰りで見なし、何をイートインと見なすかというのは、恐らく現場でも試行錯誤になりますし、よく言いますが、子供のおもちゃとお菓子の組み合わせはどうかとか、いろいろ面白話はあるわけです。

もちろん、国税庁さんの方でいろいろなガイドライン、マニュアルを作っていますが、そうは言っても、やはり現場では、この場合はどうなのか、あの場合はどうなのかというのは、多分しばらくは出てくると思います。

したがって、負担軽減のために入れたといわれる軽減税率が、実は現場の負担増につながるという、ちょっと皮肉があるのかなと思うわけです。

3. 法人課税の見直し

3-1. アメリカ及びイギリスの場合

さて、税体系全体を見ると、消費課税がこれからの軸になるとして、では、法人税や所得税はどうしたらいいのかということについて、1個1個テーマとして取り上げたいと思います。でも、今日私がお話しするのは、日本の法人税の話ではありません。アメリカの法人税の話になります。

ご案内のとおり、トランプ税制というべきか、去年の米国の税制改革におきまして、大きな税構造、法人税の転換がなされたわけです。日本においては、税率が21%に下がったという大規模な減税が大きな話題になりますが、実はそれだけではないのです。

課税ベースの大きな転換があったわけでありまして、その1つが、利払い費控除の制限です。支払利子控除の制限が課せられた。それから、投資に関していうと、これは2023年までの時限立法ですけれども、即時償却が認められるようになった。繰越欠損も、無限で繰り越しを認めるということになりましたので、課税ベースの大きな見直しが行われている。それから、課税地原則も、日本も転換してしまいましたので、全世界所得課税をやっていたのはアメリカだけだったのです。

どちらかというと課税地原則も、全世界所得課税から、いわゆる源泉地主義、或いは、正確に言えば海外配当益金不算入制度になりますけれども、源泉地主義的な課税へと転換をするということになるわけです。したがって、アメリカの企業も、海外で稼いだ分については課税権が及ばないということになります。

ただし、国内立地企業の優遇策として、いわゆる GILTI という形で、海外の子会社の無形資産に関しては、その超過利益に課税をするということ、それから、FDII ですけれども、逆に、海外に輸出した企業、輸出に関しては減税してあげるという、輸出に係る所得については減税してあげるという、こういった措置が講じられているわけです。

これは、無形資産という言葉が付いているのですが、IMF の人に聞いたら、無形かどうかはあまり関係ないらしくて、ポイントは海外子会社に対する支払いというものに、これまでは全部それは控除されていたことに制限を加える。言い方を変えると、海外子会社への支払いに対して課税を強化する。それから、輸出に対しては減税を行うという、そういう仕組みになって

いるわけです。

これを全部つなげると、2つの姿が見えてくるのです。

1つは、キャッシュフロー税化です。つまり、課税ベースは何かといわれると、これは、売り上げから、これまでは人件費を引いて、減価償却費を引いて、利払い費を引いてあげる、これで所得を計算していたわけです。だけど、利払い費は控除しません。それから減価償却は、即時償却なので、買った段階で減税してあげますというのは、これはキャッシュフロー税なのです。最終的には。このキャッシュフローという形になっているということです。このキャッシュフロー税というのが、実は抜本的な税制改革の1つの要です。

イギリスでは、1978年に「ミード報告」が出たときに、初めてキャッシュフロー税というのが提唱されたわけです。名前のとおりキャッシュフローです。売り上げ－仕入れ－人件費です。したがって、本当にいわゆるキャッシュフロー会計のキャッシュフローです。これを課税ベースにしたかどうかという、そういう議論が出てきました。

結論だけ申し上げると、このキャッシュフロー税というのは、消費課税と同じなのです。なぜかといわれたら、消費というのは、所得から投資とかを引いたものですから。つまり、投資は、皆さんは貯蓄という言葉を使いますが、貯蓄は投資に回りますので、所得から投資を引いたものが消費なので、まさに投資を即時償却してあげるということは、消費税をかけているのと基本的には変わらない構造になるわけです。

したがって、キャッシュフロー税というのは、一言で言えば消費税化なのです。そちらへの転換を目指そうというのが、イギリスで、今から40年ぐらい前にミードさんという方を中心に、「ミード報告」として提言されたわけです。

それが最近、最近といっても3、4年前になってしまいますけれども、「マーリーズレビュー」という形で改めて提言されました。マー

リーズさんというのは、ノーベル経済学賞を取ったイギリスの経済学者なのですが、そのマーリーズ卿を中心に、「マーリーズレビュー」という、イギリスの抜本的な税制改正として提言が出ていまして、その中でも、法人税のキャッシュフロー税化、正確にはACEという形を取るのですが、実態はキャッシュフローと同じ考え方なので、キャッシュフロー税化が提言されているということになります。

世界的に見ても、キャッシュフロー税というのが1つの学者の間でのアイデアですし、後でも紹介しますが、幾つかの国では、実際にそういう法人所得課税をキャッシュフロー税に転換していくという流れがあるということです。

二つ目に国内立地企業の優遇策というのを見ると、これは何をやっているかという、海外に対する支払いは控除しません。控除しないという意味で課税しますと言っているわけです。これというのは、要するに輸入課税で、FDIIは、輸出に対しては減税します。極端なことを言うと、税金をかけませんということは、輸出非課税です。

輸入課税、輸出非課税というのは何かというと、実はこれは消費税なのです。つまり、仕向け地主義の消費税。消費税というのは、輸入に対しては課税をし、輸出に対してはゼロ税率を適用します。税率はゼロではないのですが、スピリッツとしては、実は、仕向け地主義に近い構造に転換していつているということになるわけです。

つまり、トランプ税制は、一口でいえば、法人税の仕向け地主義化、そしてキャッシュフロー税化に向かっていつているという、そういう流れが何となく見て取れるということになるわけです。

3-2. 仕向け地主義型キャッシュフロー課税

実は、この仕向け地主義型キャッシュフロー税というのは、トランプ政権ができたときに話題になった税金なのです。皆さんはそれを国境

税として覚えているはずなのです。

あのとき、日本からの輸出に対して、日本からの輸入に対して課税をするというので、大騒ぎしていましたが、でもあれは何を言っているかという、基本的には、輸出に対して非課税、輸入に対して課税、しかも課税ベースはキャッシュフローに転換するので、消費税化なのです。

これは後でもう1回申し上げますが、こういう議論がアメリカで出ていた。それをわれわれは、国境調整とか、国境税だという言い方をしていましたけれど、実はこれ自体は、仕向け地主義型のキャッシュフロー税というアイデアなのです。キャッシュフローに対して課税を行う。

課税地原則は、基本的には消費税と同じ仕向け地主義にしましょう。仕向け地主義という、舌をかみそうですけれど、要するに、何のことはなく、輸出に対しては税金をかけません、輸入したものについては税金をかけます。正確には、輸入したものについては損金算入しませんという言い方です。損金算入しないという意味で課税と言っているだけです。

そういう方向に転換しませんかというのが、この仕向け地主義キャッシュフロー課税ということで、トランプ政権ができたとき、下院共和党がこのアイデアを打ち出してきたわけです。結果的にそれは通りませんでしたけれど、ただ、去年の米国税制改革を見ると、そのスピリッツは感じるわけです。

課税ベースをキャッシュフローに近づけ、課税地原則を仕向け地主義のようにし、正確には輸出は減税、輸入、つまり海外子会社に対する支払いに対しては課税強化をするということになりますので、その点においては、仕向け地主義のようになっているということになるのだと思います。

日本では、こういう議論がなかなか出てこないのです。つまり、私も政府税制調査会で、例えば法人税減税の議論に関わりましたが、どちらかというと日本は、ずっとやってきたの

は、課税ベースを広げて、例えば租税特別措置を見直す、それから損金算入に制限を加える、減価償却は定率から定額に転換する。そういった形で、課税ベースを広げる、それと見合いで法人税率を下げるという、そういう方向だったわけです。

多分それは、ある意味、昔のアメリカ税制改革、それからイギリス、ドイツの税制改革においてもそうだったのです。例えば2007年ドイツの税制改革においても、基本的には課税ベースを広げて、税率を下げるという、そういう流れだったのですが、ただ、ここに来て、別の考え方も出てきているわけです。

それは何かというと、課税ベースそのものを見直す。所得課税ではなくて、キャッシュフロー課税にしまったらどうかという、そういう考え方です。これはずっと、経済学者の間での机上の空論のように思われていたのですが、実は幾つかの国はやっているのです。例えば、ここに書いていませんが、イタリア・ベルギーは、ACE という形でキャッシュフロー税と税等価な制度を入れていますし、実はエストニアも、キャッシュフロー税的なものを入れています。

議論としては、オーストラリアが、あそこは天然鉱物がたくさん出るので天然資源産業に限られますけれども、それに対するキャッシュフロー課税というのを行っています。先ほどご紹介した「マリーズレビュー」の中でも、そういう法人課税のキャッシュフロー化というのが提言されているということになります。

トランプ税制が、初めてこのキャッシュフロー税化を言ったわけではなくて、米国税制諮問会議というのがブッシュ政権のときにありまして、その中でも、中小企業課税を対象に、キャッシュフロー化というのが提言されているのです。こういった流れが1つあるということです。実はIMFも日本に対してACE というものを入れたらどうかということを提言しているということもあります。細かいことは言ひませ

んが、ACE もキャッシュフロー税の1つです。

まだ採用している国は少ないですけども、ただ流れとしては、これからは、利払い費は認めない、利払い費の控除は認めない、その代わり、投資は即時償却を認めていくという形で、キャッシュフロー化を進めていく流れというのは出てくるだろう。さらにそれを一歩進めると、仕向け地主義というものを採用する、課税地原則として仕向け地主義を採用するという流れが出てくるかもしれないということです。

仕向け地主義型、平たく言えば輸出に対して非課税、輸入に対して課税、正確に言えば、輸入に関しては損金不算入、つまり外国に対する支払い、特に子会社に対する支払いとかは損金不算入という、こういう仕組みというのは、実はBEPS対策にもなるのです。

細かいことは説明しませんが、アメリカは意外と、OECDのBEPS対策に対してこれまでちょっと冷淡だったわけで、冷淡だった1つの理由は、彼らとしてはBEPSの抜本的な改革としては、この仕向け地主義課税があるだろうと考えているからみたいなのです。

要するに、輸出に対しては非課税ですので、例えば海外子会社に対して幾らで売っても、それは課税対象には元々ならないし、より重要なのは、移転価格税制などでよく問題になるとおり、課税ベースを圧縮するように、あえて高い対価を子会社に払うというのはよくやるわけです。ところが、仕向け地主義の場合は、海外に対する支払いは損金不算入なので、いくら高い値段で海外子会社に支払いをしても、それ自体、減税にはならないわけです。くどいようですが、海外に対する支払いは元々損金算入されませんから。

しかも、過少資本税制でもいわれるように、利払いという形で海外に利益を移転させるということもありますが、キャッシュフローというのは、利払い費は元々控除の対象にならないのです。したがって、利払い費をいくら積んでも、それ自体、課税ベースを変えないわけです。実

はこれは、究極の BEPS 対策ではなかもいわれているわけです。

したがって、アメリカにおいて、そういう仕向け地主義型のキャッシュフロー税というのが出てきた背景というのは、こういう BEPS 問題というのもひとつあったということになるわけです。

やはりアメリカは、もしかしたらこちらの方向にそろりそろりと、実は、ご案内のとおり、仕向け地主義型キャッシュフロー税というのは、これは WTO 違反ではないかということで散々いわれていたのに、あまり露骨にはできないかもしれませんが、そろりそろりとその方向に動いていっているのかなというのが、ちょっと見て取れるということです。

それは、アメリカの話でしようと思われるかもしれませんが、実は同じことを既にヨーロッパがやっているのです。どういうことかという、先ほどお話ししたとおり、ヨーロッパの税制改革も、消費税を上げる、他方では、法人税は下げる、それから、社会保険料も抑えるという、この組み合わせです。消費税を上げて、法人税を下げて、社会保険料を抑える。

さて、この組み合わせを全部合わせると仕向け地主義のキャッシュフロー税になるのです。なぜかといわれると、法人税は下げているので、課税としては仕向け地主義型の方にシフトしているわけです。それから、消費税というのは、皆さんが賃金から所得を得た、そこから消費しても消費税を払うし、皆さんが配当から所得を得たとしても、そこからも消費税を払いますが、賃金の部分に関しては、社会保険料で減税してあげるわけです。

すると、結果的に見ると、皆さんが企業から受け取る利益、配当とかキャピタルゲインとか、正確にはわれわれはレントという言葉を使いますが、そういったものに対して課税を行う消費税、企業からの利益、そこを源泉に消費をした、その部分に対して課税を行っているといっているのと変わらないのです。

全体として見ると、実は、消費税を上げて、保険料を下げて、法人税を抑える、ここでは廃止と書いていますが、減税をするという、この組み合わせ自体が、仕向け地主義型のキャッシュフロー課税というのを示唆するということになるわけです。

これは既にヨーロッパの中では、税制改革のトレンドとして進められてきているわけです。日本では、もちろん消費税を上げることはしていますが、社会保険料も上がっていますし、法人税率も29%で高止まりなのです。今、OECD の平均は25%ですから、実はまだちょっと高いのです。

したがって、日本はこういう改革からは少し立ち遅れているところがあるのですが、アメリカでは、これを法人税改革として、課税ベース、課税地原則の転換を行っているし、ヨーロッパにおいては、ちょっとトリッキーではあるのですが、この税制改革の組み合わせ、いわゆるタックスミックスの組み合わせによって、仕向け地主義型課税、しかもキャッシュフロー課税へ転換していっているということになるわけです。

こういった流れが世界のトレンドということになるのかなと思います。日本も、一応、法人税率を下げたので、一段落というところはあるのですが、世界的にまだ、国際的租税競争は続いていますし、BEPS 問題もありますので、法人税の今後の在り方というのは、こういう新しいアイデアを含めて考え直す、そういう時期に来ているのではないかというふうに思うわけです。

4. 所得税と働き方改革

4-1. 所得課税の現状

所得税ですが、政府税制調査会としましては、所得税については、やはり再分配機能を強化するという方向に転換しようと思っているわけです。しようとしているわけです。これまでもそういう提言を続けてきたわけです。

再分配機能の強化という、普通は最高税率を上げるとかというイメージがあるかもしれませんが、違います。ここで言っている、日本の最高税率は既に、地方税を合わせれば55%なので、これ以上上げる余地は多分ないので、最高税率を上げることではなくて、やはり課税ベースを見直すという方向での転換、具体的には、給与所得控除を今回下げた、縮小して、基礎控除に付け替えたりしているわけです。こういう形での課税ベースの見直しをする。それから、税調の中では議論が割れるのですが、税額控除化です。所得控除を税額控除に転換するという、そういう議論も行われているわけです。

いずれにせよ、課税ベースを見直すという形で、再分配機能を強化したいという、そういう流れになっているということです。

われわれが留意しなければいけないのは、働き方の多様性です。所得の低い方々に対して、どう支援するかということもあるのですが、所得の低い人、高い人を併せて、働き方に対して中立的な税制をどう仕込んでいくかということが、今度は大きな課題になってくるわけです。

税制の基本原則は、公平であること、つまり再分配が利くこと、中立であること、あとは簡素ですね。中立性というところにクローズアップさせると、働き方に中立的な税制をどう作っていくかというのが、今議論になっているということです。

その一環として、例の配偶者控除の見直しが行われたわけでありまして、あれでよかったのかどうかわからないのですけれども、一応、103万円を150万円まで引き上げることにはなっているわけです。

ただ、配偶者控除のような仕組みとか、あと、今では130万円の壁、従業員が500人以上の事業所に関しては、今は106万円の壁ですよね。これが、やはり働き方を、特に主婦層のパートの働き方を、パート労働者の働き方を大きくゆがめているという、そういう批判はありますので、パート労働者も含めて、働き方に対して障害し

ない、彼らの働く意欲、インセンティブを阻害しないような税体系をどう作っていくかということが問われてくるということになるわけです。

ここでもう1つの軸、今私はパートのお話をしましたが、働き方に中立的なというときに、もう1つ考えるべき軸があるのです。それは何かというと、フリーランスの問題です。正確にはフリーランスだけではなくて、正規が非正規で分けてもいいのですが、キャッチーなので、最近話題は、雇用的自営（フリーランス）の存在です。恐らくこれから、フリーランスといわれる人たちのシェアが増えていくだろうというふうにいわれているわけです。

具体的には、フリーランスというのは、例えばシステムエンジニアとか、お医者さんでもフリーランスの方がいます。それから弁護士、会計士、ある種、企業と契約を結んで、その契約の枠の中で仕事をする人たちのことです。もちろん1回に複数の企業と契約を結ぶ方々もいるわけです。

今、このフリーランスというのは、基本的には自営業者と同じ扱いになっているわけでありまして、例えば経費については、普通のサラリーマンの方々は給与所得控除という形で概算控除が利く一方で、雇用的自営（フリーランス）の方々は、自営業者と同じで、実額控除になるわけです。

社会保険に関して、先ほど紹介させていただいた社会保険料の問題ですが、社会保険に関していえば、正規雇用の方々は、厚生年金とか協会・組合健保に入りますが、フリーランスの方々は、国民年金や国民健康保険、いわゆる市町村国保に入ることになります。

これらが彼らの税負担を大きく変えるわけです。つまり、同じ所得を稼いでいても、所得という言い方は正しくないですね、同じ収入を稼いでいたとしても、払う税金、或いは負担する保険料が変わってくるという、そういう構造になるわけです。これが働き方に対して中立的ではない。思わぬ、働くことに対する壁になりか

ねないという問題があるわけです。

私は経済学者なので、こういう数字を使った議論をしますので、ある試算をしてみたのです。あなたがフリーランスか、あなたがサラリーマンかによって、払う税金、それは社会保険料を含めて、払う税金がどれくらい違うのかなということを比較してみました。実際の今の制度を前提にしたときに、本当のところ幾ら払うか。

家族構成は、妻（配偶者）が100万円未満なので税金を払わない人です。子供は一応4歳なので、児童手当の適用があり、扶養者控除がない世帯です。そういう子供が1人という、こういう家族形態を前提にして、あなたが雇用的自営か、或いは、あなたがサラリーマンかによって、何が変わるか、この税金がどう変わってくるかということを見てみたわけです。

これを私たちは実効税率という言葉で説明します。実効というのは、ここでいうのは、単に名目上の税金、例えば所得税だけではなくて、その中には住民税や社会保険料、それから、細かいですけど給付といったものも織り込むというのが実効税率ということになります。

平均と限界、われわれ経済学者は限界という言葉が好きですけど、要するに限界というのは、あともう10万円稼いだときに、どれくらい税金が増えるかどうかというのを測っている。平均というのは、あなたの収入に対して、どれくらい税金を払っているかというのが平均です。

こうした実効税率でみると税負担は全く変わってくることになります。保険料の減免というものもあるので、実は国民年金や国民健康保険には保険料の減免措置というがあるので、一応、減免措置もちゃんと考慮すれば、所得の本当に低い方々は、実はサラリーマンより負担がちょっと低いのですが、途中から逆転するわけです。

140万円から250～260万円、300万円弱にかけて正規雇用の人より非正規の人たちの負担が多くなる。その後ずっと実は、正規よりフリーランスの人の方が、保険料や税金の負担が高くなるという、そういう結果が出てくるわけです。

これは水平的に不公平です。同じ収入を得ている。雇用的自営といいますが、実態は、やっていることはそんなにサラリーマンと変わらないのです。やっていることは変わらないという言い方はあれですが、所定の何らかの契約関係で仕事をさせられるので、仕事の中身は、実はサラリーマンとそこまで大きく変わらない。本来、同一労働、同一賃金の対象者なのです。

同一労働・同一賃金、同一賃金・同一税金でなければいけないというのが水平的な公平という考え方です。いわゆる「九六四」とかで不公平というのは、同じ収入、同じ所得を稼いでいるのに、払っている税金が違うから不公平だと言っているわけですから、本来は、同じ税金を払うべき2人が、実は全く違う税負担を負う、社会保険料を含めて、全く違う税負担を負うという構造になってくるわけです。

限界もあるのですが、あともう10万円稼いだとき、税金はどれくらい増えるかなのですが、実はフリーランスの方々の場合激しく振れるのです。130万円の壁に近い状況が生まれると思ってください。あともうちょっと働くと、かえって税金が増えて、やっていられないと、そのような感じですか。したがって、これは働く意欲を阻害しかねないという、こういう問題も出てくるということです。

4-2. 所得課税の見直し

今の所得区分の在り方が、本当は、今の働き方の多様化に追いついていないのではないかな。例えば、サラリーマンであれば、今の所得区分は給与所得、フリーランス（雇用的自営）であれば、その人の所得区分は事業所得なのです。

でも、やっている仕事の中身はそんなに変わらない。そんなに変わらないのに、どうして税制上このように違う扱いをしなければいけないのかという議論はあつてしかるべきでありまして、だとしたら、この所得区分、本当は、統一しろというのは極端かもしれませんが、でも見直すべき時期が来ているのかもしれないという

ことです。

例えば、フリーランスの方にも、概算控除を認めてあげてもいいのではないか。今の給与所得控除は高過ぎるかもしれませんが、でも、給与所得控除を適正化することを前提に、給与所得控除をフリーランスの方にも認めてあげる。

逆に、サラリーマンでも、今は特定支出控除というのがあるではないですか。同じように実費というのがあるわけです。今なら、自分のためのスキルアップのために大学に行って授業料を払いましたでもいいのですけど、自分のスキルアップのために何らかの支出をしている人たちもいるわけですから、こういった実費を、ちゃんと考慮するということはあっていいかもしれない。

サラリーマンにも、実費控除を認めてあげてもいい。具体的に言えば、特定支出控除を拡充してあげてもいいだろうということです。つまり、あなたがサラリーマンか、あなたがフリーランスかではなくて、選択制にして、つまり経費として私は概算控除を希望します、もちろん、明瞭会計を前提に実費控除がいいですという、ある種の選択制にしてもいいのではないかと思います。

いずれにせよ、働き方が多様になってくると、所得区分が日本は10種類ありますけれど、どの所得を当ててるのかというのがよくわからなくなるわけです。今でも、例えばビットコインのやつは雑所得だとか、民泊の収入はどちらか、雑所得ですよ。この所得は何かというのがだんだんわからなくなっている現状なので、もう少し所得区分の在り方というのは、ざっくりしていてもいいかもしれないし、もうちょっと実態に即する形で見直してもいいのではないかと思います。それが1つの問題提起になります。

あと、日本には3つの所得があるのです。3つの所得というのは、つまり所得税という所得、それは何かというと、給与収入から、例えば所得計算上の控除、具体的には、サラリーマンで

あれば給与所得控除、それから自営業者であれば実費を引いたもの、さらにそこから人的控除、基礎控除を含めた人的控除を引いた所得というもの、それから個人住民税の所得、考え方は同じですけど、適用される人的控除の金額が違う。

それからさらに、社会保険料でいうところの所得、これは全く違うのです。通勤費が入るか入らないかとか、そもそも人的控除はないし、したがって、社会保険料でいうところの所得というのがあるわけです。

しかし、所得というのは、1種類で良いではないでしょうか。いろいろな働き方をすれば、いろいろな形で所得を得るわけですし、そのために制度によって所得の定義が違うということは、逆に、税制上でいうところの簡素化、簡索性に反するのではないかと思います。

であれば、個人住民税も、所得税も、社会保険料も、所得の定義を統一しませんかということです。その意味するところは人的控除の税額控除化です。つまり、所得は所得として定義して、税金を適用して、あとは税額控除で引いてあげて、支払うべき納税額を決めるという考え方です。

国の所得税の場合は再分配がありますので、人的控除、税額控除を手厚くすればいいし、個人住民税の場合は地域社会への会費でありますので、扱う地域社会への会費でありますので、この税額控除は少なくともいいかもしれない。社会保険料は、元々根っこから取っているの、そういう控除は要らないのかもしれないし、基礎控除分だけ認めてあげていいのかもしれない。

そういう形になって、所得というものは統一しておいて、それに対して違う税額控除を適用することによって再分配の程度をコントロールするという、そういう考え方があっていいのかもしれないということです。

実に税制というのは不思議なもので、今言った通勤手当から、人的控除の扱いから、住民税と社会保険料で違うというのは、ちょっと制度

を複雑にしている面が否めないということです。

そうやれば、概念図になりますけれども、同じ課税ベースに対して社会保険料を適用し、同じ課税ベースに対して地方税を適用し、同じ課税ベースに対して国税、累進課税を適用するという、こういう、もうちょっときれいなスキームが作れるのではないかとということです。

基本的に、ここで所得というのは何かと言われたら、所得は、収入－必要経費、フリーランスの方々は、概算控除を選択してもいいという、そのような仕組みも考えられるのではないですかということです。

いずれにせよ、今、税調の中でも侃々諤々の議論があるのですが、所得控除をこれからこのままにしておくかどうかです。税額控除の方にシフトさせるかどうかというのは、実は、他の制度との整合性、例えば所得税と個人住民税、或いは社会保険料との関係を考える上でも重要ということになるわけです。

あと、再分配機能を強化するという観点から、もう1つ言わなければいけないことは、所得情報の活用です。どうしても、所得情報というのは何のために取るかという、税金を取るためと思われがちですが、実はこれからは適正な給付をするために所得情報というのは必要なのです。

例えば、所得の低い人たちに対する保険料の減免、先ほど申し上げたとおり、保険料の減免措置というのがあるのですが、今はやり方がちょっと粗いのです。保険料の減免とか、或いは、逆に所得に応じた介護や医療の自己負担の変化、現役所得並みであれば、高齢者であっても1割ではなくて3割負担してくださいとか、そういう仕組みも考えられるわけですから、給付に所得情報を連結させるということがすごく大事になってきます。

何が言いたいかというと、これからは税金を取るためだけではなくて、再分配機能を強化するためには、所得の低い人たちに対して適正な給付を行わなければならない。それは、保険料

の減免であれ、自己負担の減免であれ、そういう適正な給付を行わなければならない、或いは、負担軽減措置を講じなければならないということを見ると、そういう所得の低い方々の適正な所得情報が必要になってくるということになるわけです。

これは、イギリスにおいてユニバーサルクレジットというのがあるのですが、このユニバーサルクレジットは、前の月の所得情報を使って今月の給付を決めるのです。日本の場合は、本当は去年の所得情報を使っているのです。リアルタイムに所得情報を、課税当局とユニバーサルクレジットとを管轄している省庁が、福祉をやっている省庁が、共有して、そして所得の低い人たちに対して給付を行うわけです。

ユニバーサルクレジットは、平たく言うと、勤労税額控除、いわゆる給付付き税額控除に近い仕組みなのですが、そういう適正な給付を行うために、所得情報をリアルタイムに把握していくということが重要になってくる。

リアルタイムというのは、これからのキーワードになるかもしれません。なぜかというと、所得というのは大きく変わる。特にフリーランスの方の所得というのは、すごく変わります。したがって、去年の所得をベースに給付を決めていても、今年、所得が低いかもしれないし、逆に今年は去年より多いかもしれないわけですから、給付の適正化にならないのです。

したがって、リアルタイムに正しい所得情報を把握して、それを適正な給付につなげていくということが、やはり求められているということになるわけです。これは、私は一言で、所得情報は公共財だと言っているのですけれども、単に税金を取るためではなくて、いろいろな目的があるということです。

5. 金融課税

5-1. 金融所得課税の問題点

今日最後の話題になりますが、金融課税についてです。ここに来て、もう1つ、所得再分配機能の強化という観点から、もう1つ議論されているのが、金融所得に対する課税強化の是非ということになります。

ご案内のとおり、よく出てくる図なのですけれども、所得の高い人が、意外と税金を払っていないのではないかという議論があって、なぜかと言われたら、所得の高い人というのは意外とキャピタルゲインとか配当とか、そういう金融所得の比重が高くて、それらは累進税率ではなくて、20%の一律比例税なので、結果的に見ると、所得の高い人たちの負担が下がっているのではないかという、そういう批判があるわけです。

したがって、税調などでも、一部の委員の方々は、むしろ金融所得も累進課税を適用すべきだ、総合課税的に考えると、累進課税を適用すべきだという議論もあります。

私はどちらかというと二元所得税派ですけれども、二元所得税を主張する側にしても、今の20%の税率でいいのかということは、やはり問われてくるのではないかという、そういう話があるわけです。

ただ、もう1つ矛盾した要請があって、それは何かというと、金融所得課税をむしろ減税しなければいけないのではないかという話です。これは何の話かということ、資産形成に対する支援です。

金融庁の報告書で有名になりました。何か誤解されていますけれども、今のお年寄りが2,000万円必要だというのではなくて、今の若い人たちが老後に備えて幾ら貯金をしなければいけないかということ、金融庁の報告だと2,000万円ということになります。その金額の是非は横に置いておいて、やはり今、若い人たちの老

後の備えとして、資産形成というのを支援していかなければいけないという、そういう議論が一方ではあるわけです。

つまり、一方では、金融所得課税を強化しろ、今の20%では低いのではないかという議論があり、他方では、若い人の資産形成を支援しろという議論があるわけです。これら2つをどうやってうまく取り込んでいくかということです。これが今、新しい税制改革の中で、この2つの要請にどう応えていくかです。くどいようですが、金融課税を強化しながら、他方では資産形成を支援するという、この要請にどう応えていくかということが、問われているということです。

われわれの長年の課題としてもう1つあるのは、貯蓄から投資という、リスク投資を喚起しようという、そういう話もあるので、そちらの目的ともちゃんと整合性を保たなければならないという話があるわけです。

ここで軸になるのは、若い人とお年寄りに分けるという言い方は露骨ですけど、若い人たちの話と、恐らくお年寄り、高齢者の話をちょっと切り分けて考えましょうということで、資産形成に関していうと、当たり前といえば当たり前なのですけれども、お年寄りの方が貯金をたくさん持っているわけです。60歳から69歳、平均すると2,000万円弱の貯金がある。

若い人たちは、もちろんこれから稼ぐ、これからなので、貯金がないわけです。ただ、今の賃金プロファイルとか、賃金の伸び率を見ると、今の若い人たちが、彼らが60歳になったときに、今のまま放っておいて、今のお年寄りと同じだけの資産が形成できるかといわれると難しいようにも思います。

つまり、昔に比べれば賃金の伸びがかなり穏やかになっているということ、それから、雇用が多様化、流動化しています。先ほど申し上げたフリーランスを含めて、非正規雇用が増えていくということを考えると、彼らは年功序列の恩恵にあずかれませんので、必ずしも年を取れ

ば所得が増えるという構造にもなっていないということになるわけです。ですので、この若い人たちの資産形成をちゃんと支援していかなければいけないという話が出てくるわけです。

今の若い人も、相続という形で資産形成できるのではないかと議論もあるのですが、今の相続は、どちらかというと老老移転に近くて、若い人に資産が移転するというよりは、90歳のおじいさん・おばあさんから60歳のおじいさん・おばあさんへの移転というのが、多分これから増えてくるだろう。実際に多いのです。

したがって世代間の移転というのを期待していても、若い人の資産形成にはつながらないというのがポイントです。したがって、彼らの資産形成、自助努力を側面支援するような税制の構築というのが、やはり必要になっているということになるわけです。

5-2. 金融所得課税の見直し

ではどうするかという話になりますけれども、2つの問題を分けて考えるということで、これからの資産形成、つまり若い人たちのこれからの資産形成については、やはり税制上の優遇措置を取りましょう。具体的には、これはEETとか、TEEといいますけれども、ここで大事なものは真ん中のEです。

つまり、資産を形成するに当たって生まれてきた運用益、利子であれ、配当であれ、キャピタルゲインであれ、これらについては課税対象にするのはやめましょう。43ページです。あと、拠出する段階でE、つまり所得からの控除を認めてあげる。或いは、拠出する段階、貯金する段階は、税金をかけているけれど、或いは税引き後の所得からの貯金になるけれど、貯金を引き出したときには課税しない、TEEです。

EETか、TEEか、どちらかのスキームになるのですが、そこは納税者が選択してもらってもいいので、基本的には、真ん中のEを含めて、資産形成を支援する仕組みを作っていないかということです。

実際、これは、政府税制調査会の中でも、今言ったとおり、老後の生活に備える個人の自助努力を支援するという観点から、働き方にも左右されない、働き方やライフコースに影響されない公平な制度を作っていくということで、側面支援をしましょうということです。若い人たちの資産形成の側面支援をしましょうということと、それから、あなたがサラリーマンか、あなたが自営業者かとか、そういったこと、或いは、どういう形で労働しているかという、そういう働き方に依存しない形での、あまり影響されない形での支援、税制上の支援というのが考えられないかということは議論されているわけです。

これは何の話かという、実は、これは、参考になるのはカナダとかのケースでありまして、カナダと、アメリカもそうですけれど、カナダやアメリカなどでは、老後の資産形成ということで、ただカナダの場合ですと、RRSPとかというのがありますが、これはEET型です。そういう資産形成を支援する税制上の優遇措置というのがあるということです。

それから、もちろん日本でもiDeCoがあり、NISAがありとか、財形がありとか、いろいろな貯蓄、老後に備えた貯蓄形成、資産形成というのがあるわけです。

基本的には、もちろん無制限に拠出を認めるわけではなく、例えば、このRRSPに対して、今年1,000万円の貯金をしますという、それを全部所得から控除してあげるというのは、いくら何でもむちゃなので、一定の枠があるわけです。今年は、例えば50万円までとか、100万円までといった、拠出に対して枠がはめられている。枠の中で拠出する分においては、課税対象にしませんというのが、こういう基本的な資産形成の支援の立て付けになるわけです。

拠出に対する支援の枠、上限については、カナダなどだと、あらゆる資産形成、例えばRRSPでもいいし、TFSAでもいいのですけれども、いろいろな資産形成のやり方があるので、



確定拠出から確定給付とか、いろいろなものがあるのです。

それの中で統一した枠を作っておきまして、これら全部の個々の資産形成の合算した金額が上限以下であれば非課税にして、超えたら課税というやり方しているわけで、だから、私が自営業でiDeCoに入っている、或いは、私がサラリーマンで401kに入っている、同じ上限が適用されるということです。

どういう形で資産形成するかによって、税制上の扱いが変わるとかということのないようにしましょうというのがカナダの仕組みということになります。

いずれにせよ、若い人たちが資産形成する分においては、拠出に対しては一定の枠をはめることは大事なのですが、1億円拠出されても仕方ないので、年間の一定額までを非課税に

するという、そういう拠出枠というのを設定することはあってしかるべきですが、その枠の中で資産形成を支援していくということになるわけです。そういったことが一方では、カナダやアメリカなどの事例が参考になるかなと思うわけです。

他方、今ある金融資産に関しては、例えば税率を引き上げていくということはあるべきです。つまり、資産形成の枠をはみ出した部分です。非課税枠をはみ出した部分、或いは、今の金融資産、つまり、もう既にたまっている金融資産に対しては、課税強化というのはあってしかるべきで、それが、例えば1つのやり方は、税率を今の20%から25%に上げるといった選択肢もありますし、ちょっと乱暴かもしれませんが、オランダのボックススタックスみたいな、みなし収益率に対する課税というのも1つの選

択肢になるかもしれない。

ただし、その場合においても重要なのは、損益通算でありまして、これも意外と忘れられた改革だと思うのですが、今、金融所得課税の一体化という議論がずっと進められてきていて、その中で段々、配当とキャピタルゲイン、或いは公社債の間での損益通算というのは認められています。今はまだ利子所得については対象になっていないわけです。今、利子などはゼロではないと言われるかもしれませんが、いずれ金融緩和が終われば、利子も上がってくるわけですから、それなりの利子所得が見込めるはずなのです。

こういう利子所得も対象にして損益通算を認めるというのが、本来の金融課税の一体化だったわけです。この一体化は随分前、金融課税小委員会というのが税調の中であって、私も当時、専門委員だったのですが、本当は、利子所得も含めた一体化を目指しましょう、それによって貯蓄から投資への転換を図りましょうという議論がありました。これをやれば、もうけたときには確かに25%の税金かもしれませんが、損をしたときには、利子所得の方から25%の減税が受けられるわけです。

金融所得を課税強化するということには、金融所得というのはやはりアップダウンがあるので、リスクのある所得ですから、変動の大きい所得でもあるので、得をしたときには適正に課税するけど、損をしたときには、ちゃんと減税をしてあげるという仕組みがないといけないわけです。得をしたときだけ税金をかけて、損をしたときは知らないだと、むしろ投資を阻害することになります。

損益通算というのを拡充していくということも、併せてやらなければならないということなのだと思います。よって、基本的には、損益通算を拡大していくということ、それから、もう1つは、非課税貯蓄枠を拡大していくということです。勤労世帯を対象にした非課税貯蓄枠を拡大するという、これによって、金融所得課税

を強化すると、さもないと起きるようなリスク投資への阻害とか、若い人の資産形成への阻害とか、こういったものを回避するということになるわけです。

先ほど申し上げたように、カナダのように非課税貯蓄枠を全ての資産形成、つまり iDeCo や NISA とかに対して共通枠としてかぶせる、2つ、iDeCo、NISA 合わせて、ここまでは非課税という、そういう共通枠を作っていくというのも、働き方、資産形成の仕方に対して中立的な仕組みになるだろうということになるわけです。

6. 2040年の税制

2040年の税制がどうなるでしょう？これから多分大きく変わってくるのは、デジタル化と雇用の流動化です。いろいろ書いていますけれども、申し上げたいのは何かというと、働き方が多様になってくると、例えばサラリーマンは副業が認められるようになる。或いは、先ほどから申し上げているように、フリーランスと呼ばれる人たちが増えてくるとなると、実はこれまでの日本が世界に冠たる源泉徴収の仕組みが、どこまで維持できるかというのは当然視できなくなってくるはずなのです。

会社は、年末調整するときには、では副業の収入をどうするのかということになりますし、フリーランスの場合は、基本的にはどこかの企業で年末調整してもらおうというわけにもいきません。となってくると、基本的には個人が確定申告していく時代になるかもしれないわけです。

これまでと違って、個人が税金を最終的に納めるということになる。とすれば、いわゆるマイナンバーとマイナポータルを使った納税の仕組みというのを、ちゃんと構築していく必要があるだろうということにもなります。

従来、消費税であれ、法人税であれ、源泉徴収があるので所得税であれ、基本的には課税のポイント、徴税のポイントは企業、事業者だっ

たわけですが、これからは、もしかしたら徴税のポイントが、確定申告を含めて個人になってくるかもしれないということです。これは、雇用の流動化、多様化というものに相まっていくと、そういった流れが生まれてくる。

われわれはそれに備えないといけないということです。だからこそ、どちらかという、できるだけ電子納税を普及させて、簡易・簡素な仕組み、誰でも納税しやすい、納税環境の整備というのが求められているということになります。実際、今回の政府税制調査会の中での大きなテーマの一つは、納税環境の整備でした。

例えば、2040年を待つまでもなく、納税環境のデジタル化、集める側も、納める側も、紙ベースでやりとりしないで済む、そういう仕組みを作っていくということがやはり必要になってくるだろうということでしょう。

フリーランスは、今150万人ぐらいいるみたいなので、雇用的自営というのが、これは2010年なのでデータがちょっと古いのですけれど、もっと今は増えているみたいです。したがって、これから確実に増えていく業種ですということを申し上げたかっただけです。

政府税制調査会の中でも、経済社会のICT化に備えて、経済のデジタル化というと、GAFAの話もあるので、何か脱税行為とか節税行為が横行するのではないかという議論もありますが、そうではなくて、デジタルというこの技術を、もっと積極的に取り入れて、誰でも納税しやすい環境を作っていくという、ネットで完結するような納税環境を作るとい、こういった話が今出ているということになるわけです。マイナンバーの話はここにあります。

また、今後大きなテーマになるのがシェアリングエコノミーでありまして、これは、所得税にとってみても、法人税にとってみても、それから消費税にとってみても、大きなチャレンジになるのです。

つまり、シェアリングエコノミーというのは、これまでと全く違うビジネスモデルになる。プ

ラットフォーマーを介して、個人と個人がビジネスをする、取引をする関係、いわゆる C to C ビジネスなのです。

これまでの私たちが慣れている経済活動というのは、基本的には B to C なのです。だから、B から税金を取ればよかった。源泉徴収も含めて、B から税金を取ればよかったのですが、C to C ということになると、誰から税金を取ればいいのかという話になってくるわけです。

今、フランスなどでも実施されていますし、日本でも議論になっているのは、プラットフォームから源泉徴収とか、消費税の徴収とか、こういったものを求めていくというのがいいのではないかという議論もあります。ただ、プラットフォームが日本にいるとは限らないわけです。これは電子的にできますから、デジタルの世界なので、別にアメリカに拠点を置いているプラットフォームが日本で民泊をやってもいいわけです。

したがって、シェアリングエコノミーを考えてくるときに課題になるのは、これまでのように B to C とは違って、税金をどこから適正に取るかどうかということが大きな課題になる。ただ、もちろんシェアリングエコノミーを普及させるのが前提ですから、あまり変なことをすると、せっかくの新しいビジネスの機会を奪うことにもなりかねないので、ここは慎重に慎重を期すべきだとは思いますが、ただ、やはり既存のビジネスとのイコールフットリングを確保するためにも、シェアリングエコノミーに対する課税の在り方というのは、今後検討課題になるだろうと思います。

プラットフォームに、所得税であれば源泉徴収、それから消費税の徴収義務というのを課す、求める。或いは、そこまで言わなくても、シェアリングエコノミーの利用者、例えば Uber の運転手とか、Airbnb の民泊の持ち主でもいいのですけれども、こういった人たちの所得情報を課税当局にちゃんと伝えてもらう、そういう形で納税協力してもらうという、そ

う仕組みを作っていかなければいけないという話は出ているわけです。

ただ、この部分は、これから真剣に考えないといけない、1つの2040年に向けた税制改革のチャレンジになるのかなというふうには思うところでは。

大体、私の話は以上ということになりますけれども、何を申し上げたかったかという、今、われわれは、税制上大きな転換点に来ているということで、世界はその転換に向かっていてわけです。消費課税を軸とした、それから、仕向け地主義的な課税という方向に転換している。

われわれ日本は、もしかしたら、その潮流から少し乗り遅れている面があるかもしれない。これまでわれわれが前提としていたモデル、例

えば源泉徴収とか、こういった仕組み自体が見直されるべき時期にも来ている。これは雇用が多様化しているからということになるわけです。

それから、もっと若い人たちに光を当てた税制、それからもちろん社会保障の構築というのが必要でありまして、これまではずっと若い人たちに、社会保険料の負担も含めて、しわ寄せが行っていたわけですので、そうではなくて、負担は全世代的に分かち合う、そして、むしろ彼らの資産形成を支援する、そういう形での税制の再構築というのが必要になってくるだろうというのが、今回の私の講演の大きなメッセージということになったわけです。

私の話は以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

資料 1

消費税増税後の税制改革

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学政策大学院・経済学研究科

資料 2

消費税増税！

資料3

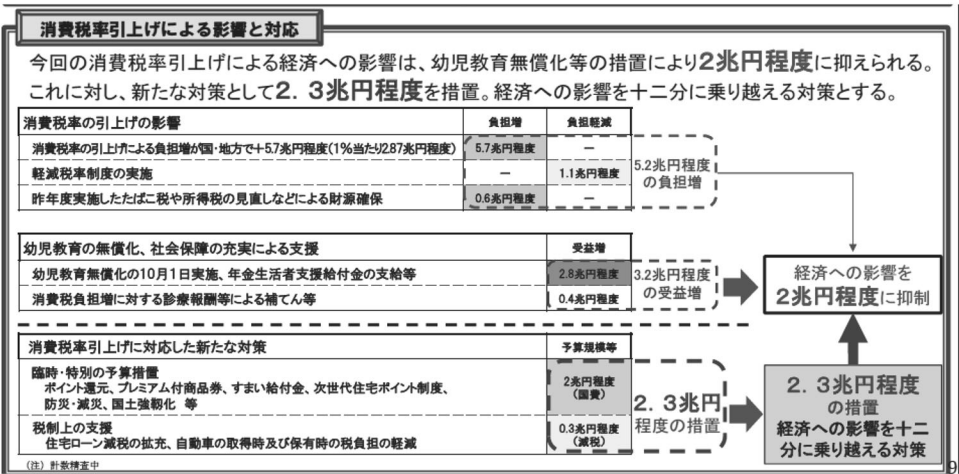
消費税を巡る誤解

- ・「原因」と「結果」の混同
- 誤解＝消費税増税は景気後退の「原因」・・・
- 実際＝消費税増税は社会保障費の増加・財政悪化の「結果」
- ・問われるのは高齢化社会においてどのように社会保障等の財源を確保する、社会保障給付費を抑えるか？

	原因	結果
通念	消費税増税	景気後退
実際	社会保障費増・財政悪化	消費税増税

3

資料4



4

出所:財務省

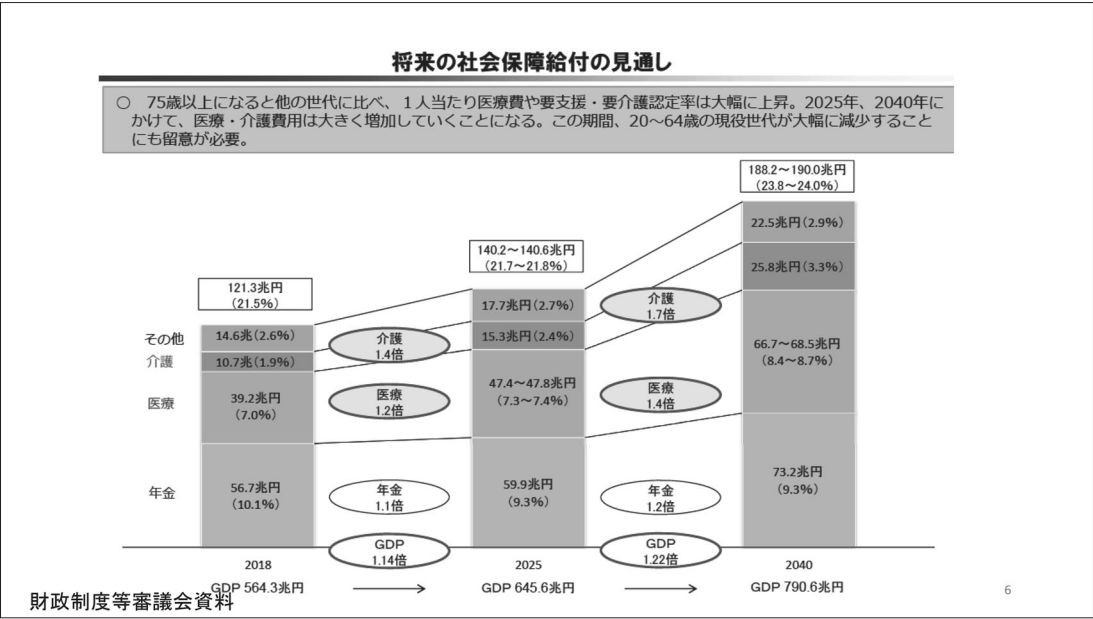
資料5

平成31年度税制改正大綱

- ・ 2019年10月の消費税増税(8%⇒10%)に向けて需要の平準化
- 住宅ローン控除の拡充
 - ・ 住宅取得等について控除期間を3年延長する。(現行 10 年⇒13 年)
 - ・ 11 年目以降の3年間は消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額 の上限を設定する。
 - ・ 適用期間: 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までとする。
- 車体課税の見直し
 - ・ 平成 31 年 10 月1日以後に新規登録の自家用乗用車から自動車税の税率を引き下げる。
 - ・ 自家用乗用車(登録車)に係る環境性能割の税率等の適用区分を見直す。
 - ・ 環境性能割の導入を契機に、グリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定する。

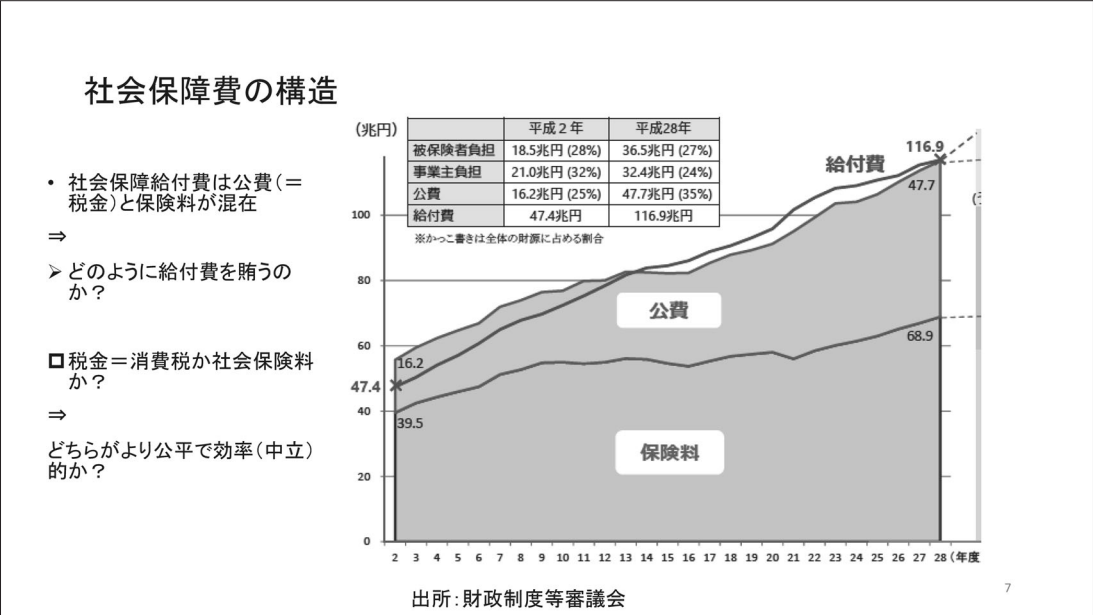
5

資料6

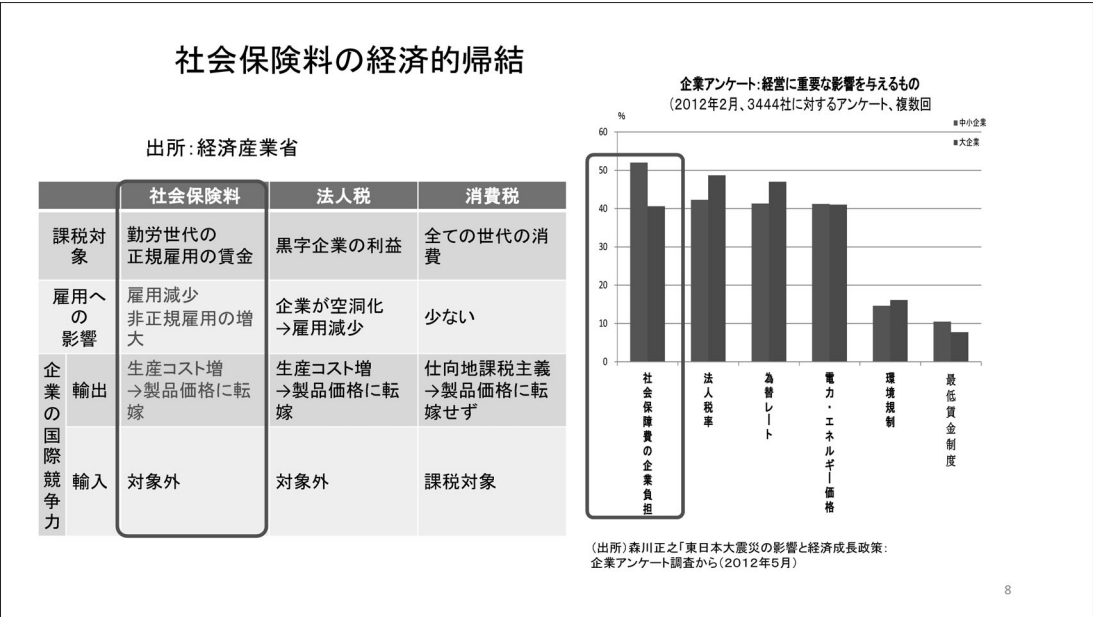


6

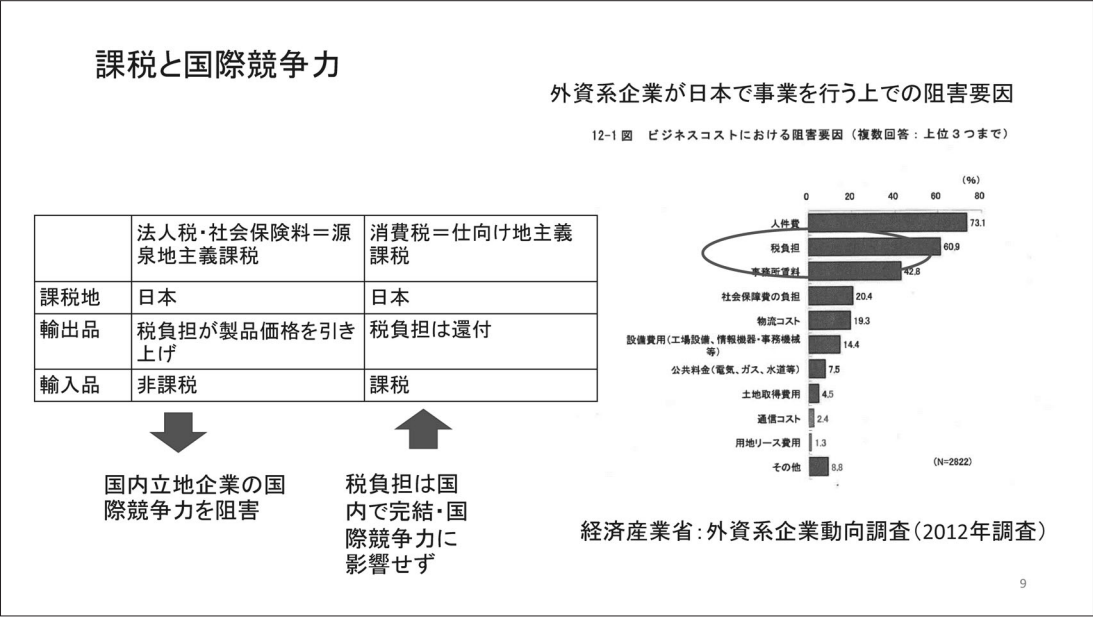
資料7



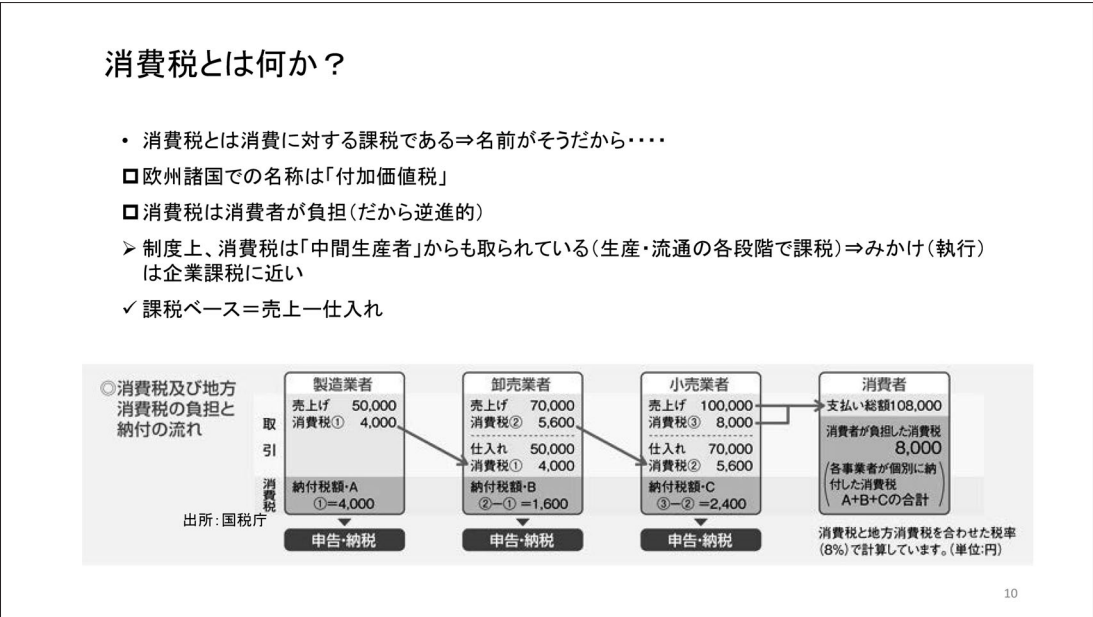
資料8



資料9



資料10



資料11

何故消費税か？

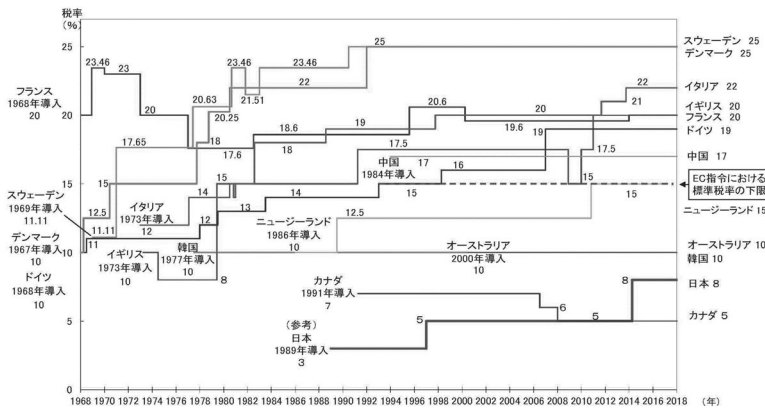
- 「消費税は、高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を持っている」(社会保障・税一体改革大綱(2012年2月17日閣議決定))

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除	税負担が生産過程に堆積しない ⇒経済活動を(直接的に)損なわない
仕向地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離

11

資料12

付加価値税率(標準税率)の国際比較

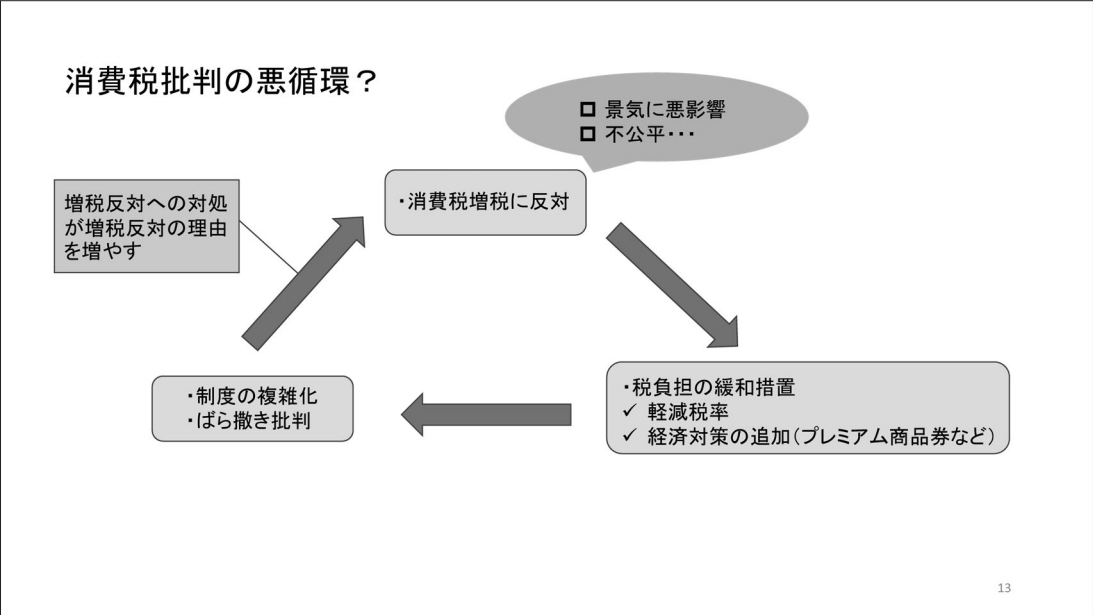


参考: EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている

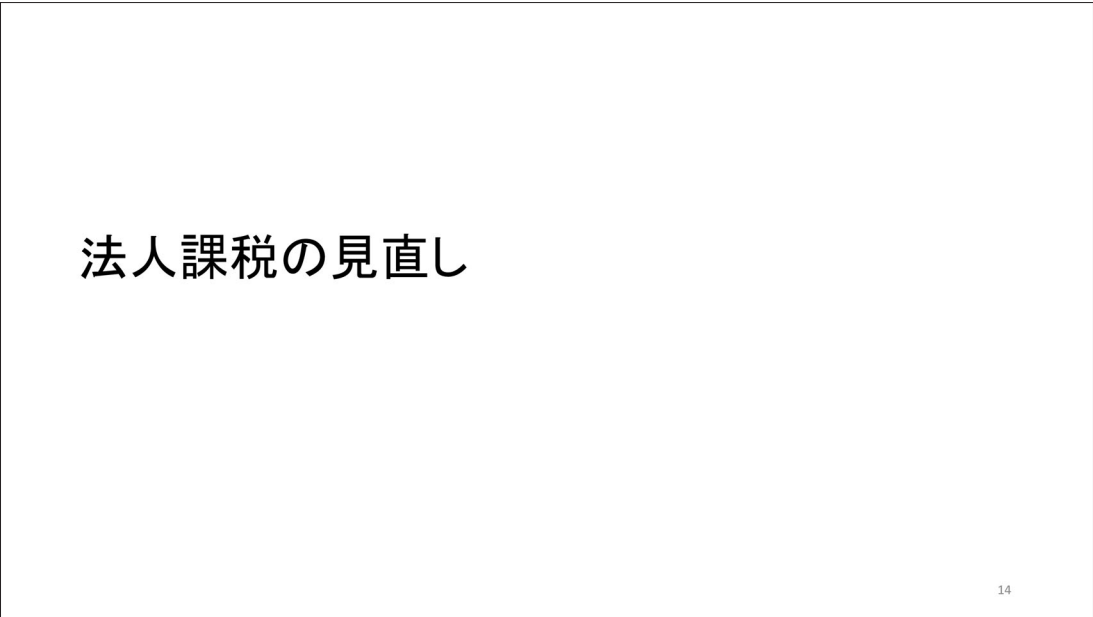
出所: 財務省HP

12

資料13



資料14



資料15

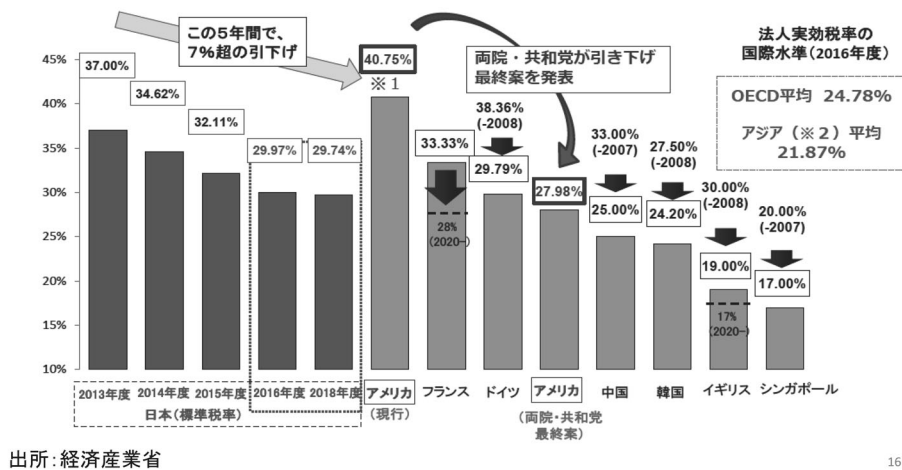
トランプ税制

- 法人税率＝連邦法人税率を35%から21%の引き下げ
- 課税ベース：
 - ・ 純支払（支払－受取）利子＝調整後課税所得の30%超の部分は損金不算入
 - ・ 減価償却資産＝向こう5年間の時限措置で即時償却（2023年以降は段階的に削減）
 - ・ 繰越欠損金＝無期限の繰越を認める一方、繰越限度額を課税所得の80%に制限
- 課税地原則＝全世界所得課税から源泉地主義課税（海外配当益金不算入制度）への移行
- 国内立地企業優遇策：
 - ・ グローバル無形資産低課税所得制度(GILTI)＝海外CFC(外国子会社)の事業資産から生じる10%超の収益について10.5% (=21%/2)で課税
 - ・ 外国源泉無形資産関連所得への所得控除制度(FDII)＝国内立地企業が輸出から得る(外国源泉)所得について37.5%の所得控除(実効税率＝21% * (1－37.5%)＝13.125%)

15

資料16

法人税率の国際比較



16

資料17

参考:法人税の経済効果

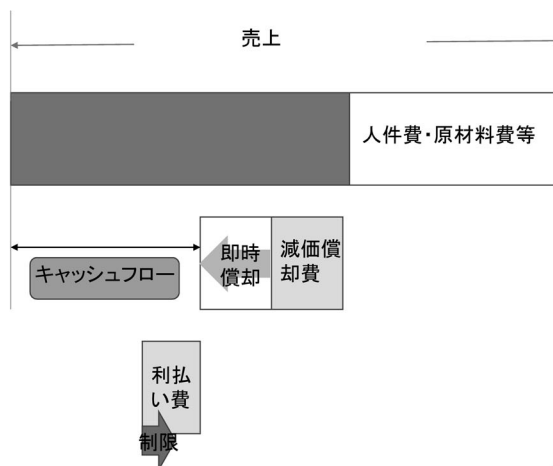
- 理論・実証面で法人税は他の税目に比して相対的に経済成長へのマイナス効果
が大きい
- ◆実証分析(例)
 - Kneller, Bleaney and Norman (1999) Fiscal policy and growth: evidence from
OECD countries, J Pub E
 - ✓ 分析: Barro成長回帰分析をベース
 - ✓ 法人税を含む所得課税等“歪みを与える税”の比重が高いほど成長率は低下
 - ✓ データ: OECD 22カ国パネル(1970-95)
 - J. Arnold (2008) Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth? OECD
 - ✓ 法人課税から消費課税へのシフト(税収中立)は経済成長を高める
 - ✓ データ=21 OECD 諸国パネル(1971-2004)

17

資料18

課税ベースの転換

- 米国税制改正
 - ①5年間減価償却資産の即時償却
 - ②利払い費の損金算入を制限
 ⇒課税ベースの(Rベース)キャッ
シュフロー税化
- ✓ ただし、繰越欠損金に制限＝
キャッシュフロー税からの乖離
- 伝統的所得課税＝売上－人件費
等－利払い費－減価償却費
- キャッシュフロー＝売上－人件費
等－投資



18

資料19

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築 (1) 電子経済の発展への対応 電子経済に伴う間接税に係る問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。一方、直接税に係る問題については、以下の(2)～(6)の勧告を実施することで、対応可能であり、物理的施設を伴わない事業活動に対し、PE(Permanent Establishment)という現行の物理的概念を超えて事業(＝課税)の場所を認識することについては、未だ電子経済はそこまでの発展段階に至っておらず、現時点では不要と結論。 行動1 電子経済の課税上の課題への対応 (2) 各国制度の国際的一貫性の確立 各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。 行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 行動3 外国子会社合算税制の強化 行動4 利子控除制限 行動5 有害税制への対抗 (3) 国際基準の効果の回復 伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。 行動6 条約濫用の防止 行動7 人為的なPE認定回避 行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致	B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 (4) 透明性の向上 多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。 行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換 行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立 行動12 タックス・プランニングの職務の開示 行動13 多国籍企業情報の報告制度(移転価格税制に係る文書化) C. 企業の不確実性の排除と予見可能性の確保 (5) 法的安定性の向上 BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとするを図った。 行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 (6) BEPSへの迅速な対応 BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。 行動15 多国間協定の開発
--	--

19

資料20

税源浸食防止策(BEPS対策)

- ・ 税源浸食乱用防止ミニマム税 の創設(対象＝3年平均で売上\$500M以上の法人)
 - 調整課税所得＝課税所得＋外国関連者に支払う費用項目(「税源浸食恩典」)
 - ⇒ BEATミニマム税＝BEAT適用税率×調整課税所得(将来還付なし)
 - ✓ BEAT適用税率＝2018年5%⇒10%(銀行11%)⇒2026年～12.5%(銀行13.5%)
 - 税源浸食恩典＝Base Erosion Payment(「税源浸食支出」)のうち、対象課税 年度に損金算入されている金額
 - 税源浸食支出＝外国関連者に対して支払われる通常の費用項目、償却対象資産の取得対価、再保険プレミアムなど
 - 減価償却資産＝税源浸食「支出」:税務上の減価償却費＝税源浸食「恩典」
 - ✓ 例:ロイヤリティ、役務提供対価、支払利息、保証料等
 - ただし、外国での課税所の扱い(＝トリガー税率・制度適用免除基準)は考慮されていない
 - ✓ OECD基準＝価値の創造された場所で課税
 - ✓ 米国税制改正＝価値の創造を米国に誘導?(米国ファースト)

20

資料21

参考：米国税制改革≠BEPS対策

	BEPS対策	米国税制改革
利払い費控除の制限	・過少資本税制 ✓ 対象＝関連企業間の利払い費	・30% * BEATを超過する利払い費は損金不算入
税源浸食防止策	・外国子会社合算 ✓ 対象＝制度適用免除基準あり ・移転価格税制 ✓ 個別対応	・BEATミニマム税＝BEAT適用税率 * 調整課税所得 ✓ 調整課税所得＝課税所得＋外国関連者に支払う費用項目

21

資料22

法人税改革へのアイデア

- ・新しい経済環境（グローバル化）に対応した新しい税制の模索

□ 米国：大統領税制諮問会議報告書（2005年）

- 租税特別措置の廃止
- 中小企業課税のキャッシュフロー化（即時控除）：ただし、利払い費の損金算入あり

□ 英国：マーリースレビュー（ミード報告の後継）

- 法人課税のキャッシュフロー化（「税等価」）
- ✓ Allowance for Corporate Equity・仕向地主義キャッシュフロー課税

□ オーストラリア：Henry Report（2010）

- 天然資源産業へのレント課税＝キャッシュフロー課税と税等価

- ・ As an alternative to a CIT rate cut, consideration could be given to opt for an Allowance for Corporate Equity (ACE) system, which would be a more cost effective way of encouraging investment.

Japan—2014 Article IV Consultation Concluding Statement of the IMF Mission

22

資料23

仕向地主義型キャッシュフロー課税

- ・「最終消費地」におけるキャッシュフロー課税⇒国内市場から上がる収益のみに課税
- ・執行は付加価値税(消費税)と同様
- ・課税ベース
 - ＝付加価値(消費税の課税ベース)－賃金
 - ＝Rベース型キャッシュフロー
 - ＝配当・支払利子など金融取引は含まない

	税等価
消費税	賃金所得税 ＋仕向地主義キャッシュフロー課税
仕向地主義キャッシュフロー課税	賃金所得以外の所得かからの消費に対する課税

23

資料24

租税回避の誘因？

	仕向地主義課税	利益移転の誘因
輸出	非課税	海外子会社への中間財輸出の価格を引き下げて課税所得を圧縮する誘因は解消
輸入	課税	海外子会社からの中間財輸入の価格を引き上げて課税所得を圧縮する誘因は解消

為替レートが変化すれば米国の国際競争力は変わらない・・・
利益移転の誘因が解消⇒BEPSの代替策

仕向け地主義キャッシュフロー課税の長期的な利益はBEPS対策・・・

24

資料25

法人税の消費税化・・

- 経済学の視点＝税の経済的帰結を重視
⇒「経済活動に与える歪みが小さいという特徴」を担保する消費税の仕組みが重要
 - Fiscal devaluation=企業の生産コストを高める(国際競争力を損なう)法人税・社会保険料から(仕向地主義)付加価値税への転換
- 仕向け地主義キャッシュフロー課税＝消費税引き上げ＋社会保険料削減＋法人税廃止

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除	税負担が生産過程に堆積しない ⇒経済活動＝成長を損なわない ✓「生産効率性」の確保
仕向地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離

25

資料26

所得税と働き方改革

26

資料27

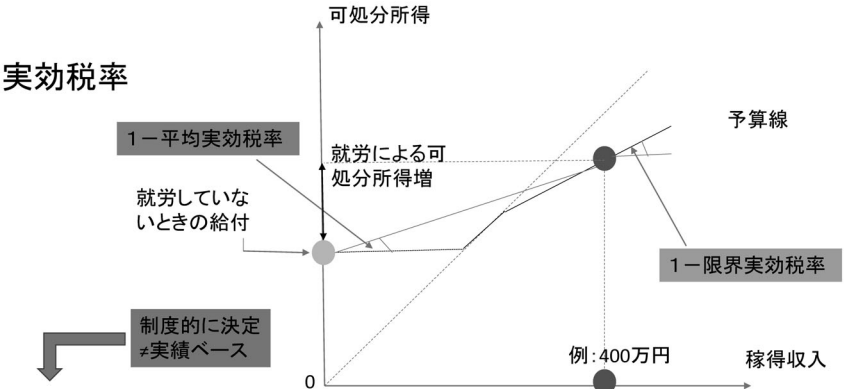
問題意識

- 個人所得課税について、現行制度は、特定の働き方等による収入にのみ手厚い「所得計算上の控除」を認める仕組みとなっており、実質的に給与所得者と同じような境遇にある「雇用的自営」等、多様な働き方の拡大を想定していない制度となっている。働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する仕組みを構築することが重要である。
- 「雇用的自営」や副業を希望する者は増加しており、今後、さらなるICT化の進展等により、働き方が一層多様化すると見込まれることや世代内・世代間の公平性を確保する必要性を踏まえれば、現行の所得分類による税制上の取扱いの差を解消することが、重要になるものと考えられる

政府税制調査会(2017)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」

27

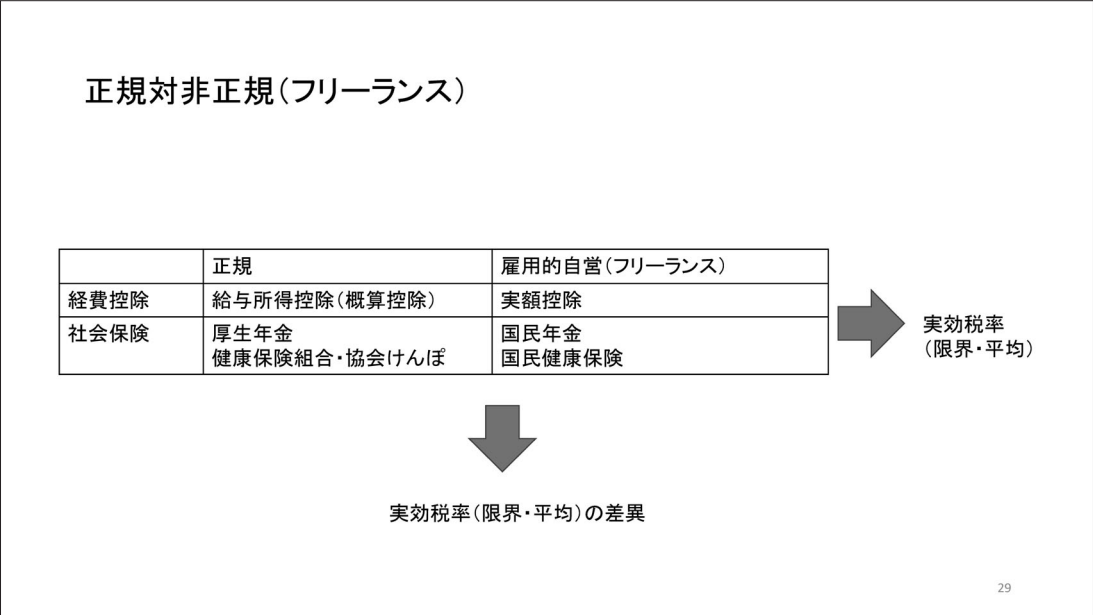
資料28



	定義	誘因効果	
		労働時間	法人税の場合 投資選択
限界実効税率	所得税・住民税の限界税率＋社会保険料率＋控除・給付の削減率	労働の有無	立地選択
平均実効税率	(所得税＋社会保険料－税額控除等＋就労で資格を喪失する給付)÷稼得収入		

28

資料29



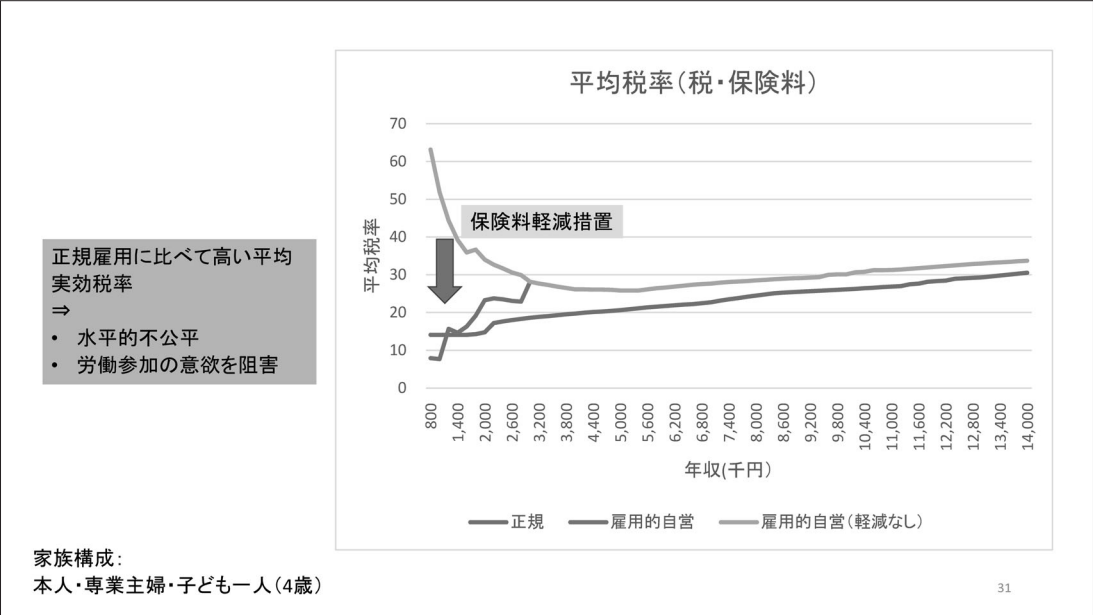
資料30

試算の前提

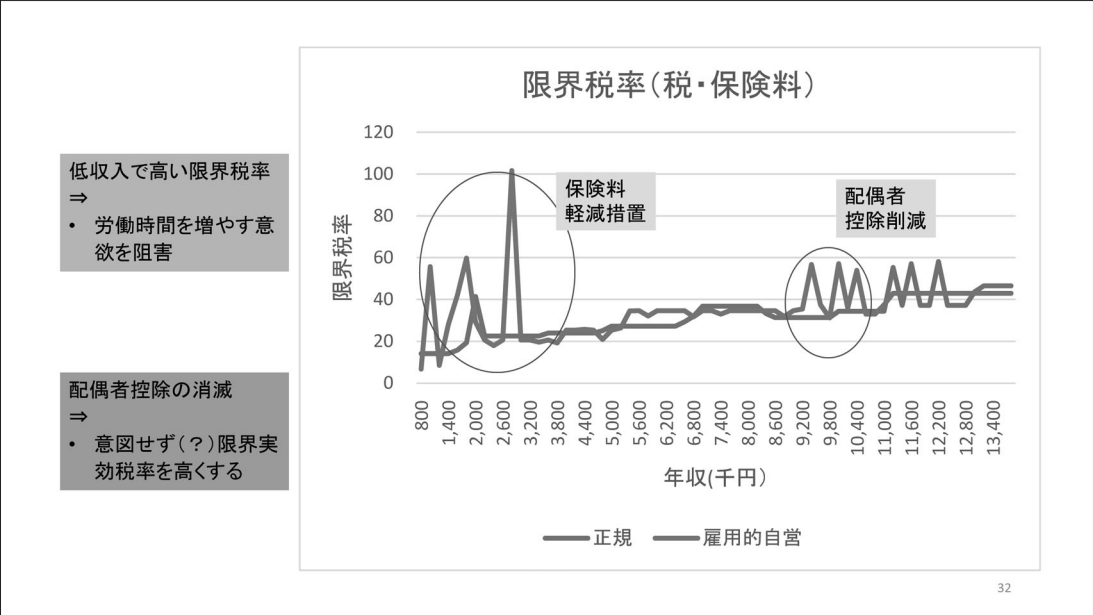
- 家族構成＝配偶者・子ども一人
 - ✓ 配偶者の収入は100万円未満(住民税非課税)
 - ✓ 子どもは4歳(児童手当の適用あり)
- 雇用的自営
 - ✓ 経費は実額控除(給与所得控除は適用されない)
 - ✓ 国民年金・国民健康保険に加入
- 実効税率
 - 限界実効税率＝所得税率＋住民税－控除率＋社会保険料率－保険料減免率＋給付削減率
 - 平均実効税率＝(所得税＋住民税＋社会保険料－給付)÷収入
 - ✓ 給付(補助)＝市場価格－利用者負担
 - ✓ 社会保険料＝労働者負担分

30

資料31



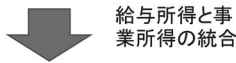
資料32



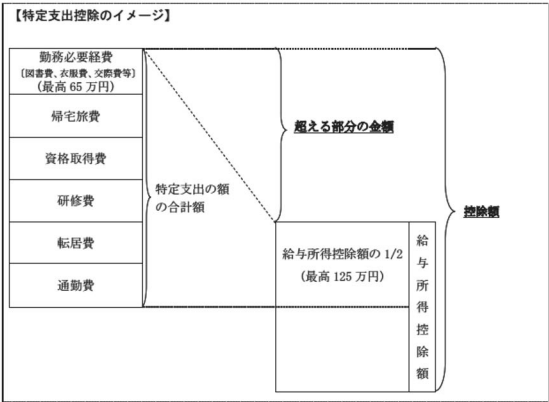
資料33

其の1:所得区分の見直し

- 新しい自営業の登場
- ✓ フリーランス＝雇用的自営
- 現行制度ではフリーランス等の所得は事業所得に分類
- 給与所得＝経費の概算控除(給与所得控除)
- 事業所得＝実費控除



経費	控除
明細等あり	実額控除(特定支出控除の拡充)
明細等なし	概算控除(給与所得控除の相当)



33

資料34

其の2:所得の定義の統一

- ◆課税対象の所得の統一＝同じ所得情報・所得定義に基づく個人住民税(所得割)の課税、社会保険料の設定も視野に
- ✓ 税額控除等は個人住民税、社会保険料が独自に設定
- 税額(保険料)＝税率関数(所得)－税額控除等
- 個人が確定申告することを前提にした税制の簡素化＝「働き方の多様化に伴い、今後、申告手続に不慣れな給与所得者も副業・兼業に係る申告を行うこととなるなど、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる。このため、ICTの更なる活用等を通じて、誰もが簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の実現を目指すことが必要と考えられる。」(政府税制調査会(2017))
- 所得情報は課税だけではなく、給付・社会保険料等、他の制度でも活用される「公共財」
- 経済価値としての所得(＝控除前の所得)を共有
- きめ細く、かつ適正な給付を実施するためにも、低所得者の正しい所得情報が不可欠
- 現行＝前年所得に拠る保険料減免・給付⇒所得の最新情報の反映(英国:リアル情報システム)

34

資料35

図表 8 税・社会保険の課税ベースのまとめ

		所得税(住民税所得割)	健康保険 (介護保険)	厚生年金保険	雇用保険
現物給与と	通勤費	原則課税ベースとならない	課税ベースとなる		
	住宅・食事	課税ベースとならないことが多い			
概算経費控除		控除あり	控除なし		
人的控除		控除あり	控除なし		
徴収対象となる収入の上限		上限なし	報酬:月121万円 賞与:年540万円	報酬:月62万円 賞与:1回150万円	上限なし
徴収対象となる年齢の上限		上限なし	(75歳まで)	70歳まで	65歳まで

(出所) 法令等をもとに大和総研制度調査課作成

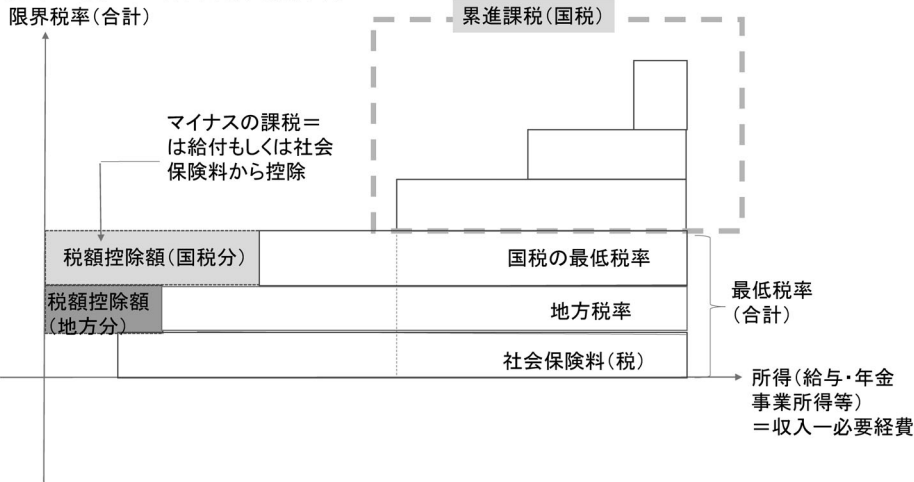
出所: 大和総研(2010年3月)

35

資料36

改革: 新しい所得課税体系

限界税率(合計)



36

参考: 公共財としての所得情報(捕捉)

◆所得捕捉のパラダイムシフト＝課税のための捕捉に加えて適正な給付のための所得捕捉

- 課題＝従前、課税最低限以下の所得については十分に捕捉されていない

✓ 例:簡素な給付措置＝非課税世帯への一律給付になる

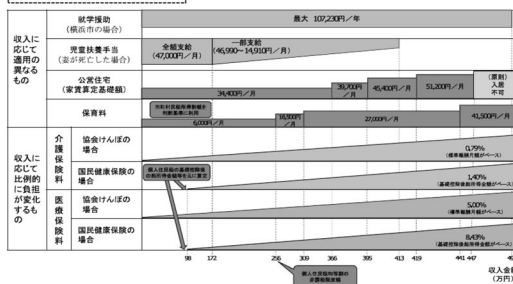
➤ きめ細く、かつ適正な給付を実施するためにも、低所得者の正しい所得情報が不可欠

■所得情報は課税だけではなく、給付・社会保険料等、他の制度でも活用される「公共財」

所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(1/2)

資料2

給与所得者のケースのイメージ



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース

(注3) 保育料については、おが健児として

(注4) 国民健康保険は特別区にのみ適用。①介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後援高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。このほか保険料(特別区)②介護分③医療分④後援分⑤後援高齢者支援金分⑥後援高齢者支援金分⑦後援高齢者支援金分⑧後援高齢者支援金分⑨後援高齢者支援金分⑩後援高齢者支援金分⑪後援高齢者支援金分⑫後援高齢者支援金分⑬後援高齢者支援金分⑭後援高齢者支援金分⑮後援高齢者支援金分⑯後援高齢者支援金分⑰後援高齢者支援金分⑱後援高齢者支援金分⑲後援高齢者支援金分⑳後援高齢者支援金分㉑後援高齢者支援金分㉒後援高齢者支援金分㉓後援高齢者支援金分㉔後援高齢者支援金分㉕後援高齢者支援金分㉖後援高齢者支援金分㉗後援高齢者支援金分㉘後援高齢者支援金分㉙後援高齢者支援金分㉚後援高齢者支援金分㉛後援高齢者支援金分㉜後援高齢者支援金分㉝後援高齢者支援金分㉞後援高齢者支援金分㉟後援高齢者支援金分㊱後援高齢者支援金分㊲後援高齢者支援金分㊳後援高齢者支援金分㊴後援高齢者支援金分㊵後援高齢者支援金分㊶後援高齢者支援金分㊷後援高齢者支援金分㊸後援高齢者支援金分㊹後援高齢者支援金分㊺後援高齢者支援金分㊻後援高齢者支援金分㊼後援高齢者支援金分㊽後援高齢者支援金分㊾後援高齢者支援金分㊿後援高齢者支援金分

出所:政府税制調査会

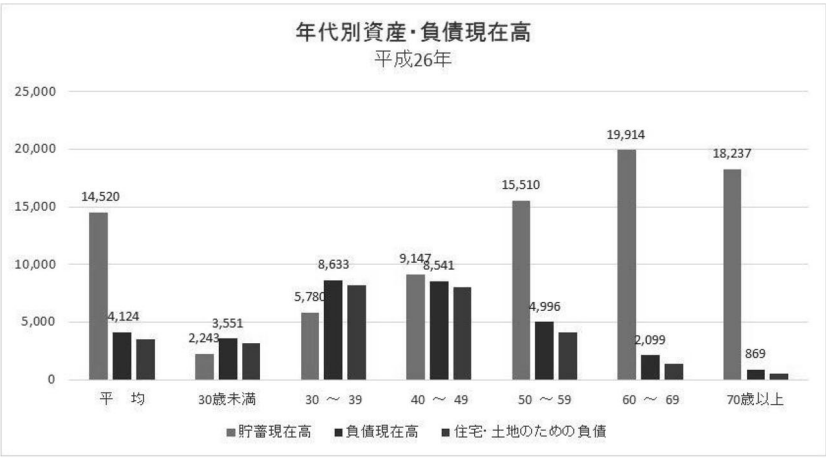
金融課税

金融所得課税の強化？

- ◆金融所得（配当・利子、譲渡益）課税の強化（税率の引き上げ：現行20%⇒25%）？
- 課題1＝勤労（若年）世代の資産形成の支援
- 課題2＝「貯蓄から投資」を阻害？
- 利子所得を含む損益通算＝金融課税の一体化が前提
- 新しい貯蓄の喚起＝勤労所得からの少額貯蓄（預金のほか、投資を含む）への非課税措置（NISAの拡充・恒久化）
- 例：IRA（米国）・RRSP（カナダ）
- ✓ 新しい資本（貯蓄）と古い資本（貯蓄）の区別・・・

39

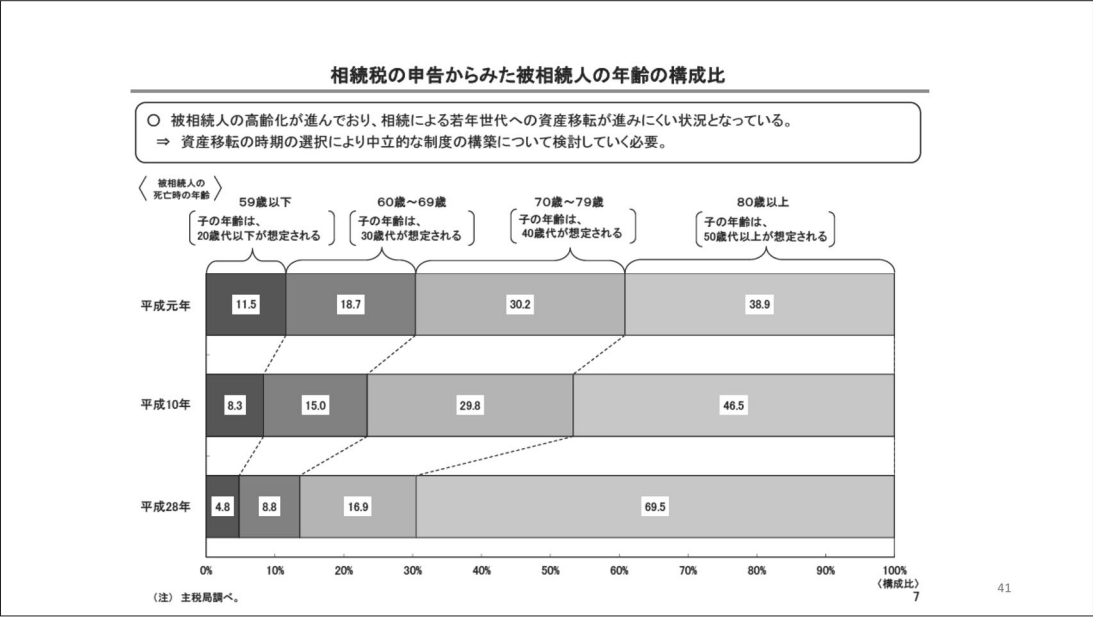
図表2：



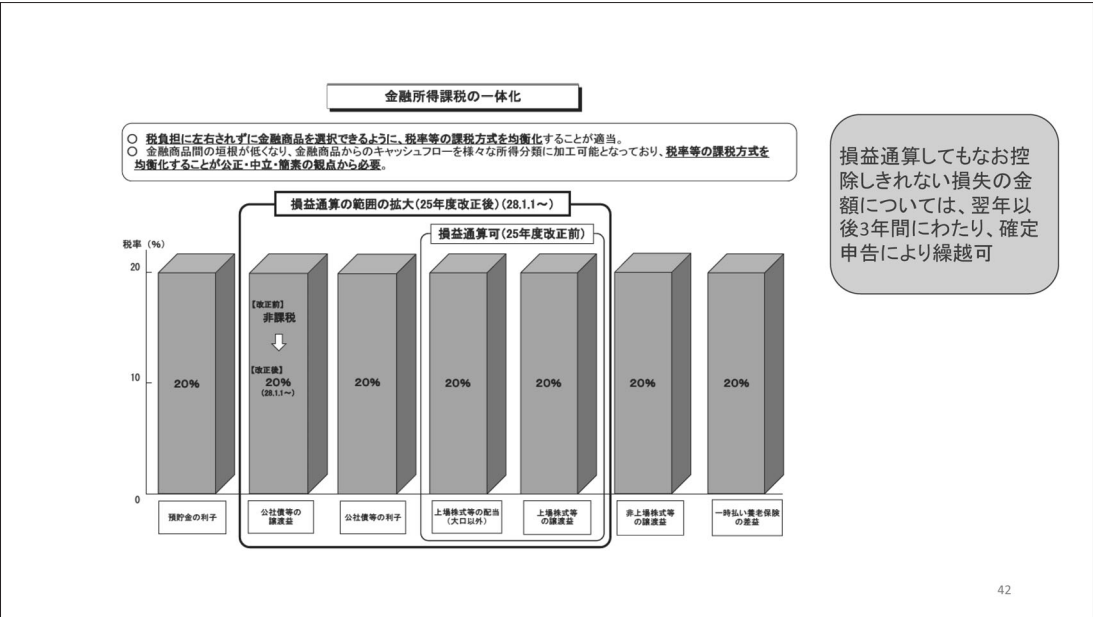
平成26年全国消費実態調査 全国 貯蓄・負債に関する結果 総世帯

40

資料41



資料42



資料43

金融所得(資産)課税の改革

	課税	参考
新しい資本＝新規貯蓄 (資産形成)	年間一定額までの貯蓄について非課 税枠 ✓ EETかTEEは納税者が選択？	勤労世代の資産形成を支援 ✓ 制度の整理が前提
古い資本＝既存の貯蓄	金融所得課税の一体化＝損益通算の 拡大	リスクシェアによる危険投資の 喚起 貯蓄から投資へ
	資産課税の強化 ✓ 所得税率の引き上げ(20% ⇒25%) 金融資産課税？	オランダ・ボックスタックス 金融資産のみなし収益率に対 して課税(税率30%)

43

資料44

参考:オランダのボックスタックス

	対象	税率構造
ボックス1	勤労所得及び主たる住宅の所有に伴う所得 ✓ 給与、年金、事業収入、帰属家賃(居住用住 宅)	税率は累進税率(国民社 会保 険料率を含む) ✓ 33.65%～52%
ボックス2	大口持分株式(発行済株式数の5%以上保 有)からの資本所得	25%の比例税率
ボックス3	所得 貯蓄と投資から生じる所得 ✓ 銀行口座の預 金残高、投資目的不動産、 ボックス2所 得以外の株式保有等を対象	年間平均純資産額の4%を課 税所得とみなして課税 ✓ 税率は 30% ⇒税率1.2%の金融資産税

44

政府税制調査会(平成28年11月14日)
「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」

- 公的年金の給付水準について中長期的な調整が行われていく見込みとなっている中、公的年金の役割を補完する観点からも、老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援する必要性が増している。こうした自助努力に関連する制度としては、現在の企業年金・個人年金等に関連する諸制度や、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆるNISAなどの金融所得に対する非課税制度が存在する。これらの制度については、就労形態や勤務先企業によって、また、投資対象となる金融商品によって、利用できる制度が細分化されており、税制上受けられる支援の大きさも異なっている。
- 老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援する観点からは、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築していくことが重要である。他方、企業が設けている福利厚生制度も含め既に様々な制度が存在している中、多くの納税者が長期的な観点から資産運用や生活設計を行っていることにも留意しつつ、社会保障制度等の関連する政策との連携を含めた総合的な対応を検討する必要がある。

45

(3) 所得税改革(私的年金や金融所得に係る税制のあり方)

【ポイント】

- アメリカ・カナダともに、低所得者を含む十分な退職資産形成が進んでいない個人に対し、税制優遇のある貯蓄プランを提供し、個人の資産形成に向けた自助努力を促している。
- アメリカにおいては、納税者の便宜の観点から、企業年金・個人年金において、EET型とTEE型の制度が併存している。
- カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されているが、実際には、EET型の個人年金(RRSP)に加えてTEE型の個人貯蓄勘定(TFSA)があり、そうした税制優遇が大きいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。

46

資料47

カナダの私的年金

カナダにおける年金の概要

- ・カナダの老後所得保障制度は、①税方式の公的年金である老齢保障プログラム（OAS）、②社会保険方式の公的年金であるカナダ年金プラン（CPP）、③企業年金（RPP）及び個人年金（RRSP）の3本柱。CPPはもともと私的年金を補完するものとして発足したこともあり、公的年金の水準は低い。
- ・私的年金の非課税拠出限度額の水準は、退職後に退職前所得の70%に相当する所得があれば十分な生活を維持できるとの考えに基づき設定。
- ・RRSPについては、71歳での引出し等が義務付けられており、無制限な課税繰延べはできない仕組み。

DC型RPP及びRRSPの概要（2016年1月時点）

		DC型RPP	RRSP
拠出可能年齢		18歳以上	18歳以上71歳以下
拠出限度額		26,010ドル(239万円)又は前年所得の18%のうちいずれか低い方の額	25,370ドル(233万円)又は前年所得の18%のうちいずれか低い方の額(注1)
所得制限		なし	なし
税務上の取扱い (注2)	拠出時	非課税	非課税
	運用時	非課税	非課税
	給付時	課税	課税

47

47

資料48

金融所得課税強化の前提	
課題	対応
リスク投資を阻害	損益通算の拡大 ✓ 利子所得を含む（銀行口座への付番が前提） ✓ 繰越期間の延長（現行：3年）
勤労（若年）世代の資産形成を阻害	勤労世代を対象にした非課税貯蓄枠の拡大 ✓ TEEとEET（いずれも運用は非課税）

金融所得への累進課税？
⇒譲渡益の一時所得的な性格（IPOなど）、実現のタイミングの裁量性（ロックイン効果）、（限界税率の違いによる）損失時の課税との非対称性から好ましくない

48

2040年の税制？

49

2040年の日本？

	現状
雇用	一社（一雇用主）で働く
所得税	源泉徴収と年末調整
経済取引	B（事業者）to C（消費者）
消費税	課税事業者は納税

➡

	2040年
雇用	雇用的自営・フリーランス
所得税	個人が確定申告（マイナポータルと記入済み申告書）
経済取引	C（消費者）to C（消費者）
消費税	消費者のリバース・チャージ

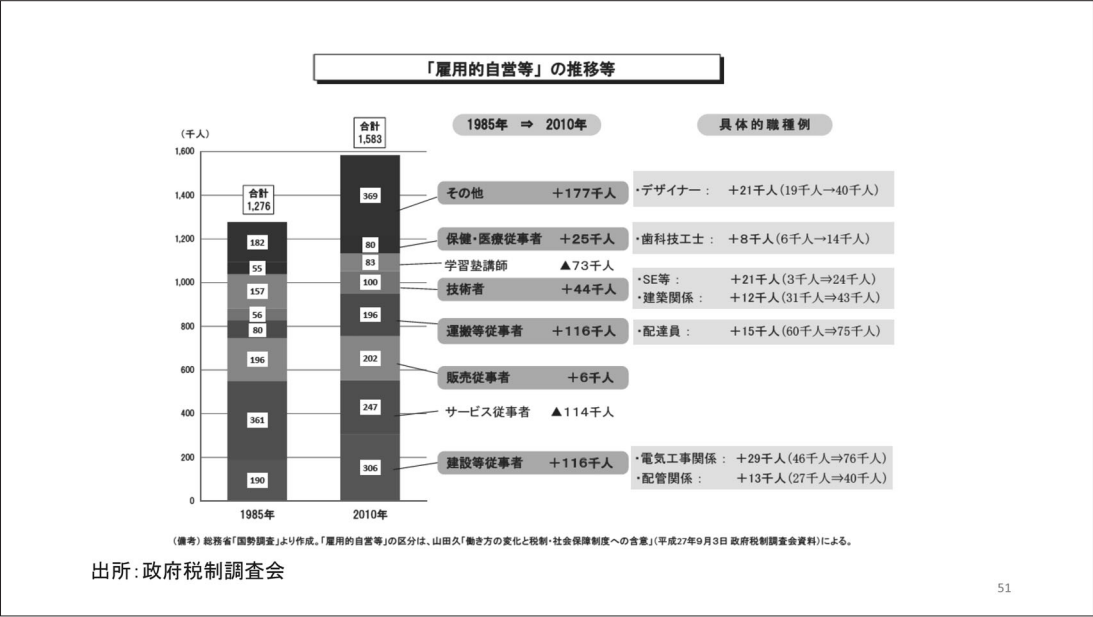
雇用の流動化・多様化
経済のデジタル化

課税（徴税）ポイント
＝企業・事業者

課税（徴税）ポイント
＝個人・家計

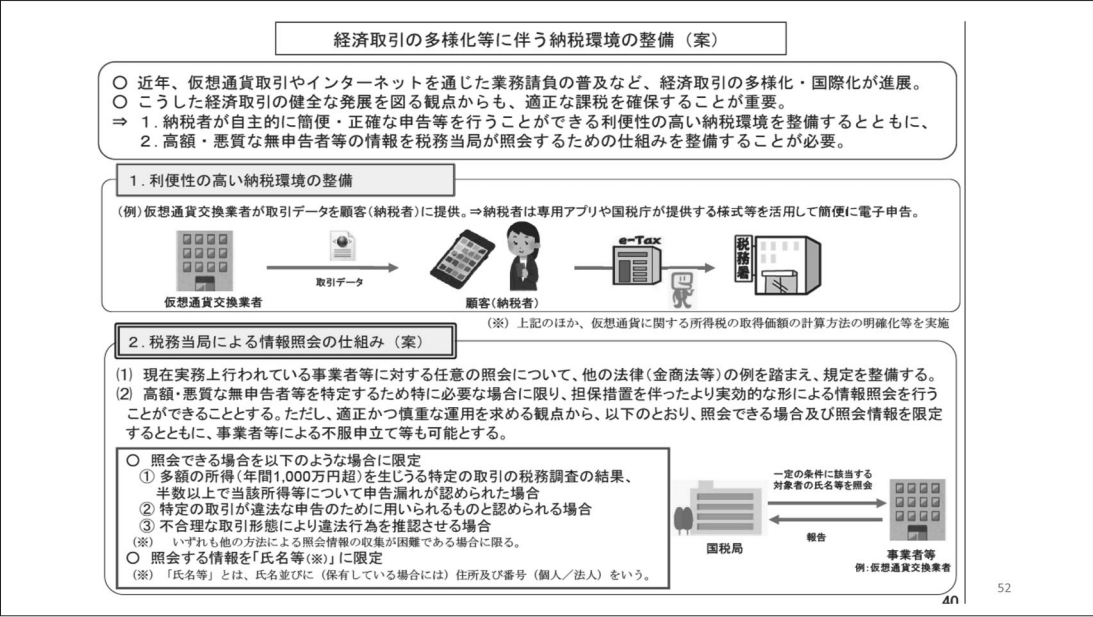
50

資料51



51

資料52



52

(再掲)

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②
(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】
(抜粋)

(2-2) 経済社会の ICT 化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会の ICT 化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間 (CtoC) や消費者・事業者間 (CtoB) のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を読み負う新たな働き方 (いわゆる「ギグエコノミー」) も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT 化が進んだ経済社会における取引については、一般に、

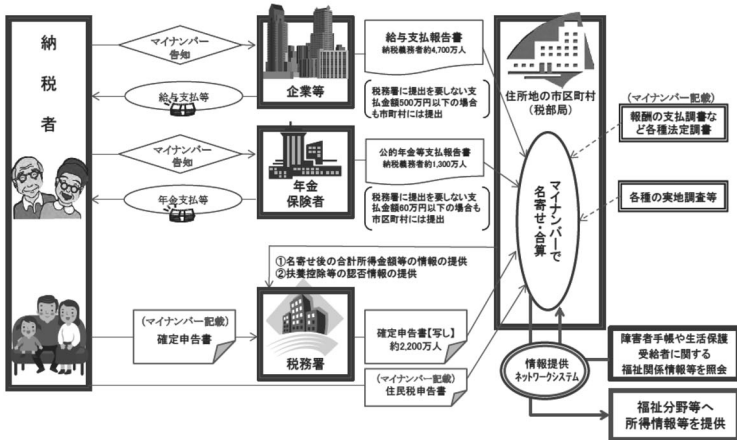
- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
 - ・ 事業者と顧客の 1 対 1 の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
 - ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること
- などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

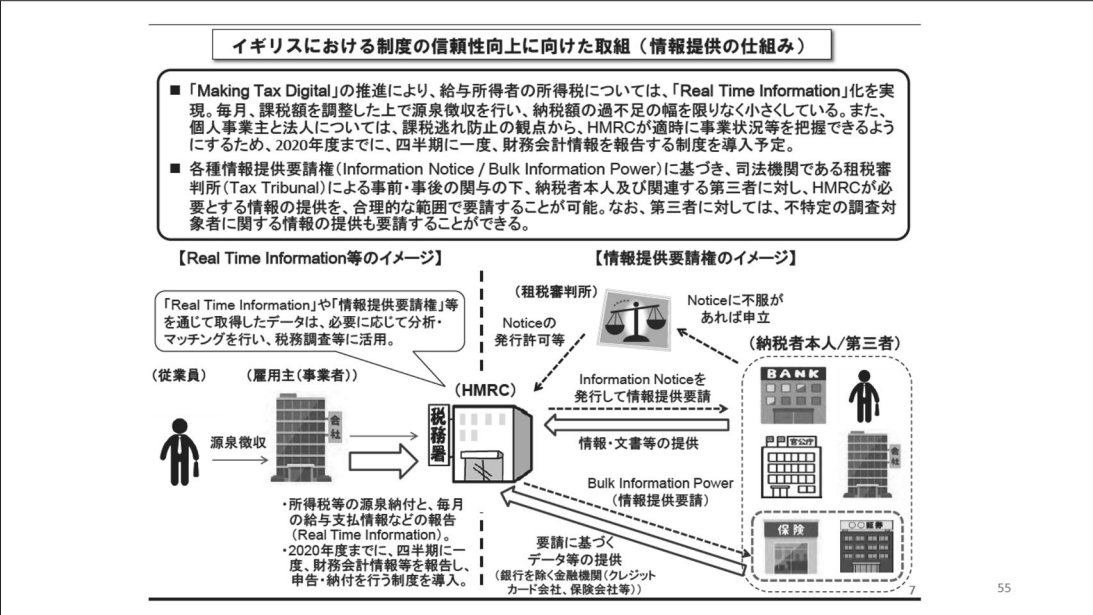
税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・統合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。





電子経済への課税上の対応に関する欧州委員会(EC)提案の概要（続き）

提案2：暫定的措置

○ 課税所得とビジネスにおける価値創造の間の乖離が特に大きい電子的活動に限定して、暫定的措置として課税する共通のシステム（デジタル・サービス・タックス：DST）をEU指令案として提示。

【課税対象】

- ・ ユーザーが価値創造に強く関与しているビジネス（①オンライン広告事業、②ユーザー間のモノ・サービスの取引を可能とするデジタル・プラットフォームの提供サービス、③SNS等を介してユーザーから提供された情報から創出されるデータの販売）に対し、（利益ではなく）収入に課税。
- ・ EU加盟国と第三国間又はEU加盟国間の取引で生じた電子サービス収入が対象。

【納税義務者】

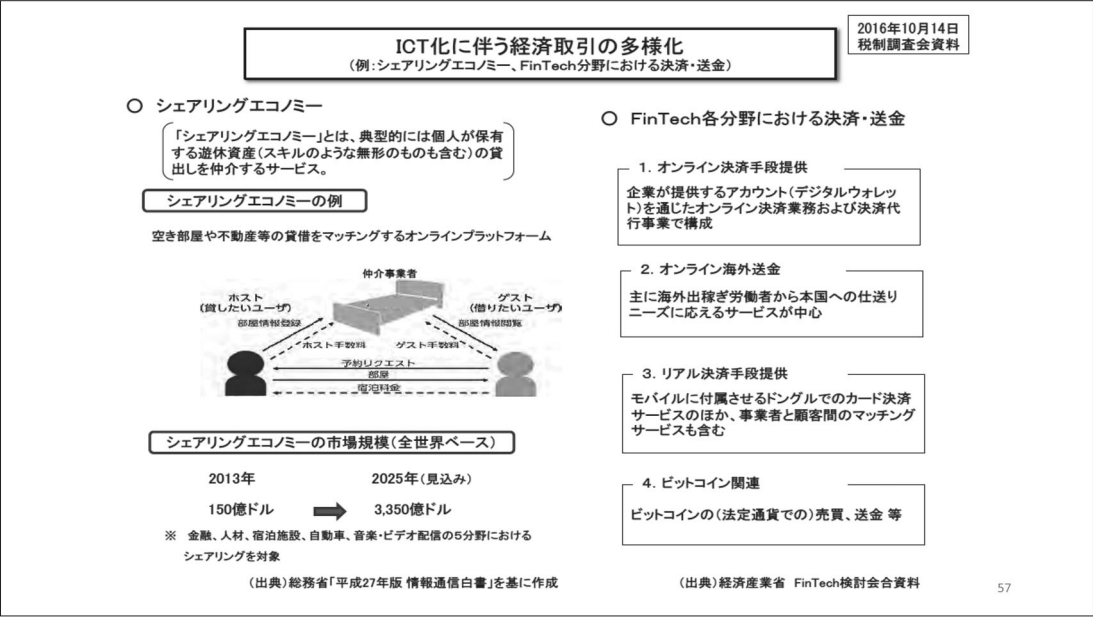
- ・ 年間連結グループ総収入750百万ユーロ超の多国籍企業で、かつ、EU域内での電子サービスの提供による年間収入が50百万ユーロ超の企業

【税率】

- ・ 3%（EU域内共通）（これにより、年間50億ユーロの税収を見込む。）

出所：政府税制調査会

56



税制改革を巡る現状と課題



●参加者（五十音順）

総務省自税務局長
中央大学法学部教授
(株)三菱 UFJ 銀行特別顧問（租研副会長）
財務省主税局長

開出 英之
國枝 繁樹
畔柳 信雄
矢野 康治

司会 明治大学専門職大学院法務研究科教授

岩崎 政明

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編 1 頁～22 頁及び 48 頁～73 頁」に掲載されています。

はじめに

(岩崎) ご紹介いただきました、岩崎政明でございます。明治大学の法科大学院で租税法を担当しております。本年度の討論会におきましても司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど佃会長からのお話もありましたが、世界の経済環境については米中の貿易摩擦に起因した制裁関税が続いておりますし、また、米国とイランとの対立も激化し始めまして、原油価格等に大きな影響が出てきております。さらにEUにおきましてもイギリスの離脱がなかなか決定されず、不透明な状況が続いております。世界の経済状況はなかなか安定が見込めない状態になっております。これに対して国内経済の方は、安倍長期政権の下でさまざまな施策がなされてきたため、比較的安定した状況が続いております。このように経済が安定している間に財政を健全化するための基礎固めがなされていく必要があろうと考えております。

日本の税制を支える国及び地方の税制につきましては、この後、詳しいご説明があると思いますが、過去数年間の改革を受けて、かなり改善されてきているところと依然として課題が残されているところが混在している状況にあります。国税については数年来の税収増がありましたおかげで、歳出との差額がかなり改善されてきているところではありますが、とはいえ、累積している債務残高はギリシャをはるかに超えて世界最悪の状況が続いております。歳出につきましても社会保障費と国債償還費が国の歳出に占める大きな割合をずっと占めておりまして、これを抑える必要が増えてきております。歳入増については消費税率の引き上げだけが取り上げられておりますけれども、所得税制や法人税制の改革についてもこれからさらに検討すべき課題が残されていると思われます。

他方、地方税制につきましても昨年の平成30



年度税制改正、そして、今年の令和元年度税制改正によりまして国から地方への税収配分の方策がかなり固まってきております。そのことから地方施策を充実させていくための道筋は付いてきたように見受けられます。地方税務行政の効率化をより図るために電子化がこれから進められようとしておりますが、これも地方の行財政改革の良い影響を期待されているところであります。今後とも地方創生を促進するために、地方に税収を増やすための新しい制度が国税、地方税を通じて工夫されるべきであろうと思っております。

本日はこのような税・財政の構造変革期における国、地方の取り組み状況につきまして矢野財務省主税局長及び開出総務省自治税務局長をお迎えしてご説明を頂き、これに対して税・財政の専門的立場からは國枝教授に、また、企業活動の現実的観点からは畔柳租研副会長にそれぞれご意見を開陳していただきながら討論を進めていきたいと思っております。進行に当たりましては前半と後半2つに分けまして、前半につきましては国の税・財政につきまして矢野主税局長からご説明を頂いた上で、これに基づいて討論をし、その後、後半において開出自治税務局長に地方税・財政についてご説明を頂いて、その後、討論を進めるという要領で執り行わせていただこうと思っております。

それでは、早速、国の税・財政に関する中長期的な課題と現下の問題解決の方策につきまし

て矢野主税局長からご説明をお願いいたします。

I. 今後の税制について

(矢野) ただ今ご紹介いただきました主税局長の矢野と申します。今日は40分ばかりお時間を頂いておりますので、日本の税・財政についてお話をさせていただきたいと思います。40ページばかりの資料を1ページ1分で飛ばし飛ばし説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔一般会計における歳出・歳入の状況〕

資料①はご案内のいわゆるワニの口であります。これは国の一般会計を取り上げたものですが、上のラインの歳出の推移と下のラインの税収の推移があります。この絵だけを大ざっぱにご覧いただきますと、ご賢察のとおりであります。上と下の縦の乖離度合いが少しずつ縮まっているということで、安倍政権になってから7年連続国債発行額が対前年減額した、収支は少しずつ改善しているという楽観的な見方と、一方で、司会の先生からもありましたが、完全雇用と呼ばれる中、いまだに大きな赤字があるということでもいいのかという慎重論と両方見立てがあると思います。半分入ったコップの水を多いと見るか、少ないと見るかみたいな話ですが、この絵を見ただけでも慎重論と楽観論は議論が錯綜いたします。

〔債務残高の国際比較（対GDP比）〕

資料②は地方も含めた公的債務残高対GDP比の推移の各国比較ですが、この絵もまた楽観論と慎重論のある意味錯綜があります。慎重論からすれば、これも岩崎先生から先ほどございましたけれども、ギリシャを抜く世界最悪の債務残高であることは事実です。一方、楽観論的な見方をいたしますと、「日本はずっと右肩上がりだったものの、横ばいになってきている。



よいのではないか。」という見方もあります。この資料①、②のフロー、ストックの絵だけを見ていると雌雄を決しないわけですが、資料③、④で少し深掘りをしてご覧いただきたいと思います。

〔国・地方の税収の推移〕

資料③は棒グラフが税収の推移ですけれども、上が地方税、下が国税、合計で税金、その推移を10数年追っています。黒い右肩上りの矢印が引いてありますが、上の方の矢印をご覧ください。資料③と、国税・地方税合計で、安倍政権になってから28兆円の税収増です。時々答弁とかで聞いたことがおありかと思いますけれども、予算ベースを含めて28兆円の税収増というのが見込まれているということです。凄まじい数字ですけれども、これを少し左側にさかのぼってご覧いただきますと、リーマンショック前は92兆円であったところから経済とともに落ち込んだ税収がリバウンドした分がこの28兆円のうちのざっと半分、ほぼちょうど半分あります。民の力でリバウンドしていただいた分が28兆円のうちの半分です。

それから、ちょっとわかりにくいですが、棒グラフの上に消費税率引上げ分があります。これは国税・地方税を合わせて消費税率を5%から10%へ引き上げることによって増収させていただく分が97兆円と107兆円、一番右の棒グラフですが、差がちょうど10兆円ほどあり

ます。10%にした分の増収効果は令和2年度にも及びますので、令和元年度ではまだ途中ですけれども、5%から10%の途中分まで入れて10兆ほど消費税の増税による増収効果があるということです。除くと4～5兆円ということになります。4～5兆円でもすごいことですけれども、そういう位置付けであるということが1つです。

それから、一番上に折れ線グラフがあります。これは国・地方の歳出総額ですけれども、一番左のリーマンショック前から見ますと22～23兆円の歳出増で、ほとんどが社会保障費の増です。それに次いで多いのは元利払い費の増です。その2つでほとんどです。言わんとすることはおわかりのことかと思いますが、増収よりも歳出増の方が上回っているわけです。この政権における増収増28兆円というところだけを見ればすごいですが、リーマンショックの前からすれば15兆円ほどの増収増でありまして、歳出増はリーマンショックの前からすると22兆円の歳出増です。従って、このグラフの一番下の欄外に国・地方トータルのPBの赤字の数値が入っていますが、一番左の▲6.5から一番右の▲15.1に8兆数千億円PB赤字が広がっているということが見てとれます。決して楽観はできないということがフローベースでも言えると思います。それが1つです。

〔日本銀行の質的・量的緩和〕

資料④は、ここにおられる方には細かい解説は要らないと思いますけれども、日本の中央銀行のバランスシートの一部を端的に見たものです。左上がJGBの保有がこの政権になってからぐっと上がっているということです。それから、右上はETFの保有もぐっとせり上がっているということです。それらを合わせた総資産のGDP比、中央銀行の総資産のGDP比も従来は先進国の中で決して突出しているわけでもなかったわけですが、2012年以降、ご覧のとおり突出しています。

わが国の中央銀行は、金利が上昇した場合にはバランスシートが痛むことになりかねないというリスクをはらんでいるとの指摘もあるわけです。

〔平成2（1990）年度と令和元（2019）年度における国の一般会計歳入・歳出の比較〕

資料⑤から資料⑦については、財政の過去、現在、未来を1枚ずつ俯瞰していただくという意味で資料をご用意しました。資料⑤は平成2年のバブル直後といいますか、バブル期の増収がピークだった60兆円を超えていたときの一般会計の歳入・歳入を並べたものが上2つです。それから、今年度の増収が60兆円を超えると見込まれている予算の歳入・歳入が下2つの棒です。

言わんとすることは、白抜きの社会保障以外の歳入は約30年前とほぼ歳入金額自体は横ばいです。しかし、社会保障は10兆円強が30兆円強へと22兆円増えて3倍になっています。その分、右下の特例国債の発行になっているということです。不足分を借金で賄っているという構図です。もう1つ増えているのが国債費、元利払い費ですが、この元利払い費が増えたのも、結局、寄与度分析的に行けば、社会保障費が増えたことによる借金が増え、借金が増えたことによる元利払い費が増えたということです。元をただせば、高齢化を中心とするに伴う社会保障費の増による財政悪化がこの30年間の財政の歴史だったと俯瞰することができます。

〔受益と負担のバランス〕

資料⑥は現状を国際比較でご覧いただいたものです。OECD30数か国のうちデータのある30カ国ほどが並んでいますが、一番左はそれぞれの国の、これは地方の歳入も含めてですけれども、社会保障費歳入のGDP比は、日本は真ん中からちょっと上ぐらいです。真ん中のグラフは社会保障費以外の歳入のGDP比の国際比較

です。日本は一番下に近いところにいます。一番右は国税・地方税トータルの税収の GDP 比です。日本はかなり下の方にあります。言いたいことはおわかりでしょうけれども、一番左と一番右のグラフを対比して観念いたしますと、ちょっと言葉の綾がありますけれども、誤解を恐れずに申しますと、社会保障的に言えば、日本は中福祉・低負担の国です。真ん中のグラフと一番右のグラフを対比しますと、社会保障費以外では小さな政府、国家です。

ここで胸を張って言うのも何ですけれども、真ん中のグラフは例えば文教費であるとか、防衛費であるとか、或いはもろもろスペクトルに区分けすることができますが、どの歳出分野を取りましても日本は一番下の部類に参ります。役人の人件費という切り分け方をいたしましても、役人の人件費を取り上げますと極端に一番下に参ります。すみません。こんなことを言う時間を取ってはいけませんが、民営化した旧ゆうちょのような何万人もいらっしゃる職員の人件費を役人に入れても一番下です。ですから、小さな政府であるということは国際比較上は確かです。

〔主な国の高齢化率〕

資料⑦は先々のことをちょっとにらんでですが、社会保障だけが能ではありませんけれども、高齢化率というのはわかりにくい言葉ですが、これは総人口に占める65歳以上人口の割合です。つい先日「敬老の日」に先立って発表がありました。30%近くまで上がっていて、なお上がろうとしています。このグラフでは一番右肩に行ってもピークアウトしていません。

左上の箱の中に高齢者人口の中位推計ですが、中位推計で行ってどこでピークになるかということを書かせていただきましたが、2065年、約半世紀後まで右肩上がりが続くと見込まれています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計はかつては楽観的すぎるという酷評がありましたが、15年ぐらい前に改定をいたしま

したので、中位推計はほぼ当たっています。当たっていますので、中位推計のインプリケーションは重いと思いますけれども、向こう半世紀近く高齢化が進むことが不可避であろうという予想になっています。長寿化は喜ぶべきことですけれども、社会保障の持続可能性とか、財政の健全性という意味においてはこれは脅威です。今後約半世紀ますます厳しくなる話です。

〔「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年7月）の概要〕

資料⑧、⑨は内閣府が毎年2回出している中長期試算というものの概要です。資料⑧はその前提ですけれども、ご案内のとおり、高めの成長の前提と低めの成長の前提と2つ置いて試算をしています。

その結果が資料⑨ですが、資料⑨は左側からPB赤字がどう推移するか。真ん中が公債残高対GDP比がどう推移するか。一番右は財政収支のGDP比がどう推移するかということですが、このグラフにつきまして公表時に強調されておりますのは真ん中の債務残高対GDP比がこの先どうなっていくかということで、高めの成長の下赤丸はかなり下がっていくというのに対して、低めの成長の上青丸もやはり下がっていくということです。下がり加減は鈍いけれども、下がっていくということです。低めの成長でも下がっていくということが強調されています。

〔名目GDP実額（実績と中長期試算）の比較〕

ただ、資料⑩をご覧くださいと、内閣府の試算は高めの成長である上のラインと、低めの成長である下のラインの2つを常に出しているのですが、実際に資料⑩はGDPが縦軸ですが、GDPは実際にどうだったかということが1年ないし2年後に実績値が出ますので、それを後追いでトレースしたものが資料⑩のグラフです。

なぜ左右にグラフがあるかというと、3年ほ

ど前に GDP 改定し、30～40兆円断層が生じて、不連続になっているために表が2つになっているのですが、大局的に言えることは、高めの成長と低めの成長のラインよりも実績のラインが下にあるということです。もっと明確に言いますと、低めの成長の青のラインよりも実績値はもっと下にあるということです。ですから、よく永田町でも聞かれるのです。「上の試算と下の試算と、実績はその真ん中ぐらいにあるのか。真ん中よりもちょっと下なのか」というようなことを聞かれるのですけれども、間にはなくて、下の成長推計よりも下にあります。ですから、この推計が意味するところは、そういうものであるということは注意せねばなりません。

それから、戻って資料⑧に経済前提が置いてありますと申しましたけれども、丸を付けさせていただきました。これはこちらで勝手に付けさせていただきました。丸を付けたところは低めの成長の推計において数年後には名目成長率を名目長期金利が抜いて上回っていくという推計をしています。これが起こると、プライマリーバランスが均衡していても、債務残高対 GDP 比はこの先上がっていきます。ですから、先ほど資料⑨で低めの成長であっても、債務残高対 GDP 比が下がっていくようになっているということを申しましたけれども、この資料⑨のグラフに描かれていないその先々、債務残高対 GDP 比はせり上がっていくことになりますということが隠れているわけです。2つ指摘せざるを得ません。低めの成長も実際よりは高い設定になっているということと、金利と成長率の関係が影響を及ぼす部分がまだこのグラフには描かれていないということ、この2点がございます。

〔将来の社会保障給付の見通し〕

それから、資料⑪に参りまして、これも最近少し新聞紙上に載り始めていますけれども、2年ほど前に政府が「社会保障がこのままではどれくらい給付増になるか。或いは負担増を必要

とするか」という推計をしたものです。年金は成長率並みの伸びにとどまりますが、医療と介護は成長率を超えて伸びていくという姿が描かれていますけれども、上の方に括弧書きで GDP 比で見て、公費負担（国税・地方税合計の負担）が2025年と2040年の間で1.1～1.2%増が必要になるだろうという推計になっています。

この2025年から2040年、先ほど2065年という数字もありましたが、なぜ2040年という数字があるかといいますと、高齢者数のピークが2042年と見込まれていますので、その辺を視野に置いて、そこで終わりではないのですけれども、2040年までの推計をしたものにすぎませんけれども、そこまで見ると、2025年以降、GDP 比で1.1%ないし1.2%の国税・地方税の会費が余計に必要なという推計になっています。

この話と先ほどの資料⑨の内閣府の試算で、こちらで勝手に丸を付けたのですけれども、1.2という数字がありますが、低めの成長といっても GDP は実際よりも上なのですが、低めの成長前提を置いたときの2025年に残るであろう PB 赤字が GDP 比1.2%残る。この分と資料⑪の1.1%ないし1.2%というものを継ぎ足して考えますと、GDP の比で2.3%ないし2.4%が今後の収支改善といいますか、会費集めが必要になります。その GDP 比2.3%ないし2.4%の収支改善は他の歳出カットによっても可能ですけれども、もし仮にこれを増税によってやるとした場合は何税かという議論もまたワンクッションありますけれども、仮にこれを消費税で換算いたしますと4.6%ないし4.8%ということになります。軽減税率なしの場合です。軽減税率がありますともうちょっと高いのです。

さらに前回8%から10%について2年前の総選挙のときに半分は給付増でお返しをいたしますということを安倍総理は発表されましたが、もしあの方式を取って、増税の半分は新しい給付増をするのですという形を取るとしますと倍上げなければいけませんので、もしその形を取るとすれば、消費税率に換算した場合、9.2%

ないし9.6%になります。消費税率引上げが不可避だとは申しませんが、相応のボリュームということを申し上げた次第です。

〔租税原則〕

資料⑫はこんな基本論は失礼かとは存じますが、かつて先達が公平・中立・簡素ということを、洋の東西を問わず述べておられます。公平・中立・簡素ということだけではなくて、その大前提として十分性ということを述べておられます。併せて4原則だという言い方をする方もおられるわけですが、税はそもそも公平・中立・簡素であると同時に、或いはそれ以前に十分な財源を賄っていなければいけないという前提がございます。

〔主な経済指標の推移〕

しかるにと言うとちょっと言い過ぎですけど、資料⑬をご覧くださいと、先ほど岩崎先生からもご紹介がありましたけれども、今の日本の経済はといいますと、非常にアベノミクスによって数年来経済が好転しています。著しく好転していると言っても過言ではないと思います。特に網掛けをした部分をご覧くださいと、GDPギャップというのがないのです。▲がない状態です。これは稀有なことでありますし、雇用情勢のところも失業率が2%台前半です。多くのエコノミスト、或いは経済学の先生方からしますと、3%を下回ると、これは事実上の完全雇用だというようなことをおっしゃる方が多いと思います。そういう意味ではGDPギャップがなくて、かつ事実上の完全雇用という状態というのは非常に稀有な状態なのですが、経済としてはある意味ピークといいますか、マチュアな状態でありながら巨大な赤字があるというのが今の日本の実情です。

かつて30数年前に私が大学時代に経済学を勉強していたころには、「完全雇用財政余剰」という言葉がございました。完全雇用であるときには経済がピークなので、これは企業もそうで

すし、家計もそうですけれども、黒字がなければおかしいということです。黒字があるのが当たり前だということです。その黒字が少なすぎると、景気が転がるとすぐに赤字になってしまうし、持続可能ではないので、完全雇用は財政余剰があつて当然だけれども、その余剰が十分にあるかどうかという意味合いの、失業率とかいうのと同じ単なる経済用語にすぎませんが、完全雇用財政余剰という言葉からすると、もしその余剰が小さすぎれば、税収を厚めにするか、歳出を切り詰めるかをする必要があるというインプリケーションのある言葉です。そういう言葉がまるでほど遠い高嶺の花のような状態に、完全雇用にありながら大赤字があるというある意味異常な構造赤字状態だと思います。

〔景気循環〕

資料⑭は経済の好調状態が戦後記録的な形で長く続いているのに、赤字になっているという意味合いです。

〔国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較〕

そこで、資料⑮に行きまして、歳出カットももちろんせねばなりませんけれども、会費を集める必要があるとすれば何なのだろうという視点から国際比較をいたしますと、マクロ的な負担度合いが低いのは個人所得課税パーツと消費課税パーツです。例外はアメリカの消費課税部分が日本より低いという部分だけです。そこで、ここからあと数ページにわたって、所得課税、或いは消費課税がもし会費集めの対象だとすればという目線で幾つかの検証をしてみたいと思います。

〔個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦2人（片働き）の給与所得者）〕

資料⑯はご存知の実効税率カーブです。地方の個人所得、住民税も加えた各国とも広い意味での政府の個人所得課税の実負担率を比較した

ものです。日本は比較的低めのところから始めて、少しずつ右に行けば行くほど他国を抜いています。これは実は3,000万円までしか取っていませんが、5,000万円まで行くと上位に來ます。それは最高税率が先進国一高いからです。従いまして、所得税で会費を集めるという議論をいたしますとすぐに始まりますのが「金持ちから取れよ」という議論なのですけれども、それが単純に「そうだ」とは言いにくいのです。右に行けば行くほど日本は一番上に行ってしまうので、誤解を恐れずに言えば、日本は金持ちから頂いている税制になっています。逆に1,000万円より左のところに有権者、或いは納税者のほとんどが分布しているわけですが、1,000万円より左のところで見ますと、日本は最も低い状態にあります。アメリカと並んでいるということになります。

ちなみに余談ですが、アメリカは連邦所得税が1.55兆ドルあります。人口が日本の3倍、GDPは4倍近くありますので、単純に円換算するのは無意味ですが、3分の1ないし4分の1に置き直して、日本経済、日本財政に引き直しますと40~50兆円が所得税だけであるという国になります。こんなに日本の線よりもアメリカの点線が低いのに、なぜ税収がそんなに多いのかというと、実は億万長者、或いはその手前というところにアメリカは凄まじく人がいるからです。その度数たるや想像を絶するものがあります。アメリカンドリーマーがごく一握りいるみたいなイメージがよく日本では思われがちですが、そうではなくて、アメリカンドリーマーの一手手前みたいな人がいっぱいいるのです。ですから、このラインだけを見ていると、信じがたいことですが、日本よりも税収が2倍、3倍あるということになっています。ですから、日本はいかに所得税で会費集めができていないかということはそういう意味でも見て取れると思います。

〔申告納税者の所得税負担率〕

一方、資料⑦ですけれども、ただ、金持ちから取れというのはあながち正しくないような言い方をいたしましたけれども、金融所得課税について言えば、この政権になってから10%を20%の本則に上げ戻したのですけれども、それでもなお、いわゆる1億円を超える所得を得ておられる方々というのは、20%は最高税率よりも低いものですから、平均税率が右肩下がりになっていくという構図が顕著でありまして、ちなみに他の先進国について言えば、税制はまちまちですけれども、日本に次いで低いのはドイツの26.4%です。なので言うのは短絡的すぎますが、税は各国で決めればいいことですが、日本は金融課税が低い国ではありません。

〔ジニ係数の変化とその要因（所得再分配調査）〕

資料⑧から格差論議です。ピケティとかがよく言われますし、日本では格差論議に注目されますけれども、ちょっとだけ注意すべきというところを数ページに書いてあります。くどいですが、資料⑧の左側の高い方の棒グラフがジニ係数です。3年に1回調査されていますが、ジニ係数は高いほど不平等度が高いと言われる数字で、どんどん不平等度が上がってきたという経緯があります。しかし、それだけで格差が広がっていると捉えるのは間違いでありまして、おわかりのとおり、これは資産とかは関係なしに、所得の分布をベースに取っていますので、考えればすぐにわかることですが、30代、40代の方は、一部社長がいたり、一部失業者がいたりしますが、多くはサラリーパーソンの30代、40代の方は分散が小さいです。ところが、70歳の人はごく一部の社長、副社長とあとはほとんど年収がない人がいますので、分散は激しく大きいわけです。

ジニ係数は70歳の人は高く、30歳、40歳のジニ係数は低いです。日本は30歳、40歳の方がどんどん減って、70歳の方がどんどん

増えるので、国全体のジニ係数が上がるのは少子高齢化の進展によってある意味当たり前なのです。しょうがないとまでは言いませんけれども、それは悪化しているわけでは必ずしもないのです。そこはすごく大事なところでして、よく報道、或いは社会学者の方々に「ジニ係数が上がっているから大変だ」みたいに言う人がいますが、それ自体は間違いです。

右側に寄与度分析がありますが、時間がないので、はしょって説明しますが、上がった要因の大半が高齢化要因で説明できているのは事実です。

〔高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の推移〕、〔高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の水準（国際比較）〕

時間がないので、同じように飛ばしますが、資料⑱、⑳はジニ係数の推移と国際比較ですが、資料㉔をご覧くださいと、先ほどと同じように OECD 各国で不平等度が高いとされる国から低いとされる国へ上から並べてあって、左が総合計、真ん中が高齢者、右側が生産年齢人口等という感じで取ってありますが、日本のところを矢印でつないであります。

真ん中の高齢者のジニ係数の順番と右側の働き手のジニ係数の順番と2つあって、左端の総数のところは真ん中と右の順位の間に来ると幾何学的には普通思うわけですが、なぜ順番が間に来ないで、上に飛び抜けるかということは、間違いなく真ん中の数列による高齢者の人口ウェイトが日本は突出して高いから、こういう順番の番狂わせが起こるわけです。高齢者数が増え、高齢者数が多いから、こういう番狂わせが起こっているわけですし、その高齢者数のウェイトが高い、増えているという要素を除くと説明のできない図なのです。

〔「相対的貧困率（全体）」、「子供の相対的貧困率」の推移（総務省調査）〕、〔2000年頃以降の相対的貧困率の上昇要因について〕

資料㉑と資料㉒はもう1つ格差論議でよく言われる相対的貧困率です。相対的貧困率は平成26年にちょっと下がりましたが、それまではずっと上がっていました。

それまでずっと上がっていたことについても資料㉒で先ほどと同じような寄与度分析をいたしますと、やはり高齢化要因というのがほとんどを占めています。ですから、いろいろな統計がありますが、「不平等度が高まっている。大変だ」という議論はあるのですが、それだけで大騒ぎをしてはいけないということだと思えます。なぜこんなことを強調しているかというと、「所得税は金持ちから取れ」という議論が圧倒的に多いのですけれども、若干議論が流れていると憂えるからです。

〔経済社会における構造の変化〕、〔親の所得と子の大学進学率〕

資料㉓と資料㉔は、それでも格差論議というのは無意味ではないので、注意深く見ていく必要があるとは思っていますということで、実は最も格差問題を顕著に表していると思われる資料を探しに探して集めたのがこれです。ご案内のとおり、最近では正規も増えていますが、非正規の方が増えています。従って、非正規の割合が増えています。ただし、その右側にある真ん中の帯グラフを立てたやつですけど、非正規が増えているのは、ここ10年を見ますと、高齢者と女性が大半を占めている。だから、問題ないなどと言うつもりはありませんが、冷静な議論が必要であるということです。

それから、右側の35歳未満の若者のところで非正規の割合が数%だったものが16%台でずっと上がってきて、これが氷河期をはじめとする問題としてありましたし、現に残っているわけですが、直近数年は若干改善しつつあります。でも、若干改善しているけど、ずっと前に比べると高い水準にはなっています。これが真実です。その辺も注意深く見ながら、格差論議を見て、税制も考えなければいけないと思っています。

す。

〔消費税の特徴〕

時間がないので、所得税はそれぐらいにして、資料㉔から消費税です。資料㉔は消費税の特徴について言ってみれば、メリットを白丸、デメリットを黒丸のようにして書いてあります。黒丸のところはご案内のとおり日々買うたびごとにいちいち消費税がつきまとう痛税感が凄まじいということと一番下のいわゆる逆進性ということがよく言われます。

しかし、それほど言われていないことが白丸にいろいろ書いてありまして、勤労意欲に対しては中立的であるとか、或いは所得の種類に関わらず、税負担のかけ方が同じであるとか、或いは所得の変動によって、調子のいいときに税をいっぱい持っていかれてしまうという所得税とは違って、消費はもう少し安定的に推移するので、税負担がやや安定的だということです。二重丸をしたところがマクロ的に大きな意味を持ちますけれども、国境税調整がございしますので、国際競争力を1円もそがないということです。日本に入ってきた舶来品と日本の国産品は同じ100足す8で勝負になりますし、フランスに行ったものはフランスに行く前に100になって、フランスの国産品と一緒に100足す20で同じ勝負をいたしますので、国際競争上は足しも引きもしないということが国際競争力上優位とされるゆえんであります。

それともう1つは、これも釈迦に説法ですがけれども、次の二重丸ですが、減りゆく勤労世代で、増えゆく退職後世代を支えていくという基本構図にある中で、勤労世代は減っていくのに、その所得、或いは所得税、法人税、或いは保険料といったものに依拠していると、どれだけ率を上げていっても賄い切れません。それは限界があります。そこで、やはりお金持ちの高齢者の方で高額な消費ができる余力のある人であればあるほど負担する側にも回っていただけるといふ消費税の強みがあるということを表してい

ます。従って、国際競争社会において、或いは少子高齢化社会においては、消費税の強みがあると思います。

〔社会保障給付費の増に伴う公費負担の増〕

そういうことも踏まえまして、3党合意という形で社会保障を賄う財源として消費税をとということが資料㉔のような概念図で示されたわけです。資料㉔も皆さんご案内のとおりですが、社会保障給付はトータル年金、医療、介護等を合計して100兆円を超える給付、そのうちのざっと3対2で保険料財源と税財源（公費＝国税＋地方税）となっています。これもご案内のことですが、一番右端の縦になっている帯グラフ、保険料のところにも未納の穴があるだろうと思われる方がおられるかもしれませんが、未納の金額はこの表には入っていません。未納分はこの表の外にあるわけです。その人たちは受給権がないので、言ってみれば給付と対応していないので、問題ないと言うと語弊がありますが、その人たちは公費の補助を受けられないので、むしろ損しているわけです。しかし、税の取りっぱぐれと言ったら何ですけど、頂きそびれている国債発行分、点線をかけてあるところ、この分は年金、介護、医療の支給をしておりますので、その分は誰かが負担するのだらうということと先送られているわけです。未納とは違う穴になっているわけです。

〔個人消費水準（実質）の推移（四半期）〕

それを埋めるための3党合意を結んだわけですが、結果としては、話が飛びますが、資料㉔のように、経済的に痛手をもらいました。もちろん可処分所得を減じさせて、会費集めをさせていただくので、経済的なダメージが起こることは不可避ですけども、そのダメージが大きかったと言われている駆け込みと反動減です。反動減のところに2つグラフがありますのは、内閣府が3～4年前にGDP統計を変える前が四角、変えた後が三角で、若干予想が違って

ますが、いずれにしても可処分所得を公的部門が吸収させていただくということをしたので、当然のことながら、この消費動向が下にシフトしたことは間違いありません。

〔「消費税率引上げに伴う対応」の概要〕

それを受けて、今回8%から10%に上げるときにはいろいろなあの手この手の工夫をいたしました。それが資料⑳にわかりにくく書いてあります。ポイントだけ申しますと、この資料㉔の真ん中に小さい字で5.7兆円という網掛けの部分があります。これは何かといいますと、軽減税率もない、給付増もない場合に8%から10%に消費税が2%分上がった場合の税収増です。もし軽減なかりせば、5.7兆円程度の税収増、そこから軽減税率の1.1兆円程度とか、そのまた下の給付増2.8兆円程度とかいうのを、頂かないとか、支弁するとかいうことをやって、右下の2兆円程度というような収支改善のコアになっています。5.7兆円程度が2兆円程度になっているわけです。

この間ポイント還元制度ですとか、或いはプレミアム商品券ですとかいうことがこの2.3兆円の中にいろいろ入っているわけですが、非常に煩わしいと。軽減税率も煩わしいというご批判もございます。昨年末に資料㉔をご説明したときに、ある経済人の方が私に「矢野さん、こんなややこしい軽減とか、ポイント制とか、プレミアム付商品券とかをやめて、0.5%ずつ4回そっと上げればいいではないですか。おまけを配ってごまかすようなことをやめて、少しずつずっと上げればいいのですよ」ということを真顔でおっしゃった方がおられました。

その方は0.5%ずつ一定程度間を置いて4回上げるという意味でおっしゃったのですが、実際に今回の収支改善は2兆円ですので、2兆円というのは消費税0.7%相当ですので、もしこれと同じボリュームの収支改善を企図するのであれば、0.5%を4回やる必要はなくて、0.7%を1回やれば終わっているのです。そういうご

批判が出るぐらい対策がややこしいのです。ただ、あの手この手で何とかして大きな駆け込みと反動減をなくそうともがいて10月1日を迎えようとしているわけです。

〔軽減税率制度の対象品目〕

資料㉔は税制で対応している軽減税率です。これも事業者さんに手間暇をお掛けし、消費者さんに戸惑いをお招きすることが想定されますが、それがないように必死に説明会を開いたり、何なりとやって、お酒と外食などを除く形で飲食料品等を軽減税率とするという形を取らせていただいています。

〔消費税(付加価値税)率の引上げ前後の物価・経済の動き(日・独・英の比較)〕

さらに税制そのものではないかもしれませんが、資料㉔には付加価値税率を上げたときの値動き、或いは経済のインパクトの国際比較をちょっと書かせていただいています。資料㉔の上の3つを横に見て比較していただきますと、日本は付加価値税率、消費税率を上げたときの値動きは卍のマークのように急にぱっと上がってという形を取っています。他のドイツ、イギリスは緩やかに上がっているように見えます。この辺が大きく違うのです。ある意味政府の側にも問題があって、4月1日に上げるという場合に、「3月のうちには上げるなよ、上げるなよ」みたいな、「先んじて上げるのはフライングだ。フライング、便乗値上げだ」みたいなことを言っていたのを覚えています。

ある意味フライングという概念はないのです。値決めは自由ですから、不適切な価格表示はいけないうえに、値決めは自由なので、先んじて上げるのも、それは自己責任です。また、後になって上げるのを逡巡しておられると、「下請け泣かせだ」と言って、これもまた「さっさと上げろ」みたいなことを言いがちなのですが、それも下請け泣かせ、下請けへのしわ寄せはいけないうえに、値決めは自由なのだという反省

が政府にもございます。

〔「消費税の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の概要〕

そこで、資料③のような値決めは自由なのだというをガイドラインという形で、特に小売業者さんなんかに対してそれを示したという経緯があります。

〔EU加盟国における付加価値税率(標準税率)の引上げ回数〕

資料②は、ファクトをお示ししたものにすぎませんが、ヨーロッパ各国において付加価値税率を上げた経験が100回以上あります。それをどんな刻みで上げているかというのを度数分布的に示したものです。ご覧のとおり、1%以下刻みのところが最多頻度になっています。ヨーロッパのデファクトは、1%刻みが最多頻度です。

日本は前は5%から8%へ3%上げましたが、5%から8%へ上げたときは軽減税率がございませんでしたので、ヨーロッパでいえば4%近く上げた格好になります。とすると、この表でいえば、一番右の欄に当たる上げ方をしたということになります。かなり急激な上げ方をした部類に入ります。そういう意味では今回は2%でいかせていただきますし、反動減対策をあれやこれややってというトライアルをさせていただくのですが、今回の影響がどう出るかも見ながら、先々ということの頭の体操としては小刻みにするということも勉強はしていかなければいけないと私は思っています。

〔付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較〕

それから資料③です。これもご案内の付加価値税率はいろいろな国がありますということですが、日本は其中で低い方です。

〔高齢化率と付加価値税率〕

横軸に高齢化率、先ほどの総人口に占める65歳人口の割合を取ったものと平面に落としたのが資料④ですが、これで縦方向に見ると、日本より低いのが5カ国あります。スイスなど5カ国がありますが、このスイスなどの5カ国は高齢人口割合が日本の半分ぐらいだということも見て取れます。

〔OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係〕

同じような話が資料⑤にあって、資料⑤はもっと巨視的に社会保障のGDP比と国民負担率を取ったものです。当然のことながら、小さな政府か、大きな政府か、高福祉・高負担か、小福祉・小負担かみたいなことがあるわけですが、日本は若干中央の帯から逸れようとしていて、社会保障の歳出は高齢化等によって増えていくのですが、負担の方がついていけないとも言えます。

これは負担増をすれば右に行くので、帯に戻って来るわけですし、給付カットをすれば、矢印が上に行かずに済みますので、それもそれで1つの止血にはなります。或いは成長することによってGDPを上げれば上に行きにくくなるので、これも1つの止血にはなります。ただし、今、社会保障は年率3%以上で伸びていますので、GDPを膨らませることによって上に行かないようにしようとすると、成長率を3%以上に上げるということをやり遂げない限り、その3つ目の選択肢は実現しませんので、その限りにおいては空論になります。

〔経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)(抄)〕

資料⑥は去年の「骨太の方針」で社会保障について受益と負担の在り方を見直すのだということがうたわれて、来年の夏までにやることになっています。

〔日本における収入に応じた受給・負担後の手
取り金額（夫婦子二人）【イメージ】〕、〔フ
ランスにおける収入に応じた受給・負担後の手
取り金額（夫婦子二人）【イメージ】〕

その中には医療、介護、年金等についてい
ろんなことがうたわれていますが、税財源だけ
を使った生活保護のことは資料⑳です。

資料㉑のフランスと対比してご覧いただきま
すと、時間がないので、言いたいことだけ言
うと、生活保護のボリュームをフランスと比較
していただきますと、日本は非常にそれが大き
いです。ちなみにアメリカ、イギリスをここ
に置くと、アメリカ、イギリスは同様の給付
措置の部分をもっと小さいです。それはあま
り極端だろうというので、温かいフランスを
置きましたが、フランスよりも小さいです。

それから、自前の収入と給付の部分とのコ
ンビネーションで手取りが算出されるわけ
ですが、その手取りの枠線をご覧ください
ますと、日本はやや水平的な部分が長く
て、フランスは右肩上がりになっていま
す。これはアメリカ、イギリスも右肩
上がりになっています。その2つの
違いが際立っています。

そういう意味でもいろいろな議論があ
ってしるべきだと思います。とある有識
者はこの生活保護の在り方を職探し
の努力をしているかどうかと結び付
けて、給付水準を一部見直して、そ
れをフランスで言う活動手当みたい
なところを少し設けるみたいなこ
とをしようとつかう引越作業をす
れば、枠線が右肩上がりにならな
いようになりますので、それをや
ってはどうかというようにおっしゃ
る方もおられます。

〔今後の課題〕

最後に資料㉒ですが、抱えている税制改正
ものの、税目別にここ数年の軌跡と残され
た課題みたいなことが今後の課題とい
うところの右肩に書いてあります。所得
税もいろいろな控除の見直し等をや
ってまいりました。法人税もこの政
権になって27年度から30年度までに課
税ベース

を広げながらの率の引き下げをや
ってまいりました。消費税は今申
し上げたのとおり5%から8%、
8%から10%をやって、インボ
イス論議うんぬんがあります。相
続税、贈与税も高齢者から若い
世代への資産移転といったもの
をどううまく回していくかとい
った課題、それから、国際課税
のデジタル課税の問題等々、課
税はございすけれども、適正に
取り組んでいきたいと思ってい
ます。すみません。ちょっと時
間が延びてしまいましたけれど
も、以上で終わらせていただき
ます。

Ⅱ. 今後の税制への質問・意見

（岩崎） ありがとうございます。それでは、
ただ今から討論の方に入りたいと思
いますが、ちょっと時間が足りな
くなってしまったので、手短かに
お願いしたいと思います。

まず、國枝教授からご意見をお願
いいたします。

（國枝） 中央大学の國枝でございま
す。座って失礼いたします。

〔消費税率引き上げに伴う対策の現状〕

今の、主税局長からのお話でござ
いますが、皆さまお聞きいただい
ておわかりのとおり、わが国は
少子高齢化が急速に進むというこ
とで、



社会保障の支出が非常に拡大していくということです。しかも、現在の状況というのは、景気循環で見ますと非常にいい状況でございます。それにも拘らず、全くお金が足りないということでございまして、今回予定されている10%への消費増税と、さらにその後もあるかもしれませんが、とにかく消費税増税が不可欠ということがよくわかるご説明だったと思います。また、消費税率引き上げに伴う対応についても、細かくご説明いただきました。

所得再分配と生活保護の話については、経済格差が開いたかどうかというのは、実はデータの見方によっていろいろ意見がありますし、生活保護の在り方についてもいろいろ意見があります。さて、高額所得者への課税強化の話ですが、実は日本の所得税は、最高税率は地方税まで入れれば55%になっています。さらに、そういう方々がもらった所得も、そこから消費税を払いますので、消費税まで勘案する必要があります。そうすると、実は65%近くの限界税率となっています。そうすると、これ以上引き上げるという余地というのは限られている。また、あまりに最高税率を引き上げてしまうとシンガポールに移住する高所得者が出てくるという問題もある。その点を踏まえると、これから社会保障のお金がかかるわけですが、それを全て高額所得者の方の負担でというのはなかなか限界があるなということです。そこが一つのポイントだったのだらうと思います。

質問でございしますが、1つは消費税率の引き上げに伴う対応について、さまざまな対策があるということは今お話があったとおりです。とはいえ、もうあと2週間もないわけでございまして、一方で報道等ではなかなか現場が間に合わないという話もあったりします。その責任というのは、私が考えますに、増税の最終的な判断を政治的に示すのが遅かったということがあると思いますので、必ずしも執行当局や現場の責任ではないと思いますが、とはいえ10月1日は来るわけでございまして、現状についてどう

考えるかをお聞きしたいと思います。

〔税制面からの資産形成支援〕

それから、今日は本当にお時間がなくて今後の話はあまりなかったのですが、やはりせっかくの機会なのでお聞きしたいこととして、今後の税制の課題として話題になりましたが、資産形成をどうやって税制で支援していくかという話があります。実は、行動経済学の知見がこの問題を考えるには非常に重要でございまして、減税をして税引き後の収益率を上げたところであまり効果がないというのは、もうよく知られている点です。他方、投資教育とか、或いはデフォルト設定とって個人が自分でどういうものに投資するか選ばないときに、どういうものに投資することになっているかをデフォルトといたしますが、デフォルトの設定を伴う金融スキームが効果があるということが知られています。日本の今あるスキームで言いますと、確定拠出年金、それから若干近いものとして職場積立NISA等はそういった要素があるスキームということになると思います。なので、行動経済学の立場からは、そういったものについての税制上の支援というのは有効であろうということです。

他方、実は標準的なファイナンス理論で言うと、高齢者の方についてはあまりリスクを取るべきではないというのが標準的な見方です。残念ながら現在のいわゆる一般のNISAについては、高齢者の方がリスク投資をしているという側面が多いということで、これは問題があります。むしろ高齢者のリスク投資促進税制については圧縮すべきだろうと考えていますが、いかがでしょうかということです。

それから最後に法人税につきましてちょっとだけ触れられましたが、いわゆるデジタル課税の問題が重要だと思います。今、OECD等の場で検討がなされているわけですが、イギリス案とかアメリカ案とかが出て議論されているという話は報道されています。さて、日本の税制

当局としてはどういうふうを考えているのかというのをお聞きできればと思います。

以上です。

(岩崎) ありがとうございます。それでは引き続きまして、畔柳副会長からご意見をお願いいたします。

(畔柳) ご紹介いただきました租研副会長の畔柳でございます。本日はこのような機会を頂きまして、ありがとうございます。先ほど矢野局長には、重要なデータを、グラフを使って視覚的にお示しいただき、私たちが認識すべき税財政の現状をわかりやすくご説明いただきました。私からは、改めて確認させていただく点もありますが、安定財源の確保と経済活力の強化という2つのテーマで、税制改革について、意見を述べさせていただきたいと思います。

〔社会保障費増大に備えた安定財源確保〕

まず、安定財源の確保については、今日の説明の中でもご示唆のあった内容を確認させて頂くものになります。わが国が著しい歳出超過・歳入不足の状態にあり、債務残高が最悪というのが、企業人として最も気になることです。また、本年6月に財政制度審議会が令和時代の財政の在り方に関する建議において、平成という時代を、消費税を導入しながらも拡大する行政サービスや社会保障のコストを税として負担せず、累積させた債務を後世に押し付けた時代として総括されています。こうした現状を目の前にしますと、第一に思いますことは、今までも言われ続けてきている通り、われわれ現在の世代が将来世代につけを回してはならないという決意を強く持って、財政の健全化に何としても取り組まなければならないということです。その上で、これからの税制を考える場合に、これもまた繰り返し指摘されていることですが、何よりも先ず大切なことは、超高齢化に伴う社会保障費の増大に財政がどう備えるか、それを



どのような税制で受け止めるか、安定財源を求めるかということだと思います。

〔基幹税としての消費税〕

私は、税の専門家ではありませんが、基本原則の公平性・中立性・簡索性の3点に留意した上で、矢野局長がご説明頂いた資料にも記されています通り、国民全体で広く負担され、景気に左右されないという点から、やはり消費税こそがこの時代に即した基幹税であって、社会保障を支える大きな役割を担うべきと思います。消費税率はこの10月に10%に引き上げが行われますが、それでもなお巨額の債務を将来世代に先送りされる構造は、抜本的には改善されません。2度の延期を経てようやく10%の引き上げに向けた取り組みをされている最中とは存じますが、政府には、1日も早くこの重要なコンセンサスを形作るためにも、本日のように財政と税制に関する情報をわかりやすく国民に指し示していただくとともに、ぜひ、その議論を尽くす場をしっかりとまた継続的に設けていただきたいと思います。

〔税制による経済活力の強化〕

次に、もう少しミクロの話でございますが、2点目として経済活性化のための税制でございます。世界経済の減速や、国内の労働人口の減少が懸念される中で、本日の資料にもございました、成長実現ケースでの経済成長を実現する

ためにも、税制には企業が生産性や国際競争力を高める努力を強力に後押しする役割を一層期待されているわけでございます。つきましては、近年の税制改正とその見直しの議論の中から、法人実効税率の引き下げと試験研究開発税制、連結納税制度、デジタル課税の3点について、少し具体的にコメントさせていただきたいと思っています。

〔法人実効税率の引き下げと試験研究開発税制〕

まず、第1点の法人実効税率の引き下げと試験研究開発税制については、平成26年度以降、法人税率等が順次見直され、地方税を入れた実効税率が大きく引き下げられました。また同時に、設備投資や基礎研究を促す税額控除制度が拡充されて、一連の税制改正によって企業は成長志向での前向きな挑戦がとてもしやすくなってきていると思います。加えて、直近ではAIやビッグデータ等を活用するサービスの開発費用や、ベンチャー企業など一定の民間企業との共同研究や委託研究の費用が、試験研究開発税制の対象となって、従来以上に利用の幅が拡大されてきています。

こうした税制を次々に打ち出していただくことは、税負担軽減の経済的な効果のみならず、国としてビジネスの分野での新たな挑戦を支援する積極的な姿勢を明確にしているという点からも、極めて意味のあることと考えます。今後とも、さらなる制度充実に向けたご検討を期待しているところでございます。

〔連結納税制度〕

次に、第2点の連結納税制度に関しまして、現在、納税者がより一層利用しやすく、また同時に、課税庁の調査執行負担を軽減させる観点から、制度の簡素化が検討されています。徴税と納税コストの少ない制度設計を目指すことは、極めて重要であって、さまざまな課題が残されていると思われますが、ぜひとも納税側と徴税

側が納得できる制度を実現して、税制全体の制度簡素化の流れを作っていただければと存じます。

外国税額控除や研究開発税制など現行ではグループ全体で限度額等が計算されるいわゆるグループ調整計算のメリットについての廃止についても、その制度簡素化の中で議論が行われています。既に連結納税を行っている企業だけでなく、これから活用を考えている企業にとっても、こうしたグループ調整計算の意義は大きく、簡素化との引き換えに利用者のメリットが失われた場合、かえって利用が進まなくなる懸念もございますことから、ぜひとも企業の利用実態を踏まえた慎重な検討をお願いしたいと思います。

〔デジタル課税の今後〕

最後に、3点目のデジタル課税についてでございます。近年のデジタル経済の急速な発展に対して、各国の税制が追いつかず、欧州各国が独自に課税を始めつつあります。こうした動きは、OECDを中心に各国が積み上げてきた国際的な協調体制を損ない、デジタルビジネスを展開する全ての企業にとって、二重課税を生じさせる懸念がございます。

政府には、これまで国際協調路線の調整役としてご尽力いただき、深く感謝申し上げますとともに、引き続き早期に課税ルールが確立されますように、強力なリーダーシップを取っていただけます様、よろしくお願い申し上げます。また、デジタル課税問題の本質は、これまでは認識されなかったデータという無形資産がその重要性、経済的価値が急速に認められて高まっていることにあると思います。データが重要な価値を持つ新しい競争環境において、日本企業が世界の先頭を走る米国と中国に置いていかれてないために、またこの新しいテクノロジーで優位に立つためには、日本企業が自由にデータを活用でき、国としても適切な課税権を確保できる課税の在り方についてしっかりと議論して

いくことが重要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

(岩崎) ありがとうございます。お二人の方からたくさんのご意見を頂きましたが、共通するところもありますので、何点かまとめてお答えいただければと思います。

(矢野) ありがとうございます。

〔消費税率引上げへの対応〕

早速まず國枝先生から頂いた消費税も間もなくですが、その準備、確かにレジの対応等々が遅れているとかいろいろな報道がございますし、或いは混乱が不可避というご批判も頂いています。先ほども少しだけ触れさせていただきましたが、私どもといたしましては、コールセンターを開設させていただいたり、或いは説明会を事業者さんに対して7万回やらせていただいたりとか、どれだけやっても多分混乱が皆無なんていうことはあり得ないので、やり尽くしたということとは言えないのですが、国税庁組織も含めまして、可能な限り、悉皆的に説明会等を開かせていただいているところであります。

政府の中でも関係省庁の局長級会議というのを10回ほど開きまして、それぞれどこがどう遅れているといった話をお互いにチェックし合うみたいな、或いは内閣官房からご指示を頂くみたいな会合を開いて、準備を怠りなく進めようとしています。

〔行動経済学の視点からの資産形成〕

あと、資産形成に関する行動経済学の視点からのご示唆を頂きました。そもそも租税優遇措置は、国民の税金を利活用させていただいて、タックス・エクスペンディチャーとして行うものですので、ご指摘のとおり、本当に効果的なのかどうかということをきちんと掘り返して考え直してうまく効率的に活用させていただく必

要があると自戒しています。そういう意味でも、新しい視点として行動経済学という視点は、非常に有用なご示唆を頂けるものと思っています。書いておられるところにもございますが、単に優遇措置を取るだけでは、優遇措置のないところから優遇措置のあるところに移るだけだという効果としては薄いというご指摘であるとか、或いは高齢者にはリスク資産への投資をむしろ抑制的にするべきだといったことから、一般NISAへの優遇措置というのは疑問なしとしないといったご指摘など、いろいろご示唆に富むご指摘を拝読させていただきました。

個人年金や企業年金に関する税制につきまして、政府税調も含めまして、働き方の違いなどによって税の有利・不利が生じないように、公平な仕組みにしていくといった検討を進めていますが、そういった意味から、NISAにつきましても簡素化・明確化といった観点から、少額からの積立・分散投資に適した制度に一本化するという基本的な方向で検討することになっておりますので、そうした視点も含めて検討を進めていきたいと思っていますし、ご提示いただいた行動経済学というのは、人が自発的に行動を変える後押しをするような政策を志向するという、非常に有意なアプローチだと存じますので、新しい知見をこの先の政策形成に積極的に取り入れていけるように、引き続きご示唆を頂ければと思っています。

〔デジタル課税の検討〕

デジタル課税の関係は、ご案内のように、G20でも議論がありましたが、OECDを中心的に国際的な議論が行われています。来年末までに2つの柱からなる解決策を取りまとめるということで、基本合意がなされています。恒久的施設を有さずに活動する多国籍企業に関して、市場国等に対しても課税権を分け与えるという柱と、タックス・ヘイブンなどの軽課税国への利益移転に対して、最低税率によって課税を実質担保するという柱と、2つの相互補完的な柱

をもって検討いたしております。各国が個別に対応策を取れば、それは不確実性を増すということになりますし、そもそも来年末までの合意がきちんとできるのかということもございますので、しっかりと現実的かつ合理的な合意形成に貢献していきたいと思っています。

〔連結納税制度の簡素・合理化〕

それから、もう1つご指摘を賜りました。畔柳先生からのご指摘の中で、今度連結納税を少し簡素化していきたいと思っておりますが、これにつきまして、いろいろ経済界の方とご議論させていただいておりますところです。基本は、損益通算の枠組みを維持しながら簡素化を図って、企業の事務負担を軽減するというのが眼目であります。それによって、各企業ごとの事務処理能力と言いますか、その能力の差が税負担の多寡に影響してしまうというというようなことができるだけないようにすることで、中立・公平な課税にもっていくというのが眼目ですので、その眼目に基づきまして、維持するところは維持して、逆にフリーライドになるようなこと、或いは租税回避みたいなことになることは避けながら、制度の簡素・合理化を進めていきたいと思っています。事務負担の軽減、経営実態を勘案した制度の趣旨との照らし合わせ、濫用防止、制度を選択していない企業との公平性などの視点から、経済界、経産省とも調整を図りながら制度の詳細を決めていきたいと思っています。

〔国際課税への対応〕

BEPS プロジェクトの時にあったことですが、さらにその前にも、OECD 租税委員会では、法人税の引下げ競争によって各国が共倒れになるおそれがあるという議論がありました。法人税の引下げ競争をやっていると、それは一時的に他よりも軽課税にしたところはアトラクティブになるわけですが、結果的には各国は税財源を他に求めざるを得なくなってしまうとい

う意味で、その意味においては共倒れが起こります。

それを避けるべく、OECD ではハームフル・タックス・コンペティション「有害な税の競争」というような言い方をしてお互い慎もうということを申し合わせていたのですが、もうご賢察のとおり、OECD30数カ国の中だけでそれを申し合わせてもタックス・ヘイブンを軽課税となっていますので、ある意味完結しなかったわけです。それがこの数年やってきた BEPS プロジェクトにおいては、ご案内のとおり130カ国以上が参加する形に様変わりいたしました。なぜそういうことができたかと言いますと、パナマ文書の問題が明るみになる時代が訪れ、タックス・ヘイブンに対する厳しい世論が他の先進国でも起こり、タックス・ヘイブンも巻き込んだ国際合意を取り付けることができるようになり変わりました。それで、BEPS プロジェクトは、いまや130カ国以上が参加するようになりました。

現在も、デジタル課税については2020年末までの130カ国以上での合意形成を目指しています。うまくワークするように、合理性と現実性をわきまえながら合意形成に努めていきたいと思っています。

以上です。

（岩崎） ありがとうございます。それでは、続きまして、地方財政・地方税制の現状と課題の方に移らせていただきます。開出自治税務局からお話しいただきたいと思います。

Ⅲ. 地方財政・地方税制の現状と課題

（開出） 総務省自治税務局長の開出と申します。本日お集りの皆さま方には、常日頃から地方税制の推進について大変お世話になっております。改めて御礼申し上げます。今日は、「地方



「財政・地方税制の現状と課題」と題しまして資料を用意してまいりましたので、ご説明させていただきます。

1. 総論：地方財政・地方税制の現状と課題

〔国・地方を通じた歳出の構造(イメージ図)〕

レジュメをお開きいただきまして、まず資料③をご覧くださいと思います。これは国と地方の歳出の構造ということでございます。一番右にありますのが、国のみで年金・防衛ということで矢印がございしますが、国の仕事として国の歳出で賄っている部分ということであります。一番多いのが、国の歳出と地方と連動して施策を推進している部分、教育や社会保障や社会資本整備の部分でございしますが、それぞれ国・地方の負担割合が決まっています、共同して仕事を行うということでございます。

地方の独自事務でございしますが、国が法令等で実施を義務付けているもの、警察、消防といったものがあります。一番左が地方独自の歳出で行っている部分ということで、地方単独事業と言われているんですが、こういった部分があるということでございます。それぞれ税収で基本的な部分を賄うわけですが、地方の場合には財政力の格差がございしますので、地方交付税ということで横串に入っていますが、財源調整を行っているということでございます。

〔地方財政の財源不足と借入金残高の状況〕

先ほど国の財政についてお話がございました。資料④でございしますが、地方も同様の状況でございまして、左が財源不足の状況で十数兆円の不足が生じているというのが近年起こっていることでございます。右側が借入金残高の推移ということで、200兆円前後で最近落ち着いていますが、問題は一番下の臨時財政対策債です。これはいわゆる地方の赤字地方債でございしますが、50兆円を超えるレベルになってきているということで、財政の硬直化が進んでいるということでございます。

〔地方公務員数の状況〕

地方としてどういう努力をしているかということでございますが、資料⑤の右上のグラフをご覧くださいと思います。地方公共団体の総職員数の推移ということで、これは集中改革プラン等地方を挙げて取り組んでいまして、平成6年度比で約17%の職員の削減等の合理化を進めているという状況でございます。

〔地方財政計画の歳出の推移〕

資料⑥が、地方財政計画上の歳出の推移ということでございます。これをご覧くださいと顕著にわかりますが、投資的経費を大幅に圧縮する一方で、地方におきましても社会保障関係の一般行政経費がございします。下から2段目のピンク色の部分でございしますが、平成元年から比べまして約3倍以上の歳出を要しています、財政の硬直化がこの意味でも進んでいるということでございます。

〔国税・地方税の税収内訳（令和元年度予算・地方財政計画額）〕

資料⑦は、地方税の税目ごとの内訳ということであります。一番上段が国税で、2番目が地方の合計ということです。3番目が道府県税、一番下が市町村税ということであります。道府県税につきましましては、法人課税の比率が26.6%

ということで高い割合を占めるという特徴と、地方消費税が都道府県税になりますので、黄色の部分がウェートを増しているということでございます。この地方消費税の半分につきまして、市町村に交付金として交付されるということで、市町村も含めた社会保障財源として非常に貴重な地位を占めているということでございます。

市町村税につきましては、個人住民税と固定資産税、合わせまして約8割ということでありまして、さまざまな住民に密着したサービスを提供する市町村の安定的な財源を担っているということでございます。

〔地方税収（地方財政計画ベース）の推移〕

資料⑧が、最近の税収の推移ということでございます。リーマンショック後落ち込んでいましたが、足元では景気回復と地方消費税率の引き上げによりまして、過去最高水準を更新しているという状況にはあるということでございます。

〔人口1人当たりの税収額の指数（5年平均（H25～29決算））〕

地方税におきましては、資料⑨にございますが、税目ごとの偏在度の議論が重要でございます。後ほど触れますが、一番左が都道府県ごとの人口1人当たりの税収額の指数ということでございます。いずれも東京都がトップになるわけですが、地方税計では最大/最小を対沖縄県で言いますと2.4倍ということでございます。真ん中の地方法人2税につきましては、6倍の格差があるということでございますが、その右の地方消費税につきましては、これは都道府県間で清算を行っていますが、清算後で言いますと、清算基準の見直しも行った結果1.3倍ということで、偏在度が低い税目になっています。固定資産税も2.3倍ということで、比較的偏在度が小さく、地方税としては望ましい税目ということでございます。

以上が全体の概況でございまして、それぞれ

の税目ごとの現状と課題につきまして、ご説明したいと思います。

2. 各論：個別地方税制の現状と課題

(1) 地方法人課税

〔法人事業税所得割の税率引き下げと外形標準課税の拡大〕

まず、地方法人課税でございます。資料⑬に飛んでいただければと思います。これは、成長志向の法人税改革の中で、実効税率引き下げの観点から、外形標準課税の拡大を行ってきたということでございます。一番左が26年までの形ということで、所得割が大層を占めていましたが、27年度改正、28年度改正を経まして所得割の部分を全体の8分の3まで引き下げるということによりまして、実効税率の引き下げにもつなげる改革が行われたということでございます。8分の5の部分がいわゆる外形課税分、付加価値割と資本割の部分ということになっています。

〔地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築〕

偏在是正の観点から、資料⑭に、どういう取り組みをしてきたかということが書いてございます。6倍の差があります一番偏在度が高い税目でございますので、下の年表みたいなところの真ん中ですが、平成20年度というところに「地方法人特別税・譲与税制度の創設」とございます。これは、法人事業税につきまして一部を国税化しまして、譲与税で配布することによりまして、税収の多い都道府県から、そうでない都道府県に実質的に財源が転送される制度ということでございますが、創設されました。その後、法人住民税につきましても、26年度でございますが、消費税率の引き上げによりまして、当時は2倍以上偏在度があったわけですが、偏在度が少ない消費税と言われましても、税源として地方団体に財源を付与することによりまして、団体間の格差が拡大いたしますので、

法人住民税の法人税割、所得課税部分につきまして一部を交付税原資化するという取り組みを行いました。令和元年度におきまして、さらに消費税率が8%から10%に引き上げになりますので、その住民税のさらなる交付税原資化と、新しい制度といたしまして、地方法人事業税の偏在是正制度、特別法人事業税・譲与税制度を創設するというを行いました。これはわかりにくいので、資料⑮の図で説明申し上げます。

〔消費税率の引き上げと地方法人課税の偏在是正〕

ここに図がございまして、上段が地方の法人住民税の法人税割です。これは、都道府県、市町村合わせまして17.3%の税率がございました。これは第1段階目の26年度改正におきまして、消費税が5%から8%に引き上がりましたことを受けまして、4.4%分を地方法人税という名前の国税にいたしまして、全額交付税財源にするという改革を行いました。28年度改正におきまして8%から10%に引き上がりましたときに、さらに5.9%を地方の方から見ますと引き下げまして、国税の地方法人税の税率を引き上げた結果、10.3%が国税になっているということでございまして、右に飛び出した部分がございしますが、これが全額地方交付税ということで、地方団体の財政力格差の是正に用いられるということになったわけであります。

その下の部分が、法人事業税についてかつて講じていた地方法人特別税という制度ですが、これは、次の資料⑯に飛ばさせていただきます。

〔地方法人課税における新たな偏在是正措置〕

先ほどの地方法人特別税という名の暫定的な制度として導入されたものでございまして、消費税が10%になる段階では廃止するという約束になっていましたので廃止したわけですが、それを単に廃止することになりますと、地域間の財政力格差が残ってしまいます。さらに、近年の税収の状況を見ますと、都道府県で言います

と東京都等の3大都市圏であります、非常に税収が伸びていますので、その格差がさらに拡大するという懸念もあったところでございます。一番左が復元後の法人事業税ということで、先ほどの特別税を廃止した後の法人事業税の姿ですが、このうちの約3割を、これも同様に国税ということで、特別法人事業税という名前の国税化をいたしまして、これを全額譲与税財源にするということで、右にあります、国の交付税特会にそのまま入れまして、譲与税として都道府県に配るということをしています。

今回、前回の措置と何が違うかと言いますと、右の図の点々であります「特別法人事業譲与税」というところの下に「譲与基準「人口」」とございます。従来の制度では、人口と従業員数で半々ということで譲与基準を設けていたましたが、今回は譲与基準が人口ということで設定していますので、より財源調整効果が高い制度になっているというになります。

〔新たな偏在是正措置の考え方と効果〕

基本的な考え方は、資料⑰をご覧くださいと思います。大都市におきます税収というのは、企業の経営実態も変わってきていますので、本店所在地により集中する状況になっています。今回の改正、法人事業税の3割を国税化しまして人口で配布し直すという措置の導入によりまして、法人課税の偏在度を県内総生産の分布とおおむね合致する程度に修正することができるということが、今回の考え方であります。

上段に3つグラフがございまして。一番左が先ほどご説明しました地方法人2税のみの偏在度6倍ということでございしますが、真ん中の法人事業税の譲与税化によりまして3.15倍になるということでございまして。一番右が県内総生産の偏在度ということで、3.17倍ということでございまして、ほぼそれに見合った是正がなされるということでございまして。

全国シェアで言いますと下の図になります。特に東京都のところをご覧くださいますと、こ

の全国シェアの度合いを、県内総生産のシェアにほぼ一致する水準になっているということが見て取れるかと思います。

以上が偏在の関係でございます。今年度以降の税制改正につきまして議論になる点、1点ご紹介させていただきたいと思います。

〔平成31年度税制改正大綱（抄）収入金額課税関係部分〕

資料⑱でございます。これは、昨年の与党大綱におきまして、検討事項ということで記載された部分でございます。これにつきまして、電気供給業とガス供給業につきまして、現在収入金額課税ということで外形標準課税が行われています。これは、電気・ガスにつきましては、所得を課税標準とすることにしますと、地方団体からサービスを受けている受益のボリュームを適切に表すことができない、受益と負担の乖離が生じるということで、収入金額課税というのが現在導入されています。

〔エネルギーシステム改革のスケジュール（電力）〕

その状況下でおこなっているわけですが、この電気供給業、ガス供給業につきまして、自由化が進められていまして、資料⑲がこの電気の自由化のスケジュールでございます。電力の第1段階で、小売りの自由化に向けた動きがなされまして、平成28年（2016年）には、電気小売全面自由化が導入されました。右から2番目ですが、来年の令和2年（2020年）には送配電部門の法的分離が行われるという自由化が進められていますので、この収入金額を課税標準とする課税の見直しというものが検討項目として挙げられているわけでございます。

〔都道府県別の法人事業税に占める収入価額（平成29年度決算）〕

ただ、地方税の場合には、資料⑳にご覧いただきますように、マクロの課税の在り方と都道

府県ごとの帰属も重要な視点になってまいります。特に原発等の大規模発電施設の立地都道府県におきましては、電気供給業に係る収入割額が、収入割額全体の大層を占めています。例えば福井県は、このオレンジの部分が電気供給業の収入割額の比率ということですが、大層を占めているということでもあります。これは福島県でありますとか島根県等の原発の立地県においては同様に見て取れるところでございまして、課税方式の見直しによる都道府県間の増減収、特に減収ということですが、影響が大きいわけですので、そういった点に対する配慮が必要であると考えています。

先ほどの与党の大綱におきましても、地方財政や個々の地方団体の税収に与える影響等を考慮するということが書かれているのは、そういった観点からの留意点ということとなります。

〔全国知事会要望（収入金額課税）〕

地方団体からも、全国知事会からは引き続き現行の課税制度が維持すべきではないかというご意見がございますので、こういった地方の声も伺いながら、今後の税制改正の議論が行われると考えています。

以上が法人でございまして、車体課税につきましても今年度大きな改正がございました。

(2) 車体課税

〔車体課税（地方税）の現状〕

資料㉓が車体課税全体の国・地方の帰属状況を図にしたものでございます。冒頭の柱書きにもございますが、車体課税の多くは2.6兆円のうち2.2兆円が地方財源ということでありまして、貴重な財源になっているわけでありまして、今後地方のインフラの更新等を踏まえますと、この税収というのは非常に大事だと考えています。

〔自動車税の税率引き下げ〕

先に資料㉔に飛んでいただきます。これは、

自動車業界からも長年のご要望ということで、自動車の保有税について引き下げのお話がありました。一番左が軽自動車税で、1万800円という税率でございますが、乗用車につきましては、一番小さい型で2万9,500円でございます。これを2万5,000円に4,500円下げます。以下、階段の下げ幅が小さくなっていますが、保有課税の引き下げを行うということが一番大きな改正ということでございます。

〔車体課税の大幅見直し（全体像）〕

資料⑭にお戻りいただきますと、この自動車税の税率引き下げは、これは保有課税ですので恒久的な減税になるわけでございます。新規登録車からということでございますが、平年度ベースで言いますと1,320億円の減収が立つということでございました。これの地方財源の確保ということで、国にもご協力いただきまして、まず地方の車体課税の中でできるグリーン化特例の基準の見直し等を行う一方で、自動車重量税の譲与割合の引き上げでありますとか、揮発油税からの税源移譲等を頂く中で、地方財源には長期的な影響が出ない形での制度設計が行われたということでもあります。

一番下の環境性能割の臨時的軽減につきましては、消費税率が引き上げられるときの大きなお買い物であります自動車につきまして、時限的な軽減措置を講じるということでございます。こういった大きな改正が行われています。

〔平成31年度与党税制改正大綱（抄）〕

今後ですが、資料⑳です。与党大綱におきまして、下の3行ですが、検討事項ということでございます。これは、やはり国・地方通じましてインフラの更新という財源を安定的に確保することが必要ですので、そういったことを見すえつつ、電気自動車の普及であるとか排気量に応じた課税というものの限界というものも出てまいりますし、安全に配慮するであるとか、環境性能だけではなくて安全性能にも配慮する必

要だとかいろいろな点が指摘されてございますので、自動車関係諸税についての在り方につきまして、中長期的な視点に立って検討を行うということでございます。われわれも、いろいろな方のご意見を聞きながら、このあたりの議論を整理していきたいと考えています。

(3) 森林環境税

〔森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計〕

新しい制度といたしまして、森林環境税が導入されました。これは、パリ協定の下での温暖化対策の一環ということでございますが、これも譲与税という形で制度が仕組みられているわけです。左が税の部分でございます。個人住民税の均等割が道府県・市町村合わせまして4,000円ございますが、これに上乗せいたしまして1,000円分ということで森林環境税という新税を導入することといたしています。これは、令和6年度から施行です。税の徴収は6年度からということでもあります。

これは、森林の荒廃が非常に進んでいまして、間伐等の手入れが必要になってくるわけですが、その恩恵は、山間部でなく、広く都市住民にも全国民にも及ぶのではないかとということで、住民税の均等割ということで導入されるわけです。その図で言いますと、右のところが譲与税ということで地方に配布される部分でございます。森林環境税の下のところに譲与基準が書いてございますが、私有林の人工林面積でありますとか林業従事者の数、人口によりまして、都道府県・市町村に譲与税ということで森林整備の財源を付与するということでございます。

〔森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準〕

先ほど課税と譲与のずれのことを申し上げましたが、資料㉑に説明がございます。森林環境税につきまして、令和6年度からの導入ということでございますが、これは実は東日本震災の防災対策分ということで、現在1,000円上乗

せされているものが、令和5年までということ
でございます。その振り替わりのような形で、
税負担を極力小さくするということから、森林
環境税につきましては令和6年度から、それま
では借入金を交付税特会の方で行いまして、順
次その額を引き上げていくという形で現在設定
されていまして、譲与税自体は本年度から地方
団体に配布されるということになってございま
す。

(4) ふるさと納税

〔ふるさと納税の概要について〕

次はふるさと納税の関係でございます。これ
は、資料③は個人のふるさと納税でして、
2,000円を超える部分については個人住民税か
ら全額特例分として控除されるという仕組みで
ございます。

〔ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）〕

資料④が最近の推移でございます。平成30年
度におきまして、5,100億円を超えるというこ
とで、非常に大きなボリュームを占める状況に
なってきています。

〔ふるさと納税制度の見直しについて〕

飛んでいただきまして、資料⑤です。この返
礼品につきましては、報道が盛んにされていま
すが、一部の団体が返礼品の豪華さで寄付を募
るという取り組みが止まりませんでした。法的
な規制が必要だということで、右にございま
すが、法律改正後ということで、総務大臣が指
定する団体に限って税額控除の特例分の適用が
受けられるということでございます。下に基準①
②③とございますが、返礼品を3割以下にする
とか地場産品に限っていただくとか、そうい
ったルールを設定することといたしまして、こ
の6月1日から施行されているということござ
います。

制度の説明は、個人については以上にさせて

いただきます。

〔企業版ふるさと納税の活用（地方創生応援税制）〕

同様と言いますか、企業版についてもふるさ
と納税制度がございます。資料⑥でございます。
これは個人の場合と違しまして、企業にも一部
負担していただくということですが、図に
ございますが、公共団体に対する寄付につ
きましては損金算入、現在3割の軽減効果があ
りますので、現行制度はこれをさらに3割とい
うことで倍にして6割が軽減されるというこ
とでございます。4割の負担が残るというこ
とですが、これにつきまして、今年度さらなる
拡充というものが議論されるのではないかと
いうことでございます。

〔企業版ふるさと納税に係る地方創生担当大臣表彰の事例〕

資料⑦でございますが、一番下にあります岡
山県の玉野市などの例で、企業もいろいろ工
夫されていますというか、企業にもメリッ
トがある形での寄付ということで、商業高
校に工業系学科の新設を実施しまして、人
材育成に役立ててほしいといった事例等が
最近起こっているということございま
す。これもご紹介だけにとどめさせていた
だければと思います。

(5) 地方税の電子化

〔ICT化の進展に対応した主な施策（地方税）〕

地方税の電子化でございます。資料⑧は、
今まで取り組んできたことを年表にしたも
のでございまして、参考にご覧いただければ
と思います。

〔eLTAX（エルタックス）について〕

資料⑨がeLTAXでございます。これは国
税庁のe-TaxにLが付いたローカルのeLTAX
でございます。これは、給与支払報告書の
やりとりでありますとか法人2税の申告につ
いて、

現在 eLTAX が使えるということで、これはかなり以前は紙に申告書を書いて封筒詰めて大変なご負担を企業に頂いていたわけですが、電子的に一括してこの eLTAX の窓口へ送付すれば自治体まで届くということでございます。

上の枠囲みの2つ目でございますが、この運営主体が今まで一般社団法人でございましたが、今年の4月1日から、地方税法に基づく地方共同法人ということで、地方税共同機構という運営主体に生まれ変わりました。マイナンバーのやりとり等も含まれますので、セキュリティにも配慮した体制を強化するというところでございます。

〔地方税共通納税システムの導入〕

その中で、資料④でございます。地方税の共通納税システムというものが、この10月から始まります。来月からということでございます。これまで、地方税法人2税につきまして申告だけできる形になっていましたが、税金を納める部分がそれぞれ金融機関等に行うというようなことでございました。手続きが納税まで完結していませんでしたが、このシステムの導入によりまして、申告から納税まで一括対応ができるということございまして、これはかなり負担軽減になるということでご評価も頂いているところでございますが、10月から円滑に施行したいと思っています。

上の枠囲みの※印が一番下の行にございますが、当面は申告系の事業税、住民税が中心になりますが、地方の場合には賦課課税であります固定資産税でありますとか自動車税等でございますので、これは課税主体の検討状況と納税者の方のご意見を踏まえた検討ということになりますが、さらにこの税目の拡大等の利便性の向上を務めていきたいと思っていますので、ご紹介させていただきたいと思っております。これは、電子納税に限らず納税環境の整備というのは政府を挙げて取り組むということでございますので、われわれは税制と同様に、納税事務も重要

だと思っていますので、この点も力を入れて進めたいと考えてございます。

駆け足になりましたが、以上でお話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

Ⅳ. 地方財政・地方税制の現状と課題への質問・意見

(岩崎) ありがとうございます。それでは、討論の方に入りたいと思います。まず、國枝教授からご意見を頂きたいと思います。

(國枝) 地方税制を巡る課題について、非常に網羅的にご説明いただきまして、大変参考になりました。また、特に執行の話というのが往々に軽視されるわけですが、今、最後で地方税の電子化についてもお話いただきまして、これも勉強になりました。どうもありがとうございます。

質問なのですが、やはりいろいろあるテーマの中でどうしても重要なのは、地方財源の偏在をどうするかということかと思っておりますので、それと関連してふるさと納税、それから地方法人課税の在り方ということについて質問したいと思っております。

〔返礼品競争激化の抑制〕

まず、ふるさと納税でございます。ふるさと納税制度については、寄付者の方は、あまり認識なさっていないかもしれませんが、実は国及び寄付をした方が住んでいる土地の自治体の負担で行われている制度というところがあって、私も含めて経済学者の間では、懐疑的な論者も元々多かったかと思っております。特に話題になりました返礼品競争というのは、元々生まれ育った土地の自治体を助けたいという人達が自発的に寄付するのを支援する措置として導入されたのに、現在では、いかに割安で特産品を手に入れるかが目的となってきてしまったということで



す。もちろん今回総務省におかれてさまざまな見直しを行ったということで、非常にいいことだと思いますが、まだまだ問題も多いかと思います。そういう意味では、返礼品は不要とするとか、或いは現在の控除についてもう少し圧縮するというようなより厳格な制限を課すべきではないかという気がいたしますが、いかがでしょうかというのが1点でございます。

〔企業版ふるさと納税制度〕

それからもう1点、今ご説明がありましたふるさと納税は、個人だけではなくて企業一般についてもふるさと納税という話があります。ただ、考えてみますと、今の大企業というのは、実は株主の中には例えば海外の人も多いということがあって、例えば日産の大株主はルノーでございます。個人であれば先ほど言いましたように生まれ育った土地に寄付するという説明が

あるのかもしれないのですが、さて企業にそういうことで多くを期待するということはいかななものかなという気がいたします。その点どうお考えかということでございます。

〔交付税制度の抜本的な改革の必要性〕

それから、地方法人課税についてですが、地域間の税源の偏在というのがあるのはもう間違いないことでございまして、それを何とかするために、外形標準課税であるとか特別法人事業税、特別法人事業譲与税の導入、さらに法人住民税や法人税割の交付税原資化等の措置がご説明のとおり講じられたわけです。半面、地方法人税制は私も大学で教えています、授業でもなかなか説明が難しい複雑な制度になってしまったという問題があるかと思います。

詰まるところ、先ほどのふるさと納税、或いは地方法人課税についていろいろ改革がなされ

てきた背景には、基本的には特に東京都を中心とした富裕な地方自治体の財源を地方に移転することが現在の制度では根本的にはできないという問題があって、いわばそのつげが地方税制の方に回ってきて、地方税においていろいろ苦勞なさるということになってきたのではないかと思います。交付税制度については、今日午前中講演をなさった佐藤先生をはじめとして、いろいろな経済学者から抜本的な改革案も出されているところでございます。今日いらっしゃるののは自治税務局長でございますので、そのお立場では答えにくいかもしれないのですが、そろそろ税制をいじってということだけではなくて、富裕団体の財源を地方に回せるような財政力格差の是正を図る抜本的な改革も必要になってきているのかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか？

以上でございます。

(岩崎) ありがとうございます。では、引き続きまして、畔柳副会長の方からご意見を頂ければと思います。

(畔柳) 開出局長には国民生活に密接に関わる地方行政を支える地方財政の抱える課題について、わかりやすくご説明いただき、ありがとうございます。地方についても、国と同様社会保障費の拡大を安定的に賄える財源の確保という重要な課題とともに、税源の偏在をどう改善するのかという難しい問題に取り組まれているということがよくわかりました。

その上で、私からは、これは質問というよりは、税収安定と応益課税原則の観点から、地方法人2税、それから地方消費税への税収シフトについて、最近の改正における環境保全の要素についての2点について、コメントさせていただきたいと思います。

〔地方法人2税の国税化について〕

まず第1点目でございますが、今ご説明頂い

たことの確認になりますが、地方自治体がその地域の特性に応じた行政サービスを自ら決定して継続的に提供していくためには、安定した税源の確保に加えまして、受益者が広くそのコストを負担するという応益課税原則が明確に確立され、牽制が利いた財政の規律が維持されることを必要とします。また、人口集中等による税源の偏在についても、より偏在性の低い税の導入や柔軟な地方税制の見直しなどが継続的な取り組みによって改善されていく必要があると考えます。

従って、これらの点から、租研では、応益性が低く、景気次第で税収が不安定となりやすい地方法人2税の応能負担の部分は、従来、基本的に国税化を含めて検討すべきとの立場を取っています。その上で、拡大する社会保障費を支える安定した税収として、地方消費税の拡充が重要との認識を持っています。日々重要度を増している子育てや医療・介護などを支えるためには、地方消費税の一層の拡充を図るべきであり、その点では国税としての消費税のさらなる税率の見直しと機を合わせて議論を継続していくべきと考えています。

〔環境を配慮した車体課税、森林環境税についての取り組み〕

次に、車体課税と森林環境税に関わる取り組みについてでございます。特徴的に、いずれも環境への配慮をテーマとした税制として、納税者にもその意味や目的がわかりやすいものになっていると思います。地方税の分野において、最新性能を搭載したエコカーや電気自動車の新車への買い替えを促したり、地球温暖化防止のための森林維持を目的とした税制が次々に整備されていくことが、社会全体が環境問題の重要性を再認識して、問題意識がさらに高まることにつながるのではないかと、そういった啓蒙の点からも大いに意義があるのではないかと考えています。

〔デジタル手続法によるオンライン化〕

以上、2点についてコメントさせていただきましたが、最後に地方税に係る行政側の手続きの効率化と納税者側の納税事務負担の軽減につきまして、地方税共通納税システムやeLTAXのデータ取り組み手続きの電子化などの取り組みは大変意義のあることだと思います。ICTの発展と足並みを合わせて、手続きの面でも革新的な取り組みを続けていただきたいと思います。そして、自治体には努力義務となっていますが、デジタル手続法による行政への種々の申請手続きのオンライン化については、国からも地方公共団体の積極的な対応を促す措置をご検討いただければと希望するところでございます。

以上でございます。

(岩崎) ありがとうございます。それでは、ただ今のお二人の先生方からのご意見につきまして、開出局長の方からご見解をお願いいたします。

(開出) ありがとうございます。

〔返礼品の指定制度導入〕

國枝先生から頂きましたふるさと納税の点でございます。これは元々制度の趣旨は、出身地であるとかふるさとに感謝の気持ち、応援するといったことをできるようにする、あとは税の使い道を一定程度自分で決められるというところが原点でありまして、そういった原点を大事にすることが必要だということです。それとやはりお話にもございましたように、国税の減収、或いは、住所地の自治体の減収が起こることであり、これは交付税で結果的には国民が負担します。やはりこの制度に参画する自治体が、良識と責任を持って対応するということがこの制度を維持する基本的な条件であると思っています。

今回そういった観点から、返礼品の提供をする場合には、一定の条件でやってくださいとい

うことで指定制度導入ということでございますが、いろいろなご意見が出ることをわれわれも承知しているわけですが、やはりふるさと納税の仕組みによりまして、今回もまた千葉で災害が起こっていますが、災害時の助け合いのための寄付でありますとか、一部自治体の中で、先ほどの資料にも入れさせていただきましたが、高校生の取り組みに支援いただく目的を明示して自治体が寄付を募ってそれがうまく回っていくということも出てきていますので、現段階ではわれわれ今回導入されましたふるさと納税指定制度を安定的に運営して、この健全な発展に努めていきたいと考えています。

これからもいろいろなご意見があると思いますので、不断の見直しをするような姿勢で取り組んでいきたいと考えています。

〔企業版ふるさと納税のメリット〕

企業版につきましては、確かにお話にありますように、企業にとってふるさととはどこかという問題でありますとか、海外の方の投資家も多くなってきていますが、地方にとりましても、企業との結び付きというのはかなり大きくて、いろいろなインフラの整備だとか教育の充実だとかいうことを行っているベクトルに企業のお考えと合致する場合にご支援を頂けるということは、大変ありがたいということで考えています。先ほど玉野市の例、これも工業高校の人材育成でありましたが、企業としてもメリットがあるというご判断で取り組まれているという事例もあるところでございますので、骨太の方針にもそういった地方創生に寄与するという観点、企業価値の向上にもつながるという観点から、この制度について伸ばしていこうということでございますので、われわれもいろいろなご意見、メリット・デメリットございますので、留意しつつ、この制度についても検討を進めていきたいと考えています。

〔法人課税の偏在度の是正〕

法人の偏在の話につきましては、ご指摘のとおり非常にわれわれも悩んでいるところでございまして、交付税による財源調整機能というのが不交付団体についてはできませんので、どうしても税の国税化、譲与税でありますとか交付税原資にするとかという話になってまいります。これが近年の取り組みということでございますが、抜本的な地方財政制度の改善については、おっしゃるとおりでございまして、これも一極集中の是正ということとも直結するような話になってくるかと思いますが、現行の制度をさらに拡充というのはなかなか難しいと思いますので、そういった点も含めて検討を深めてまいりたいと考えています。

また、畔柳様からもご意見を頂きました。3点だけお話ししたいと思います。地方の法人課税につきましては、偏在度の問題等いろいろございますが、やはり法人も地方においては存在を発揮しておられますので、さまざまな行政サービスを受けておられるということでありまして、一定のご負担というものもお願いしたいということでございます。偏在の問題もございますが、やはり地方もいろいろな地域振興を行う中で、企業誘致の取り組み、企業誘致を行った結果としての税源涵養でありますとか偏在性の問題もございますが、税収の伸張性、充分性、こういったものも努力しながら取り組んでいますので、一定のご負担ということをお願いしたいということでございますが、その弊害ということの偏在性については、いろいろな先ほどご説明したような取り組みをしているということでございます。

〔環境関係税〕

環境の関係については、課税目的が明確だところというのは非常に重要な点であると思ってい

ます。新しく税負担をお願いするものでございますので、この使途も含めてどういった課税目的、制度の税なのかということについて、わかりやすい受益と負担についての関係、わかりやすい説明に努めてまいりたいと思います。

〔行政手続きのオンライン化、電子化〕

行政手続きのオンライン化、電子化の関係でございますが、これは地方団体は国と違いまして、1,700団体ございますので、今まで取り組みは率直に言って遅れてきたと思います。地方税共同機構という1つの受け口ができましたので、それをてこにさらに進めていきたいと思っております。地方団体にも必要財源が出てまいりますので、十分な対応をする中で進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

おわりに

（岩崎） ありがとうございます。本日は、矢野主税局長、開出自治税務局長から、国及び地方の財政、税制の現状と課題について、ご説明いただきました。とりわけ直近の税制改正の状況につきましては、豊富な資料に基づいてメリハリをつけてとてもわかりやすくご説明いただきました。ありがとうございます。本来でしたらもう少し議論を深めたいところではあります。残念ながら予定されている終了時間ももう過ぎていきますので、これで切り上げさせていただきますと思います。

フロアの皆さまにおかれましては、本日はあいにくの雨の中でありましたが、たくさんの方お集まりくださいまして、ありがたく思います。これで本日の討論会をお開きとさせていただきます。どうもありがとうございました。